

FACT BOOK

ファクトブック2024

日本の損害保険





ファクトブック2024

日本の損害保険

一般社団法人日本損害保険協会

目次

まじめに		損保協会の活動
日本損害保険協会とは	- 4	[] 損害保険の普及啓発・理解促進
行動規範	- 6	
第10次中期基本計画の概要	- 7	2. 地震保険広報活動 —————
気候変動対応方針 ————————————————————————————————————	- 7	3. 自賠責保険広報活動 —————
		4. 報道機関対応 ——————
員害保険の概況		5. 消費者行政機関等との対話・交流 ——
要指標		Ⅲ 損害保険契約者等からの相談対応、苦情・紛争の
損害保険会社の数 ―――――	- 8	6. 相談・苦情・紛争解決対応 ————
保険料 ————————————————————————————————————	- 8	
保険金 ————————————————————————————————————	- 9	Ⅲ損害保険業の業務品質の向上
損害率・事業費率	- 9	7. 消費者の声の活用
総資産・運用資産	- 10	8. コンプライアンス・プログラム ――
経常利益・当期純利益	- 10	9. ガイドライン等 ―――――
代理店実在数・募集従事者数 ――――	- 11	
		Ⅳ 損害保険業の基盤整備
5様な損害保険		10. 情報交換制度 ———————
くらしの安心を支える保険 ――――	- 12	11. 要望・提言
事業活動の安心を支える保険 ――――	- 13	12. 国際関係業務 ———————
くるまの保険 ――――	- 14	13. 自賠責保険運用益拠出事業
すまいの保険 ――――	- 16	14. 中小企業向け保険の普及促進 ―――
からだの保険・その他の保険 ――――	- 20	
事業者向けの保険 ――――	- 22	(V) 事故、災害および犯罪の防止・軽減
		15. 不正請求対策 ———————
		16. 交通安全対策 ———————
		17. 防災・防犯対策
		18. 環境問題対策 ————————————————————————————————————
		19. 地域特性に応じた各支部の取組み —
		VI 損害保険業に関する試験・認定、研
		20. 募集人に対する試験・教育等 ———
		21. 損害調査関係の試験・研修

22. 医研センター研修・医療研究助成 ― 57

資料・データ 火災保険関係 主な風水災等 -79 日本国内で損害保険業を営む会社 -- 58 主な風水災等による保険金の支払い -80 主な損害保険の関連団体 -59 火災保険 都道府県別水災補償付帯率の推移 ― 81 個人情報保護の取組み -60 地震保険関係 契約者保護のしくみ -60 主な地震災害ー 82 損害保険に関する主な法律 ― 83 地震保険による保険金支払例 -金融経済教育の取組み -66 地震保険制度の変遷 -84 主要指標関係 地震保険世帯加入率 — 86 元受正味保険料 68 地震保険都道府県別世帯加入率の推移一 86 正味収入保険料 -地震保険付帯率 ———— 87 正味収入保険料の保険種目別構成比 -69 地震保険 都道府県別付帯率の推移 -87 70 元受正味保険金 -地震保険保有契約件数 — 88 正味支払保険金 -70 地震保険 都道府県別保有契約件数の推移 ― 88 総資産・運用資産・ 国際関係 総資産の内訳 一 71 主要国の損害保険料比較 -89 代理店関係 会員会社の海外進出状況 ――― 89 72 代理店実在数の推移 -会員会社の海外との再保険取引 -- 91 損害保険の募集従事者数の推移 -73 海外連結損害保険子会社の 地域別正味収入保険料 -91 白動車保険関係等 自由化以降の損害保険業界の動向 -92 交通事故の発生件数 -74 94 損害保険のあゆみ ―――― 自動車保険加入率 一 74 98 2023年4月以降の主な出来事 -75 自動車保険 都道府県別加入率 -信頼回復に向けた取組み -99 76 高額判決例 -第9次中期基本計画の総括 -- 100 77 自転車の事故件数 -損保協会の所在地 -- 101 78 自転車での加害事故例 -

日本損害保険協会(略称:損保協会)とは

損保協会は、損害保険会社を会員とする事業者団体です。

損害保険は、皆さまの平穏な生活や安定した事業活動のお手伝いをするという社会的役割を担っています。

損保協会では、この社会的役割を着実に果たすために、消費者の皆さまとのコミュニケーションを推進し、皆さま からいただいたご意見に基づき業務品質の向上を図っています。また、身のまわりにあるリスクの軽減に向けて、防災・ 防犯対策、交通安全対策等にも力を入れて取り組んでいます。

設立

1917年5月 大日本聯合火災保険協会設立(損保

協会の起源)

1946年1月 日本損害保険協会設立

1948年5月 社団法人の認可を取得

2012年4月 一般社団法人に移行

目的

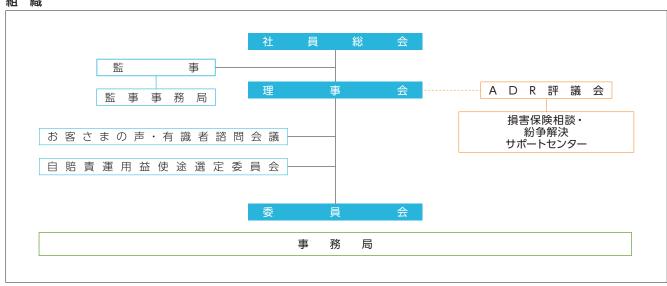
わが国における損害保険業の健全な発展およ び信頼性の向上を図ることにより安心かつ安全な 社会の形成に寄与することを目的としています。

事業内容

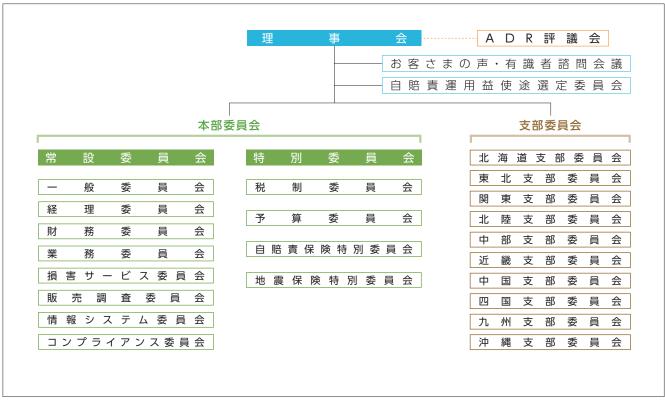
- 1. 損害保険の普及啓発・理解促進に資する事業
- 2. 損害保険契約者等からの相談対応、苦情・紛争 の解決に資する事業
- 3. 損害保険業の業務品質の向上に資する事業
- 4. 損害保険業の基盤整備に資する事業
- 5. 損害保険の安定かつ継続的な提供に資する事業
- 6. 事故、災害および犯罪の防止・軽減に資する事業
- 7. 損害保険業に関する研修、試験および認定等の事業
- 8. 前各号の事業に資する国の補助金等に関する事業
- 9. その他本協会の目的達成上必要と認めた事業

機構一覧(2024年7月1日)

組織



委員会機構



事務局機構

本部 				支部	5	
経営企画部	北	海	道	支 音	事	務
業務企画部	東	北	支	部	事	務
損害保険相談・紛争解決サポートセンター本部	関	東	支	部	事	務
(地区センター)	北	陸	支	部	事	務
東京/近畿	中	部	支	部	事	務
損害サービス企画部	近	畿	支	部	事	務
募集・教育企画部	中	玉	支	部	事	務
IT企画部	四	国	支	部	事	務
法務・リスク管理部	九	州	支	部	事	務
総務人事部	沖	縄	支	部	事	務

行動規範

損保協会は、1991年10月、損害保険業界が社会・国民からの信頼に応えていくことを目的として、「行動規範」を制定しました。 損害保険業界で発覚した諸問題を踏まえ(詳細はP99参照)、会員各社における独占禁止法遵守に向けた取組 みを促すため、2024年3月に改定しました。

行動規範(抜粋) 日本損害保険協会

制定 1991年10月17日 改定 2005年 3月17日 2012年 4月 1日 2018年12月20日 2023年 6月15日 2024年 3月21日

安心かつ安全で持続可能な社会の実現と、経済および国民生活の安定と向上に資する相互扶助制度を円滑に 運営することが、損害保険事業の社会的使命として求められている。

また企業および団体は、社会の公器として、事業活動を通じて社会的課題の解決により一層取り組むことが求められている。 そのため日本損害保険協会は、自らの使命を全うし社会からの信頼と期待に応えるとともに、損害保険事業の健全な 発展および信頼性の向上を図るため、その事業活動にあたり、次の基本原則および行動指針を定める。会員各社は、この 定めを尊重し、個々の経営方針のもと、経営トップ自らが先頭に立って、自主的にこれらを実践していくこととする。

■ 基本原則

会員各社は、事業の経営にあたって、次の原則を遵守するとともに、役員および従業員の業務遂行についても、 この原則が遵守されるように努めることとする。

人権尊重の原則

国際的に認められた人権を理解したうえで、すべての人々の人権を尊重するとともに、あらゆるステークホルダーに対して自らの 活動が人権に与える影響を考慮して行動する。なお、万一人権侵害が発生した場合には、速やかにその是正と再発防止に努める。

社会との共通価値創造の原則

様々な主体とも恊働しながら、事業活動を通じて社会との共通価値を創造し、持続可能な社会の実現への貢 献と、損害保険事業の存在意義のさらなる向上を図る。

お客さま本位の業務運営の原則

損害保険事業の健全な発展および信頼性向上のため、自ら主体的に創意工夫を発揮し、ベスト・プラクティスを目 指して、お客さま本位の業務運営を現場レベルまで徹底する。

2 行動指針

- 商品・サービス提供に関する指針
- 2. お客さまへの対応に関する指針
- 3. 法令等遵守(コンプライアンス)に関する指針
- 4. 社会とのコミュニケーションに関する指針
- 5. 職場環境の充実に関する指針
- 6. 地球環境に関する指針

- 7. 安全な社会の創造に関する指針
- 8. 反社会的勢力との関係遮断等に関する指針
- 9. 社会貢献に関する指針
- 10. 資産の運用に関する指針
- 11. 内部統制システムの強化に関する指針
- 12. ガバナンスの強化に関する指針
- 13. 危機対応に関する指針

3 行動指針の実現

日本損害保険協会は、前記行動指針の実践に向けて、必要に応じて、具体的な行動基準やマニュアル等を整備・作 成する。

第10次中期基本計画の概要

損保協会では、第10次中期基本計画(2024~2026年度)において、2023年に発覚した保険金不正請求および 保険料調整行為にかかる問題により、損保業界が失ったお客さまおよび社会からの信頼回復に取り組んでいます。 また、損保業界が持続的に健全な成長を続けていくために、取組みを強化すべき3つの重点目標を掲げ、重点目標 の達成・実現を通じて、全てのステークホルダーへの貢献とSDGsの達成を目指しています。

重点目標

①損保業界の成長を支えるビジネス基盤の整備

- ・デジタル技術の活用によるお客さまの利便性向上、業務効率化
- ・サステナビリティの実現に向けた取組み











②社会・保険制度のレジリエンス強化

- ・国土強靭化計画を踏まえた大規模災害への対応力強化
- ・保険金不正請求の防止、保険を悪用した消費者被害の防止













③消費者・事業者へのリスクマネジメントの理解浸透

- ・リスク啓発と損害保険の普及促進
- ・損害保険にかかる金融リテラシー教育の推進











気候変動対応方針

損保協会では、2021年7月に気候変動への対応方針を策定しました。気候変動は、国民の生命や生活基盤、経済 システムを広く脅かす重大なリスクであることから、グローバルな対応が求められています。我が国も2050年までに カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、官民一体となった緩和・適応取組みをスタートさ せています。

こうした中、損害保険業界でも各種補償・サービスの提供やグリーン投資などに取り組んでいますが、サステナブ ルな社会への円滑な移行に貢献すべく、各種取組みをさらに推進していきます。

気候変動対応方針

一般社団法人 日本損害保険協会

- 一般社団法人 日本損害保険協会(以下「損保協会」)は、気候変動をリスクと成長機会の両面から捉え、 我が国として2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことに賛同します。その実現 に向けて、国および国際社会の取組みとの協調を図りつつ、次の気候変動対応を推進していきます。
- ・会員各社は、損害保険の引受、関連するサービスの提供、損保協会とともに推進している防災・減災取組み、 ESGの観点を踏まえた資産運用、お客さまとの対話などを通じて、気候変動リスクの緩和とそれへの適応に 貢献するとともに、サステナブルな社会への円滑な移行を支援します。
- ・損保協会および会員各社は、自らの事業を通じて排出される温室効果ガスの削減に取り組み、脱炭素社会の 実現を図ります。

2021年7月15日

主要指標

損害保険会社の数

57社 が事業活動を行う。

国内損害保険会社*¹が 35社 (日本法人として損害保険業免許を受けている外資系国内会社*²を含む)、外国損害保険会社*³が22社、あわせて57社の損害保険会社があります。(2024年7月1日現在)

また、損害保険会社で働く従業員(役員、一般社員、外務員および嘱託を含む)は、82,430名となっています(2024年4月1日現在。損保協会会員会社ベース)。

国内損害保険会社 35 社合計 合計

外国損害保険会社 22社

	国内損害保険会社	外国損害保険会社
元受および 再保険業	33	10
再保険専業	2	6
船主責任 保険専業	-	6
合計	35	22

参照 P.58

資料・データ 日本国内で損害保険業を営む会社

- *1 国内損害保険会社 日本法人として損害保険業免許を受けている会社。
- *2 外資系国内会社 外国資本が50%以上の国内損害保険会社。
- *3 外国損害保険会社 支店または代理店形態等で日本に進出している海外の損害保険会社。

保険料

元受正味保険料は0.4%減、正味収入保険料は0.1%増。

全保険種目合計の元受正味保険料*4 (収入積立保険料を含む)は、火災保険の減収などにより、前年度に比べ0.4%減の9 兆9,178億円、正味収入保険料*5は自動車保険の増収などにより、前年度に比べ0.1%増の9兆1,316億円となっています(損保協会会員会社ベース)。



参照 P.68、69

資料・データ 主要指標関係

*4 元受正味保険料

お客さま (保険契約者)との直接の保険契約に係る収入を表す。

「元受正味保険料」=「元受保険料」-「諸返戻金(満期返戻金を除く)」

*5 正味収入保険料 元受正味保険料に再係

元受正味保険料に再保険に係る収支を加味し、収入積立保険料を控除したもの。

「正味収入保険料」=「元受正味保険料」+「受再正味保険料」-「出再正味保険料」-「収入積立保険料」

保険金

正味支払保険金*6は、交通量の回復に伴い自動車保険の支払いなどが増加しましたが、国内の自然災害の減少に伴う火災保険(地震を含む)の支払いの減少などもあり、前年度に比べ全種目合計で1.0%減の5兆3,300億円となっています(損保協会会員会社ベース)。

正味支払保険金は1.0%減。



参照 P.70

資料・データ 主要指標関係

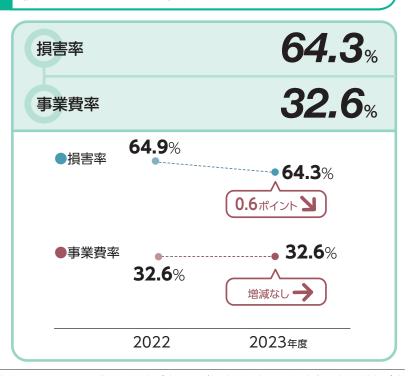
*6 正味支払保険金 支払った保険金から再保険により回収した再保険金を控除したもの。 「正味支払保険金」=「元受正味保険金」+「受再正味保険金」-「回収再保険金」

損害率•事業費率

損害率*7は、主に正味支払保険金の減少により、前年度に比べ0.6ポイント減の64.3%となっています(損保協会会員会社ベース)。

事業費率*8は、保険引受に係る営業費及び一般管理費が増加しましたが、諸手数料及び集金費が減少したため、前年度と同じ32.6%となっています(損保協会会員会社ベース)。

損害率0.6ポイント減、事業費率は増減なし。



*7 損害率 保険料に対して保険金等がどのくらい支払われたかを示す指標。数値が高いほど保険料に占める保険金の支払割合が高いことを示す。

「損害率」=(「正味支払保険金」+「損害調査費」)÷「正味収入保険料」

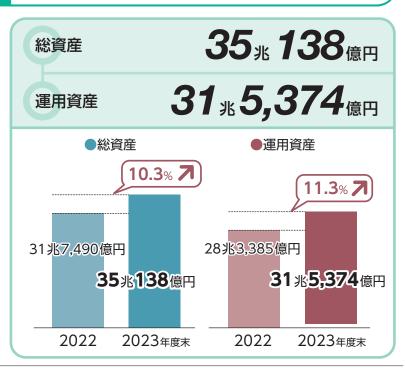
*8事業費率 保険料に対して保険募集や保険の維持管理のための費用をどの程度支出したかを示す指標。数値が低いほど経営効率が良いことを示す。

主要指標

総資産·運用資産

総資産は10.3%増、運用資産も11.3%増。

総資産*9は、保有する株式などの有価証券や預貯金の増加などから、前年度に比べ10.3%増の35兆138億円、運用資産*10も11.3%増の31兆5,374億円となっています(損保協会会員会社ベース)。



参照 P.71

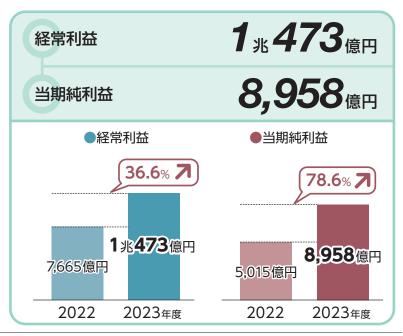
資料・データ 主要指標関係

- *9 総資産 運用資産およびその他資産(代理店貸、再保険貸など)の合計。
- *10 運用資産 預貯金、コール・ローン、買入金銭債権、金銭の信託、有価証券、貸付金、土地・建物などの合計。

経常利益・当期純利益

経常利益は36.6%增、当期純利益は78.6%增。

経常利益*11は、前年度に比べ36.6%増の 1兆473億円となり、当期純利益*12も 78.6%増の8,958億円となっています(損 保協会会員会社ベース)。



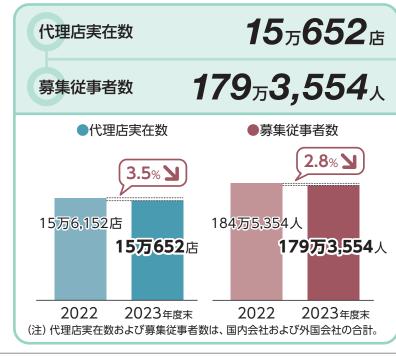
*11 経常利益 損害保険会社が保険引受や資産運用などによって経常的に得られる収益から、保険引受や資産運用などの経常的に かかる費用を引いた利益のこと。

*12 当期純利益 経常利益に特別利益を加え、特別損失、法人税および住民税等を控除して得られた利益のこと。

代理店実在数•募集従事者数

代理店実在数は3.5%減、募集従事者数は2.8%減。

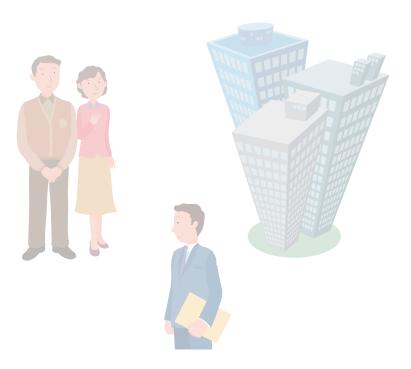
全国にある損害保険代理店*13は約15万店で約179万人が損害保険の募集に従事しています。(国内会社・外国会社合計)また、2023年度に代理店が取り扱った保険料の割合は全体の90.2%となっています。



参照 P.72、73

資料・データ 代理店関係

*13 損害保険代理店 損害保険会社の委託を受けて、損害保険に関する説明や損害保険契約の締結などを行っている。



多様な損害保険

損害保険はわたしたちの生活を取り巻くさまざまな危険(リスク)によって生ずるであろう万が一の損害に 対する経済的な備えです。

くらしの安心を支える保険







自動車事故での損害に備え る保険です。

法律で加入が義務付けられ ている 「自動車損害賠償責任 保険(自賠責保険) | と任意の自 動車保険の2種類に分類され ます。

- 自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)
- ●自動車保険
 - 対人賠償保険
- 搭乗者傷害保険
- 対物賠償保険
- 車両保険
- 人身傷害保険

など





建物や家財の損害に備える 保険です。

総合型の保険では、盗難や 水災などによる損害も補償さ れます。

「地震保険」は、火災保険と セットでの加入となります。

- ●火災保険
- ●地震保険
- ●積立型(貯蓄型)の保険*

など



ケガや病気、老後の生活に備 える保険です。

- ●傷害保険
- ●所得補償保険
- がん保険

●医療保険

- 介護(費用)保険
- ●年金払積立傷害保険*
- ●積立型(貯蓄型)の保険*

など



スポーツやレジャー中のケ ガ・用品の損害、他人への賠償 責任などに備える保険です。

また、ペットの病気やケガに 備える保険もあります。

- ●海外旅行保険
- ■国内旅行傷害保険
- ●ゴルファー保険
- ●個人賠償責任保険
- ●自転車保険
- ペット保険

など

※ 積立型 (貯蓄型) の保険とは・・・

- ・保険期間 (契約期間) が例えば3年から6年程度と長期であり、保険本来の補償機能と、満期時には満期返 戻金が支払われるという貯蓄機能を併せ持った保険です。
- ・特に、高齢社会における年金ニーズに対しては、積立型(貯蓄型)の保険の仕組みを用いた個人年金商品(年 金払積立傷害保険)や確定拠出年金に対応した積立傷害保険などもあります。

事業活動の安心を支える保険





- ●自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)
- ●自動車保険

など

など

など

など





- ●火災保険
- ●動産総合保険
- ●コンピュータ総合保険
- ●盗難保険

- ●機械保険
- ●ガラス保険

売上利益



- ●企業費用·利益総合保険
- ●休業補償保険
- ●興行中止保険
- ●生産物回収費用保険

●取引信用保険

輸送



- ●運送保険
- ●貨物海上保険
- ●船舶保険
- ●航空保険

●船客傷害賠償責任保険

損害賠償



- ●施設賠償責任保険
- ●生産物賠償責任保険 (PL保険)
- ●自動車管理者賠償責任保険
- ●会社役員賠償責任保険 (D&O保険)
- ■請負業者賠償責任保険
- ●雇用慣行賠償責任保険 (EPL保険・特約)
- ●個人情報漏えい保険
- ●サイバー保険
- など



- ●建設工事保険
- ●組立保険
- ●土木工事保険

- ●公共工事履行ボンド
- ●原子力保険

など



多様な損害保険

くるまの保険



資料・データ 自動車保険関係等

自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)

- 自賠責保険は、交通事故の被害者保護を目的としている保険であり、自動車損害賠償保障法(自賠法)に基づき、原動機付自転車(原付バイク)を含む全ての自動車に契約することが義務付けられています。なお、法律に基づいた保険であるため、補償内容・保険料については、自賠責保険を扱う保険会社間で差異はありません。
- 自賠責保険の保険料は、「地域別(本土、本土離島、沖縄本島、沖縄離島)」「車種別」「契約期間別」に定められています。

<保険料例>

2024年9月現在(2024年4月1日以降始期契約、単位:円)

車種	契 約 期 間								
車種	12か月	13か月	24か月	25か月	36か月	37か月	48か月	60か月	
自家用乗用自動車	11,500	12,010	17,650	18,160	23,690	24,190	-	-	
小型二輪自動車	7,010	7,150	8,760	8,910	10,490	10,630	-	-	
検査対象軽自動車	11,440	11,950	17,540	18,040	23,520	24,010	-	-	
検査対象外軽自動車	7,100	-	8,920	-	10,710	-	12,470	14,200	
一般原動機付自転車	6,910	-	8,560	-	10,170	-	11,760	13,310	
特定小型原動機付自転車	6,650	-	8,040	-	9,400	-	10,730	12,040	

(注)いずれも本土に適用する保険料。

• 自賠責保険は、他人を死傷させた場合の損害賠償(対人賠償)のみを補償する保険であり、ご自身のケガや他人のモノなどに対する損害賠償(対物賠償)は補償されません。また、右のとおり、被害者1名について支払保険金に限度額が設けられています。対人賠償のうち自賠責保険の支払限度額を超える部分、対物賠償、ご自身のケガや車両損害について備えるためには、任意の自動車保険に加入する必要があります。

<支払われる保険金の限度額>

	損害の内容	被害者1名あたりの限度額	
ケガに	よる損害	120万円	
後遺障害	神経系統の機能または精神・胸腹	常時介護を 要する場合 (第1級)	4,000万円
後遺障害による損害(注)	部臓器に著しい障害を残し、介護を要する後遺障害	随時介護を 要する場合 (第2級)	3,000万円
注	上記以外の後遺障	害	(第1級) 3,000万円 ~(第14級) 75万円
死亡に	よる損害	3,000万円	

(注) 後遺障害による損害は、障害の程度により第1級〜第14級 の等級が認定されます。支払保険金の限度額は等級別に 定められています。

△ 満期年月にご注意ください △

自動車検査登録制度 (車検制度) の対象となっている自動車や250ccを超えるバイクは、車検のときに自賠責保険を契約していることが求められますが、車検制度の対象ではない車種 (250cc以下のバイク、原付バイク、電動キックボードなど) は、自賠責保険の契約期間が切れていないかご注意ください。自賠責保険を契約すると、保険の満期年月を示すステッカー(保険標章)も交付されますので、ナンバープレートの左上部などに貼り付け、いつでも確認できるようにすることが必要です。





(注)この例では、令和7年9月が満期年月です。契約の更新を忘れないように注意が必要です。

自動車保険

- 自動車保険は、自動車事故によるさまざまな損害を補償する保険で、他人の身体や財物に与えた損害を補償する保険、運転者や同乗者が被った身体の傷害を補償する保険、自分の自動車が被った損害を補償する保険などがあります。
- 自動車保険は、法律で加入することが義務付けられている自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)と区別する意味で、契約者が任意で契約するため「任意の自動車保険」と呼ばれることがあります。
- 各損害保険会社では、さまざまなタイプの自動車保険を開発・販売しています。例えば、自家用自動車を対象と する自動車保険では、「対人賠償保険」「対物賠償保険」「人身傷害保険」「搭乗者傷害保険」「無保険車傷害保 険」「自損事故保険」「車両保険」のうち、いくつかの保険を組み合わせて販売しています。
- 自動車事故による損害の種類と自動車の保険は、次のような関係になっています。

					強制加入	任意加入
	身体の損	害(死傷)		財物の損害		
相手への賠償	●相手を死傷させた・自賠責保険	●相手を死傷させた・対人賠償保険損害の	種類と	●相手の財物を・対物賠償保険		
良		対応する自	動車の保険			
自分等への補償	●自分や搭乗中の者が3 ・人身傷害保険 ・搭乗者傷害保険	<mark>で傷した</mark> ・無保険車傷害保険 ・自損事故保険		●自分の車が壊・車両保険	れた	

【相手への賠償

【対人賠償保険】自動車事故により、他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、自賠責保険の支払限 度額を超える損害が補償されます。

【対物賠償保険】自動車事故により、他人の自動車や建物など他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を 負った場合の損害が補償されます。

自分等への補償

【人身傷害保険】自動車事故により、自動車に乗車中の者が死傷した場合に、過失割合に関わらず損害額が補償されます。補償範囲を、契約時に特定した自動車に乗車中の場合に限定した商品のほか、他の自動車に乗車中や歩行中の場合も補償の対象としている商品があります。

【搭乗者傷害保険】 自動車事故により、契約時に特定した自動車に乗車中の者が死傷した場合に保険金が支払われます。 ただし、定額での支払いとなります。

【無保険車傷害保険】自動車事故により、契約時に特定した自動車に乗車中の者が死亡または後遺障害を被った場合であって、加害者からの十分な損害賠償が受けられないときに、その損害額が補償されます。

【自損事故保険】電柱に自ら衝突するような単独事故などによって運転者自身が死傷した場合に保険金が支払われます。ただし、定額での支払いとなります。

【車 両 保 険】事故によって、契約時に特定した自動車が損害を受けた場合に保険金が支払われます。

多様な損害保険

すまいの保険



資料・データ 火災保険関係・地震保険関係

火災保険

- 火災保険は、火災だけでなく、風水災などの自然災害によって「建物」や「家財」などに生じた損害を補償する保 険です。
- また、泥棒に入られて家財が盗まれたり、自動車が建物に飛び込んできて建物が壊された場合など、日常の思い がけない事故による損害を補償する商品もあります。
- 火災保険の主な補償内容は以下のとおりです。また、損害に対する補償に加えて、その損害に伴う諸費用に対し て保険金が支払われるものがあります。保険会社によって補償内容は異なっていますので、詳細については損害保 険会社または代理店に確認することが必要です。

【損害保険金をお支払いする主な場合】

- ・火災・落雷・破裂または爆発
- ・風災・雹 (ひょう) 災・雪災*
- ・水濡れ
- ・騒擾(じょう)および集団行動等に伴う暴力行為もしくは破壊行為
- ・盗難**
- •水災**
- ・日常の不測・突発的な事故による破損・汚損*

【主な費用保険金】

- ・損害防止費用
- ・災害時の臨時費用*
- ・残存物の取り片づけ費用※
- ·失火見舞費用*
- ·地震火災費用*
- ※一定の制限付で補償される場合があります。

地震保険

- 地震保険は、被災者の生活の安定に寄与することを目的とする保険です。「地震・噴火またはこれらによる津波」 (以下「地震等」)を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって建物や家財に一定の損害が生じた場合に、保険金を お支払いします。
- 「地震等」による建物の火災や損壊などは、その発生予測が困難なことなどから、火災保険では補償されません。 これらの損害に備えるには、政府と損害保険会社が「地震保険に関する法律」に基づいて共同で運営している地震 保険を契約する必要があります。この地震保険は、補償内容・保険料について保険会社間で差異はありません。
- 地震保険の補償の対象となる損害は、「地震等」を直接または間接の原因とするものであり、具体例としては次のような損害が該当します。
 - 1. 地震による倒壊・破損
 - 2. 地震によって生じた火災による焼損
 - 3. 地震によって河川の堤防やダムが決壊し、洪水となったため生じた流失・埋没
 - 4. 噴火に伴う溶岩流、噴石、火山灰や爆風によって生じた倒壊・埋没
 - 5. 地震や噴火の結果生じた土砂災害による流失・埋没
 - 6. 津波によって生じた流失・倒壊
- 地震保険は単独では契約できず、必ず火災保険に付帯(セット)して契約する必要があります。また、現在契約している火災保険に地震保険を付帯していない場合には、火災保険の保険期間の中途でも地震保険を付帯することができます。
- 地震保険の契約金額は、火災保険の契約金額に対して、30%~50%の範囲内で設定します。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額となります。

	火災保険の契約金額 に対する割合	限度額
建物*1	200/ 500/	5,000万円
家財**2	30%~50%	1,000万円

- ※1 住居のみに使用される建物および併用住宅 ※2 30万円を超える貴金属・宝石などは含まれません
- 保険金は、迅速にお支払いするために損害の程度に応じて、契約金額の一定割合が支払われます。その内容は 以下のとおりですが、損害が「一部損」に至らないときには、保険金は支払われません。

損害の程度	保険金	状態 (建物については次のいずれかの場合)
全損	契約金額の 100%	1. 基礎・柱・壁・屋根など**1の損害額が 建物の時価の50%以上*2の場合 2. 焼失・流失した床面積が 建物の延床面積の70%以上の場合
大半損	契約金額の 60%	1. 基礎・柱・壁・屋根など*1の損害額が 建物の時価の40%以上50%未満*2の場合 2. 焼失・流失した床面積が 建物の延床面積の50%以上70%未満の場合
小半損	契約金額の 30%	1. 基礎・柱・壁・屋根など*1の損害額が 建物の時価の20%以上40%未満*2の場合 2. 焼失・流失した床面積が 建物の延床面積の20%以上50%未満の場合
一部損	契約金額の 5%	1. 基礎・柱・壁・屋根など*1の損害額が 建物の時価の3%以上20%未満*2の場合 2. 建物が床上浸水または地盤面から45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合で、 その建物について生じた損害が、全損・大半損・小半損または一部損に至らないとき

^{※1} 基礎・柱・壁・屋根などの主要構造部に着目して損害を調査します。地震保険でいう [主要構造部] とは、建築基準法施行令第1条第3号に掲げる構造耐力上主要な部分をいいます。

^{※2} 津波によって建物(「木造建物」「共同住宅を除く鉄骨造建物〈鉄骨系プレハブ造建物等の戸建住宅〉」)に浸水損害が生じた場合は浸水の深さ、地盤の液状化によって建物(上記と同じ)に損害が生じた場合は傾斜の角度または沈下の深さで「全損」「大半損」「小半損」「一部損」を認定します。詳しくは、お近くの損害保険会社までお問い合わせください。

多様な損害保険

すまいの保険

- 地震保険の保険料は損害保険料率算出機構が算定した保険料率をもとに算出されています。具体的には、政府の 地震調査研究推進本部による「確率論的地震動予測地図」を活用し、保険料を算定しています。
- 地震保険料は、建物の構造および所在地により異なります。建物の構造は、地震の揺れによる損壊や火災に よる焼損などの危険を勘案し、イ構造*と口構造*の2つに区分されています。

〈1年間の保険料(契約金額100万円あたり)〉

2024年9月現在(保険期間の始期が2022年10月1日以降の契約)

都道府県構造区分	イ構造*	口構造*
北海道・青森県・岩手県・秋田県・山形県・栃木県・群馬県・新潟県・富山県・石川県・福井県・長野県・岐阜県・滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・鹿児島県	730円	1,120円
宮城県・福島県・山梨県・愛知県・三重県・大阪府・和歌山県・ 香川県・愛媛県・宮崎県・沖縄県	1,160円	1,950円
茨城県・徳島県・高知県	2,300円	4,110円
埼玉県	2,650円	4,110円
千葉県・東京都・神奈川県・静岡県	2,750円	4,110円

※セットで契約する火災保険の構造級別により区分されます。 (イ構造…主として鉄骨・コンクリート造の建物 ロ構造…主として木造の建物)

〈割引制度〉

建物の免震・耐震性能に応じた割引制度があります。

○免震建築物割引:50%

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく免震建築物である場合

○耐震等級割引: 10%・30%・50%

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく耐震等級を有している場合など

○耐震診断割引:10%

地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法 (1981年6月1日施行) に おける耐震基準を満たす場合

○建築年割引:10%

1981年6月1日以降に新築された建物である場合

- (注1) 上記の割引は重複して適用を受けることはできません。
- (注2) 割引の適用を受けるには、建物が割引の条件を満たしていることを確認できる資料を提出いただく必要があります。

地震保険は、「地震保険に関する法律(地震保険法)」に基づき、政府と損害保険会社が共同で運営する公共 性の高い保険です。

ひとたび大規模な地震が発生すると、巨大な損害が発生するおそれがあることから、地震保険は巨額の保険 金の支払いに備えて政府が再保険を引き受ける仕組みとなっており、下図のとおり、大規模な地震では、政府が 大きな負担をする仕組みとなっています。

損害保険会社は利潤をいただかず、保険料は、将来発生する地震による保険金支払いに備えて積み立てられています。

国の防災基本計画には、災害復旧・復興への備えとして地震保険制度の充実と普及向上を図ることが盛り込まれています。

1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金の総額が12兆円(2024年9月現在)*を超える場合、お支払いする保険金は下記の算式により計算した金額に削減されることがあります。

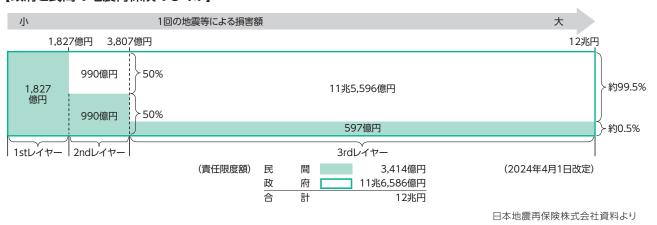
- ※関東大震災級の地震が発生した場合でも支払保険金の総額がこの額を超えることがないように決定されており、適時見直されています。
- 地震保険契約者には、税制上の優遇措置があります。「地震保険料控除」というもので、所得税、個人住民税の計算をする際に、所得金額からその年に支払った地震保険料のうち一定の金額を控除することができ、税金が軽減されます。

控除することができる金額は、以下のとおり所得税で地震保険料の全額(5万円限度)、個人住民税で地震保険料の2分の1(2.5万円限度)となっています。



	控除対象額
所得税	地震保険料の全額(最高5万円)
個人住民税	地震保険料の1/2 (最高2.5万円)

【政府と民間の地震再保険のしくみ】



多様な損害保険

からだの保険・その他の保険

傷害保険

- 傷害保険は、被保険者が「急激・偶然・外来の事故」によりケガをした結果、入院・通院したり死亡したりした場 合などに保険金が支払われる保険です。主として、交通事故によるケガの補償に限定したタイプの保険もありま す。また、被保険者の範囲を「本人のみ」「家族向け」「夫婦のみ」などパターン別に用意して販売されています。
- 傷害保険で支払われる主な保険金は、次のとおりです。

保険金の種類	要件
死亡保険金	ケガにより、死亡したとき
後遺障害保険金	ケガにより、後遺障害が生じたとき
入院保険金	ケガにより、入院したとき
手術保険金	ケガの治療のため、所定の手術をしたとき
通院保険金	ケガにより、通院したとき

医療保険

- 医療保険は、被保険者がケガをしたり病気になった結果、入院・通院した場合などに保険金が支払われる保険です。
- 医療保険で支払われる主な保険金は、次のとおりです。

保険金の種類		要件	
入院	傷害入院保険金	ケガにより、入院*したとき	
入院関係	疾病入院保険金	病気で入院*したとき	
手術	傷害手術保険金	ケガの治療のため、所定の手術をしたとき	
手術関係	疾病手術保険金	病気の治療のため、所定の手術をしたとき	
その他	傷害通院保険金	ケガの治療のため、通院したとき	
	疾病通院保険金	病気の治療のため、通院したとき	
	葬祭費用保険金	被保険者が死亡した場合で、その親族が葬儀費用を負担したとき	
	先進医療費用保険金	ケガや病気で入院し、その治療のため先進医療を受けて技術料を負担したとき	

※医療保険における「入院」…

「入院」とは、医師による治療が必要な場合において、自宅などでの治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において 治療に専念することをいいます。このため、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検 査などによる入院については、医療保険では補償されません。

海外旅行保険

- 海外旅行保険は、被保険者が海外旅行を目的として住居を出発してから帰着するまでの間(以下「旅行行程中」)に被る可能性のある各種の危険(リスク)を補償する保険です。各種の危険(リスク)を総合的に補償する商品のほか、必要な補償だけを選んで契約する、いわゆるバラ売りの商品も用意されています。
- 海外旅行保険の主な補償内容は次のとおりです(総合的に補償するタイプの場合)。

旅行行程中でのケガの治療費用を補償
旅行行程中での病気の治療費用を補償
旅行行程中でのケガで死亡した場合に補償
旅行行程中でのケガによって後遺障害を負った場合に補償
旅行行程中での病気で死亡した場合に補償
旅行行程中に誤って他人にケガをさせたり他人の物を壊したりして法律上の賠償責任を負った場合の損害を補償
旅行行程中に「被保険者が所有かつ携行する身の回り品」が盗難にあったり壊れた場合の損害を補償
海外旅行先でケガや病気で入院して家族が現地に駆けつけた場合の費用を補償
手荷物の到着が遅れて身の回り品を購入した場合の費用を補償
航空機が遅れて宿泊代・食事代などを別途自己負担した場合の費用を補償
旅行行程中の予期せぬ偶然な事故で被保険者が負担を余儀なくされた費用 (交通費、宿泊代、食事代、通信費など)を補償

(参考)「被保険者」…

保険の補償を受ける人または保険の対象になる人をいいます。保険契約者が親で子どもや家族全員を被保険者にすることもあります。

個人賠償責任保険

- 日常生活で誤って他人にケガをさせたり他人の物を壊したりして、損害賠償金や弁護士費用などを負担した場合の損害を補償する保険です。本人とその家族(同居の親族、別居の未婚の子など)が補償対象となります。
- 火災保険や傷害保険、自動車保険などの特約として契約する場合が一般的です。

1. 自転車で走行中に歩行者とぶつかりケガを負わせた。

4. 子どもが駐車場に停めてあった他人の車をキズつけた。

2. 買い物中に陳列商品を落とし破損させた。

5. ベランダの鉢植えが落下して歩行者の頭にあたり死亡させた。

3. 飼い犬が他人を噛んでケガをさせた。

自転車事故への備え

近年、数千万円以上にのぼる高額な損害賠償を命じる判決が相次いでいることから、自転車事故に対する社会的な関心も高まっています。最近では条例によって自転車事故による損害賠償に備える保険の加入を義務付けたり、

努力義務としたりする動きも広がっています。 賠償責任を負ってしまうことに備えるためには 「個人賠償責任保険」が必要になります。また、事故による自身のケガに備えるには「傷害 保険」が必要になります。自転車を利用する際には、このようなリスクを認識して、必要に応じて保険への加入を検討することも重要です。

<自転車事故に備える保険>

対 象	事故の相手		自分
保険の種類	生命・からだ	財産	生命・からだ
個人賠償責任保険	0	0	×
傷害保険	×	×	0

参照 P.78

資料・データ 自動車保険関係等

多様な損害保険

事業者向けの保険

※一般的な補償内容を紹介しています。保険会社によって補償内容は異なっていますので、詳細については損害保険会社または代理店に確認 することが必要です。

〈白動車〉

企業向け自動車保険

法人や個人事業主が所有・使用する自動車による事故に伴うさまざまな損害 (相手への賠償、運転中の従業員 のケガの補償、社用車の修理費用等)を補償する保険です。

〈建物 財物〉

企業向け火災保険

- 火災をはじめとする偶然な事故によって、建物、設備・什器等、商品・製品等、屋外設備装置に生じる損害を補 償する保険です。
- 基本補償では、直接間接問わず、地震・噴火・津波によって生じた損害は補償対象外です。
 - 地震危険補償特約
 - ・企業向け火災保険に付帯(セット)して、地震または噴火による火災、破裂・爆発、損壊等および地震または噴火 による津波、洪水等による水災によって生じた損害を補償します。

動産総合保険

- 事業用の什器・備品、機械、器具、商品などの動産について、使用中・保管中・運送中・展示中の様々な事故に よる損害を補償する保険です。
- 販売業者の流通過程にある商品等を保管中・運送中を問わず包括的に補償したり、補償したい動産を個別に設 定したりする契約形式があります。

〈売上利益〉

休業補償保険

火災や水災などの偶然の事故により建物や設備に損害が生じ、休業した場合の利益損失や各種費用を補償する 保険です。食中毒や感染症による休業を補償する商品もあります。

取引信用保険

取引先の倒産や支払遅延等により、販売した商品や提供したサービスの代金を回収できなくなった場合(貸倒れ) の損害を補償する保険です。

〈損害賠償〉

施設賠償責任保険

企業が所有、使用、管理している施設の欠陥や、従業員等の仕事の遂行により生じた賠償責任を補償する保険 です。

生産物賠償責任保険(PL保険)

● 製造、販売した製品 (生産物) の欠陥または行った工事・サービスの結果が原因となって生じた賠償責任を補償 する保険です。

▶ 会社役員賠償責任保険 (D&O保険)

会社役員としての業務の遂行に起因して、損害賠償請求がなされたことによって被る損害を補償する保険です。

請負業者賠償責任保険

請負作業に起因する偶然な事故、または請負作業遂行のために所有、使用もしくは管理している施設の欠陥、管理の不備により発生した偶然な事故に起因して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。

▶雇用慣行賠償責任保険 (EPL保険・特約)

ハラスメント・不当解雇等の侵害行為に起因して、事業主や役員等が従業員等から損害賠償請求がなされたことによって被る損害を補償する保険です。

■個人情報漏えい保険

● 個人情報の漏えいまたはそのおそれが発生し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害や、謝罪 広告掲載費用・お詫び状作成費用等の事故対応のために支出した費用を補償する保険です。

サイバー保険

- サイバー事故により企業に生じた法律上の損害賠償責任のほか、事故時に必要となる費用や自社の喪失利益を 補償する保険です。
- 上記の補償のほか、保険会社によっては、関連する付帯サービス(情報セキュリティ診断サービス、専門業者の紹介サービス等)を提供している場合があります。
- 「サイバー保険」特設サイトもご覧ください。



https://www.sonpo.or.jp/cyber-hoken/

〈その他〉

業務災害総合保険

- 従業員(アルバイトやパートタイマー等を含む)が労働災害を被った場合に、企業が補償金を負担することによって被る損害を補償する保険です。
- 業務上疾病(例:精神障害、心疾患、脳疾患等)を除き、政府労災保険等の認定を待たずに保険金が支払われます。

事業者向け保険に関する情報が特設サイト「中小企業に必要な保険」にも掲載されています



https://www.sonpo.or.jp/sme_insurance/

損害保険の普及啓発・理解促進

1 損害保険リテラシーの向上

高校生や大学生、一般消費者の損害保険リテラシー向上のため、リスクや損害保険に関する教材の提供・講師派遣活動などを実施しています。

「そんぽ学習ナビ

損害保険教育に携わる先生方が、教材等をすぐに 閲覧・入手できるよう、教員支援サイト「そんぽ学習ナビ」を2020年12月に開設しました。

本サイトでは、損保協会の教育支援ツールや損害保険リテラシーに関する取組みを年齢別にまとめています。学校向けの冊子教材やパワーポイント、動画等の教育支援ツールのほか、講師派遣活動のご案内や損害保険教育情報誌「そんぽジャーナル」を掲載しています。



そんぽジャーナル

高校の家庭科および公民科の教員に対して、損害保険教育の必要性や授業を行う上で役立つ情報を提供するために、2021年2月に創刊しました。

本誌は、金融経済教育や損害保険教育に関する有識者によるメッセージのほか、損保協会の教材を実際に活用いただいた教員の生の声や損害保険教育事業に関する各種案内等を掲載しています。



「各種教育副教材の提供

●明るい未来へTRY!~リスクと備え~

高校生向け教材「明るい未来へTRY!~リスクと備え~」は、家庭科・公民科の「高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説」に沿って活用可能な教材です。制作にあたっては、10名の教員の皆さまに編集協力いただいています。高等学校の家庭科・公民科の授業で金融経済教育・社会保障教育・民間保険教育を実施する際にご活用ください。本教材は、冊子教材(生徒用教材と教員用手引書)、パワーポイント、動画教材、授業展開例動画を用意しています。





公益財団法人消費者教育支援センターが実施している「消費者教育教材資料表彰2023」において、 冊子教材が優秀賞を受賞するなど、各方面から評価を得ています。



●リスク教育副教材、防災教育副教材

中学生、高校生向けに、1時限(約50分)で、身のまわりのリスク、自然災害への備えとして有効な手段や損害保険の役割・機能について、教員自ら授業ができるように作成した教材です。「生徒用ワークシート」と教員向けの「手引き」のほか、パワーポイント版も提供しています。

講師派遣活動

学生・消費者の皆さまに一般的な損害保険の仕組 みや役割を理解していただくために、次のような各種 講演会を全国で開催しています。

- ・高校生や高校教諭を対象とした講演会
- ・大学生を対象とした講演会
- ・一般消費者を対象とした各種講演会
- ・消費生活相談員を対象とした各種勉強会

また、講演テーマのうち、「交通事故とその責任」と 「自転車を取り巻くリスクとその責任」では、動画教材 も用意しています。

本動画教材は、オンデマンドで学習することができます。





2023年度講師派遣実績

: 3740

〈主な内訳〉

• 高校生向け : 69回

・大学生向け : 206回

・一般消費者等向け : 41回

・消費生活相談員向け : 13回

2024年度連続講座実施校 : 10大学 北海道大学、東北大学、一橋大学、 金沢大学、名古屋大学、大阪大学、 広島大学、香川大学、九州大学、琉球大学

2 地震保険広報活動

地震保険の理解促進および加入促進を図るため、 テレビ・新聞・ラジオ・インターネット等の広告、損保 協会関係者によるテレビ番組出演等、マスメディアを 通じた「地震保険広報活動」を1995年から実施してい ます。



地震保険広報ポスター

損害保険の普及啓発・理解促進

自賠責保険広報活動

自賠責保険制度の理解促進および保険加入漏れ防 止のため、インターネット・雑誌等の広告、全国の自動 車教習所等におけるポスター広告の掲出、SNSを活用 した施策等、マスメディアを通じた「自賠責保険広報活 動」を1966年から実施しています。



自賠責保険広報ポスター

報道機関対応

損害保険業界に対する理解促進を図るため、報道 機関を通じて、損害保険業界の事業活動や要望・提 言等に関する情報を広く社会一般に発信しています。

記者会見

年5回、協会長定例記者会見を開催しています。



協会長定例記者会見

報道機関との懇談会

東京本部および各地域において報道機関との懇 談会を開催しています。

情報提供

損害保険業界の事業活動、要望・提言等について、 ニュースリリース等により情報提供を行っています。

消費者行政機関等との対話・交流

各地域の消費者行政機関や消費者団体との対話・交 流を通じた意見・情報交換を実施しています。

また、各地域の消費生活相談員向けに、一般消費者 から損害保険に関する相談を受けた際の参考となるよ う、勉強会を実施しています。

6 相談·苦情·紛争解決対応

▶ そんぽ ADR センター (損害保険相談・紛争解決サポートセンター)

お客さま対応窓口である「そんぽADRセンター」を設置して、損害保険に関する一般的な相談・苦情に対応するほか、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、お客さまと保険会社との間のトラブルに対し、中立・公正な立場から苦情解決手続および紛争解決手続を行っています(手続費用無料)。

相談対応

損保協会

の活動

Π

お客さまから損害保険に関する相談・問合せがあったときは、その内容に応じ、説明や助言を行います。

苦情対応

お客さまから保険会社に対する苦情の申出があったときは、その内容に応じ、必要な助言を行います。

苦情解決手続

苦情対応に加え、お客さまの要望に基づき、保険会社に対して苦情の内容を通知し、迅速な対応を求める苦情解決手続を行います。

お客さまからの苦情の早期解決のための取組み

- ・お客さまへ適時適切なアドバイスを行っています。
- ・専用のデータベースを活用し、保険会社に対応を求めた苦情事案の進捗状況を適切に把握・管理しています。
- ・苦情の申出から一定期間を経過しても解決しない 事案であって、紛争解決手続の利用対象となる場合 には、お客さまに紛争解決手続の利用をご案内して います。

紛争解決手続

お客さまから紛争解決手続の申立てを受けたときは、紛争解決手続を実施する専門の委員(手続実施委員)を選任し、中立・公正な立場からトラブルの解決支援(和解案の提示等)を行っています。**

※和解成立の見込みがない場合等には和解案が提示されずに 手続終了となることがあります。

また、紛争解決手続は、適切な手続を確保するため非公開としています。

さらに、手続実施委員は、事案の性質等を踏まえ相 当であると認めるときは、保険会社に受諾義務が課 される特別調停案を作成し、理由を付して提示することができます。

(注)保険契約者または被保険者と契約先保険会社間の紛争 事案のほか、自動車事故等による法律上の損害賠償(対人・ 対物)に関する被害者と加害者側保険会社間の紛争事案 も対象としています。

▼ADRとは

裁判外紛争解決手続 (Alternative Dispute Resolution) の略称で、訴訟に代わる、あっせん・調停・仲裁などの当事者の合意に基づく紛争の解決方法であり、一般的に、事案の性質や当事者の事情等に応じた迅速・簡便・柔軟な互譲による解決が可能な手段です。

指定紛争解決機関とは

2009年6月24日に公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」に基づき創設された、金融分野における裁判外紛争解決機関です。銀行・保険・証券等の業態ごとに、一定の要件を満たした場合に主務大臣から指定紛争解決機関の指定を受けることができます。

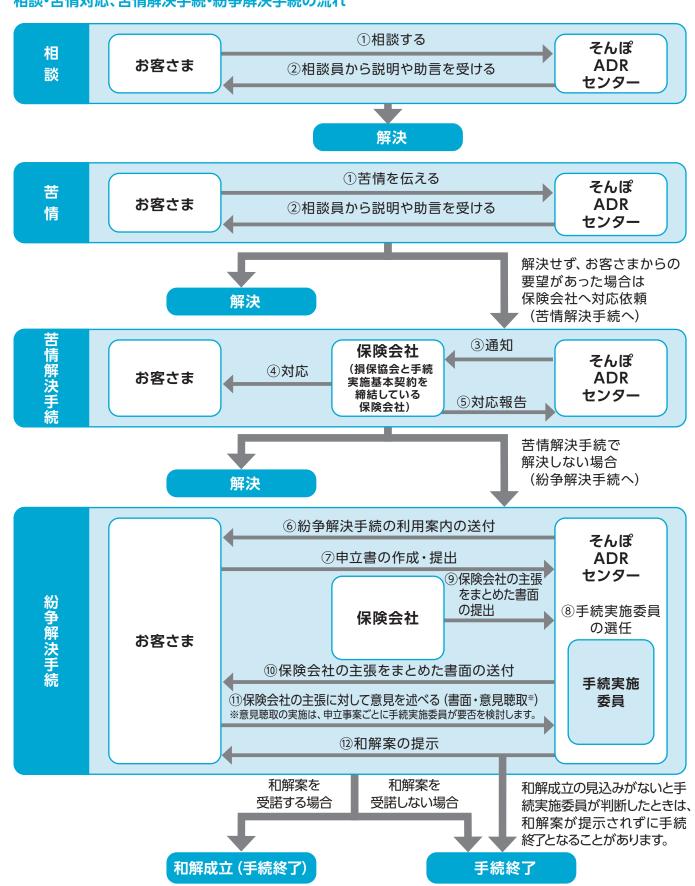
金融機関は、自らが属する業態の指定紛争解決機関との間で、①苦情解決手続や紛争解決手続の応諾義務、②事情説明・資料提出義務、③提示された特別調停案の受諾義務、などの内容を含む契約(手続実施基本契約)を締結します。これにより、指定紛争解決機関が実施する苦情解決手続や紛争解決手続の実効性が確保されています。

なお、指定紛争解決機関による紛争解決手続には、 一定の条件で時効の完成猶予の効力があります。 П

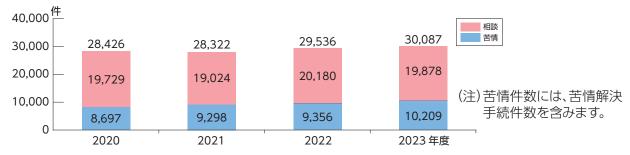
損害保険契約者等からの相談対応、苦情・紛争の解決

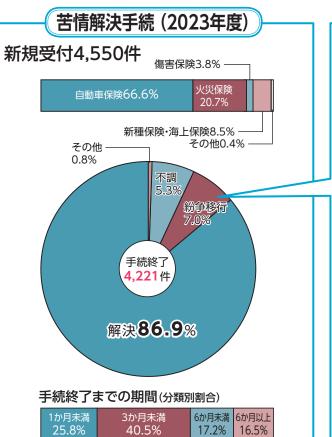
相談•苦情•紛争解決対応

相談・苦情対応、苦情解決手続・紛争解決手続の流れ



損保協会における相談・苦情受付総件数の推移

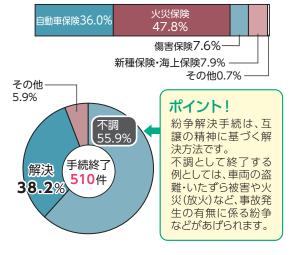




紛争解決手続(2023年度)

新規受付542件

(注)苦情解決手続を経ていない申立ても含まれます。



手続終了までの期間(分類別割合)

3か月未満	6か月未満	6か月以上
16.5%	57.1%	26.3%
	未満0.2%	

※割合については、小数第2位で四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

16.5%

17.2%

苦情・紛争対応機能の一層の充実策

お客さまの満足度向上のための取組み

25.8%

- ・相談員の応対力向上のための研修を継続して行っ ています。
- ・紛争解決手続の利用者を対象にアンケートを実施 し、業務品質の向上に活用しています。

周知活動、各種関係機関との連携等

- ・パンフレットやポスター等を作成 するなどして、そんぽADRセン ターの周知に努めています。
- 消費者行政機関や他の相談機関と の連携を通じて、そんぽADRセン ターの利用促進を図っています。



苦情・紛争受付事案の分析・活用

苦情情報のフィードバック

苦情の傾向分析などを行い、業務改善に役立つ情 報として各社にフィードバックしています。

「そんぽADRセンター統計号」の発行

そんぽADRセンターにおける相談・苦情の受付状 況や苦情・紛争解決手続の実施状況等を四半期単位 で取りまとめ、「そんぽADRセンター統計号」として損 保協会ホームページで公表するとともに、保険会社 に提供しています。

損害保険業の業務品質の向上

消費者の声の活用

「お客さまの声・有識者諮問会議」

損保協会では、消費者の皆さまの声を真摯にお聴 きし、業界全体の業務運営に反映させるための仕組 みとして、2006年9月に「消費者の声」諮問会議を設 置し、さまざまなルートから寄せられる消費者の声を 踏まえて、業界として取り組むべき具体的な課題等に ついて論議してきました。

2012年7月には「お客さまの声・有識者諮問会議」 に改組し、協会長の諮問に応じて、損害保険制度の改 善に関する事項や損害保険の健全な発展のために必 要な事項を調査・検討する機能を加えたほか、2023 年3月からは、より機動的かつ環境変化に柔軟に対応 できるよう意見交換会を新設しました。

お客さまの声・有識者諮問会議メンバー

<2024年3月14日現在>

古笛 恵子: 弁護士

坂口 正芳:一般社団法人 日本自動車連盟 会長 髙橋 潤 : 一般社団法人 共同通信社 論説委員

辰巳 菊子:公益社団法人 日本消費生活

アドバイザー・コンサルタント・

相談員協会 元理事

八代 尚宏:昭和女子大学 グローバルビジネス学部

ビジネスデザイン学科 特命教授

*敬称略、五十音順



お客さまの声・有識者諮問会議

8 コンプライアンス・プログラム

「コンプライアンス・プログラム」を毎年策定し、コン プライアンスの徹底を図っています。2023年度は、損害 保険業界で発覚した諸問題を踏まえ(詳細はP99参照) 「独占禁止法遵守の取組み」を重点事項としました。

ガイドラインの作成・見直し

コンプライアンスに関する各種ガイドラインの作成・見直 し、コンプライアンスに関する各種情報や法令改正に関す る情報の提供等を行っています。

主な内容

- ・「損害保険会社の独占禁止法遵守のための指針」の改定 (2023年12月)
- ・「保険契約引受にかかる独占禁止法上の留意点」の新設 (2024年3月)

コンプライアンス・セミナー

会員会社向けに、時宜に応じたテーマで、学識者、行政担 当官等によるセミナーを開催しています。

過去の主なセミナーテーマ

- ・損害保険実務における独占禁止法上の留意点
- ・金融監督行政から見た損害保険業界の課題
- ・改正個人情報保護法の内容と実務の留意点
- ・損害保険会社に求められるコンプライアンス等

好取組み事例の共有

業界全体のコンプライアンスの推進を目的として、会員 会社における好取組み事例を共有しています。

過去の主な共有テーマ

- ・「損害保険会社の独占禁止法遵守のための指針」等 を踏まえた各社対応状況のフォローアップ
- ・コロナ禍を踏まえたコンプライアンス・プログラムの方針
- ·令和4年施行改正個人情報保護法対応
- ・コンダクトリスクへの対応について等

活動のチェック

コンプライアンス委員会を設置し、損保協会の委員会活動、その他事業者団体としての活動を適正性の観点から チェックしています。必要に応じて、公正取引委員会、弁護士等外部専門家の意見を聴取しています。

主な内容

- ・委員会下部組織(部会等)設置への同意
- ・委員会議事運営チェック体制の整備
- ・各委員会、事務局からの法務相談への対応 等

9 ガイドライン等

会員各社の業務品質の向上に資するため各種ガイドラインを策定しています。会員各社では、これらのガイドラインに基づき、お客さまにとってわかりやすい保険商品の実現を目指しており、また、適切な募集態勢、保険金支払態勢を構築するなど、業務品質の向上を図っています。

これまでに策定したガイドラインは次のとおりです。

【保険契約募集や保険金支払に関するもの

第三分野商品 (疾病または介護を支払事由とする 商品) に関するガイドライン

適正な保険募集および保険金支払確保の観点から、第三分野商品固有の留意すべき事項等をまとめています。

高齢者に対する保険募集のガイドライン

高齢者に対する保険募集のきめ細かな対応を推 進する観点で、お客さまの認知判断能力や、商品特 性に応じた対応など、保険会社が取組みを検討す るうえでの考え方をまとめています。

補償重複の対応に関するガイドライン

お客さまのニーズに基づかない補償重複(複数の保険契約による補償の一部または全部の重複)の発生防止や解消を図るための態勢整備について、基本的な考え方や標準的対応をまとめています。

損害保険の保険金支払に関するガイドライン

適時・適切な保険金支払を行う観点から、会員 各社における保険金支払態勢および保険金のお支 払いにあたっての留意事項等をまとめています。

診断書様式作成にあたってのガイドライン

会員各社が診断書様式の作成を行うにあたって の基本的な考え方、標準的な診断書様式に採用す る項目および留意点をまとめています。

傷害保険等のモラルリスク防止に係るガイドライン

実効性のあるモラルリスク (保険金の不正取得の危険) 防止を図ることを目的として、傷害保険等における契約締結時および保険事故発生時の留意事項をまとめています。

会員各社の取組みの例

●事故受付時の案内

事故受付時にお支払いする可能性がある 保険金を書面等によりお客さまにご案内して います。この書面等をご活用いただくことに より、お客さまご自身が受け取る可能性のあ る保険金をご確認いただくことが可能となっ ています。

●第三者によるチェック体制の整備 (支払審査会の設置等)

医師、弁護士、消費者代表の社外有識者を 委員とした審査会を設置し、保険金のお支払 いに関して医学的・法的判断を要する事案を 中心に、定期的にチェックしています。

損害保険業の業務品質の向上

ガイドライン等

募集文書等に関するもの

契約概要・注意喚起情報 (重要事項) に関する ガイドライン

保険商品の販売・勧誘時に特に説明すべき重 要事項である「契約概要」および「注意喚起情 報上に関し、特にわかりやすさ向上の観点から、 記載すべき項目と留意点をまとめたうえで、標準 例を作成しています。

募集文書等の表示に係るガイドライン

お客さまに保険商品を正しくご理解いただけ るよう、募集ツールや広告を作成する際の基本的 な考え方や留意事項をまとめています。

「保険約款や保険用語に関するもの

保険約款のわかりやすさ向上ガイドライン

会員各社がわかりやすい保険約款を作成するた めの指針として、難解な文章等を是正する方策や、 表記等の不統一を排除するうえで望ましい事項等 をまとめています。

保険約款および募集文書等の用語に関する ガイドライン

お客さまが保険約款および募集文書等の内容を 正確に理解できるようにすることを目的として、保 険約款および募集文書等に使用する用語を「原則 として使用を控える用語 | 「使用にあたって何らか の説明が必要な用語」等に分類してまとめています。

会員各社の取組みの例

●わかりやすい重要事項説明書の作成

重要な事項をお客さまに説明する際に使 用する「重要事項説明書」について、表や箇 条書きの活用、平易な表現の使用、文字数の 一定の制限等を行い、わかりやすさの向上と 簡素化に取り組んでいます。

●保険証券、パンフレット、チラシ等の工夫

お客さまにご覧いただく保険証券、パンフ レット、チラシ等についても、文字や冊子を 大きくする、イラストや図を挿入する、配置・ 配色等を改善する等の工夫を行っています。 また、お客さまに不利な情報や誤解しやすい 情報を正確に伝えるためのツール等を作成し ています。

会員各社の取組みの例

●商品数の削減、各種特約の整理・統合 (商品のシンプル化)等

お客さまのニーズを分析し、商品数の削減 や各種特約の整理・統合(商品のシンプル 化) 等を進めています。また、専門用語につい て解説を加えるなど、わかりやすさに配慮し た取組みを行っています。

Π

情報交換制度

損害保険会社 (外国損害保険会社および損害保険契 約者保護機構を含む) および共済事業を営む協同組 合・連合会では、損害保険(共済)に係る契約内容、事 故状況、保険金(給付金)の請求内容等に関する個人情 報について、共同利用する制度を実施しています。

損害保険業の基盤整備

「自動車保険契約・事故確認制度

·1~5等級·割增料率適用対象契約情報交換制度

契約者から、前年度に契約のない新たな自動車保険契約 を締結したいとの申出があった場合、適切な等級の継承確 認のために、前年度の契約の有無等について損害保険会社 等の間で確認する制度です。

·無事故·事故確認制度

自動車保険を契約する損害保険会社等を変更した場合、 適切な等級の継承確認のために、前年度の契約における保 険事故の有無等について、損害保険会社等との間で確認す る制度です。

・任意・自賠一括仮払決済システム

任意自動車保険の損害保険会社等が、他の損害保険会社 等に契約されている自賠責保険を含め一括して保険金を支 払う場合、当該損害保険会社等の間で自賠責保険契約内容 を確認し、立替払いした自賠責保険金の決済を行うための 制度です。

・自動車事故情報交換システム

自動車保険の車両事故または対物事故において、適正に 保険金を支払うために、受け付けた事故について損害保険 会社等の間で事故受付の有無を確認する制度です。

・人保険事故等情報交換システム **%**1

自動車保険や傷害保険の人に係る保険等、携行品に係る 保険等において、不正請求を排除し適正に保険金を支払う ために、受け付けた事故について、損害保険会社等の間で 事故受付の有無を確認する制度です。

・中断特則に関する保険契約確認制度

契約車の廃車、譲渡、リース業者への返還もしくは車検 切れまたは契約者の海外渡航等に伴い、自動車保険の契約 を一時的に中断した場合、中断後の新たな契約に、中断前 の契約の等級を適用する際に、中断前の契約内容を確認す るための制度です。

・複数所有新規に関する保険契約確認制度

新たに加入する2台目以降の車の自動車保険契約に対 し、所定の割引を適用するために、1台目の車の契約の有 無・等級等について、1台目の車の契約の損害保険会社等 に確認する制度です。

・重複契約に関する保険契約確認制度

1台の車に対し、複数の損害保険会社等と契約してい

ないかどうかについて確認し、適正な保険契約を締結し てもらうための制度です。

· 既存障害照会制度

自賠責保険・自動車保険の保険金の支払いにあたり、 適正な損害認定を行い、法令に基づき適切な損害額を算 出するため、被害者の方の過去の後遺障害の程度を損害 保険会社等の間で確認する制度です。

・保険金請求歴および不正請求防止に関する 情報交換制度

保険金等の請求歴並びに請求・支払いに係る不正請求 および不正の疑いのある事案について、損害保険会社等 の間で情報交換を実施することにより、公平・公正な損 害額算定および適正な保険金等の支払いを行うことを目 的とする制度です。

·保険金不正請求通報制度

保険金不正請求行為の事実またはそのおそれが認めら れる事実の内容について通報された情報を損害保険会社 等の間で共有する制度です。

保険金請求歴情報交換制度

%4

自動車保険、自賠責保険、傷害保険の人に係る保険等 および携行品に係る保険等における不正請求を排除し、 公平・公正な損害額算定および適正な保険金支払いを実 現するため、保険事故の被害者(受傷者)に関する過去 の保険金請求の有無等の情報を損害保険会社等の間で 確認・共有する制度です。

、火災保険、傷害保険等契約・事故確認制度

傷害保険契約等の契約内容登録制度

保険犯罪の発生を未然に防止するため、死亡・後遺障 害保険金、入院・通院保険金等を支払う保険契約(傷害 保険契約等)の内容を損保協会に登録し、損害保険会社 が重複保険契約の有無を確認する制度です。

・人保険事故等情報交換システム ※1と同様

・火災・新種保険における重複契約・事故歴照会制度 火災保険、賠償責任保険等において、不正請求を排除 し適正に保険金を支払うために、損害保険会社等が受け 付けた事故について、損害保険会社等の間で重複契約・

事故受付の有無を確認する制度です。

・保険金請求歴および不正請求防止に関する 情報交換制度

※2と同様

- ·保険金不正請求通報制度 ※3と同様
- 保険金請求歴情報交換制度 ※4と同様

損害保険業の基盤整備

要望・提言

> 法制・行政課題対応

損害保険業に関係する法律の制定および改正に係る 各種対応を行っています。具体的には、法律の制定およ び改正の検討過程において、損害保険業の健全な発展 の実現の観点から、金融審議会等における意見表明、 要望・提言活動、パブリックコメントへの意見提出等を 行っています。

例えば、保険法制定時の検討では、法制審議会保険 法部会において保険契約に係る基本ルールのより良い 発展の観点から数次にわたる意見表明を行ったほか、 迅速かつ円滑な移行を実現すべく、説明会の開催や実 務対応の留意点の取りまとめ等を行いました。

「近年の主な法制課題

- ○保険業法等の各種法令改正関連事項
- ○金融審議会関連事項
- ・金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図 るための金融商品の販売等に関する法律等の一部 を改正する法律の成立に伴う検討
- ○法制審議会関連事項
- ○個人情報保護法関連事項
- ・3年ごと見直しについての検討
- ○消費者関連法制関連事項
- ・消費者契約法の見直しについての検討(解約料の ルールの在り方、契約締結過程の情報提供義務
- ・消費者裁判手続特例法の見直しについての検討

規制改革要望

損保協会では、国民の生活の安定や向上、さらには質 の高いサービスの提供の妨げとなっている規制や意義 の薄れた規制の改革を推進することにより、自由で効 率的な経済活動が可能となるよう、規制改革要望を取り まとめ、内閣府へ提出しています。

例えば、保険業法や個人情報保護法等の損害保険に 関する法律や制度の見直しを求める要望、確定拠出年 金制度の充実化等の要望を行っています。

具体的な規制改革要望の内容は、損保協会ホーム ページに掲載しています。

パブリックコメントを通じた要望活動

パブリックコメントを通じて各省庁の施策ならびに 法令の制定および改正等に係る意見・要望を提出する ことにより、損害保険業の健全な発展、より良い法規 制の実現に取り組んでいます。

具体的には、保険業法改正等に係る金融庁への意 見・要望の提出、民法改正に係る法務省への意見・要 望の提出、消費者行政に係る消費者庁への意見・要望 の提出のほか、内閣府・国土交通省・厚生労働省・文 部科学省·農林水産省·個人情報保護委員会·公正取 引委員会・地方自治体等にも意見・要望の提出を行っ ています。

また、海外保険監督当局や保険監督者国際機構 (IAIS)、国際会計基準審議会 (IASB) 等が実施する 国際的なパブリックコメントや意見照会への対応を通 じて、意見表明を行っています。

参照 P.36

税制改正要望

損害保険業界は、自然災害をはじめとした社会を 取り巻く様々なリスクに対して、迅速かつ確実に保険 金をお支払いするという社会的使命を負っています。

損保協会では、損害保険の一層の普及および損害保険業の健全な発展を通じて、安心かつ豊かでゆとりのある社会を実現するため、毎年、税制改正の要望活動を行っています。

令和7年度(2025年度)税制改正要望項目

1.火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実

自然災害の激甚化・頻発化の中において、火災保 険事業の安定的な運営を支える火災保険等に係る 異常危険準備金制度について、より制度の効果を 高める観点から、

- 1)火災等の積立率を引き上げること (10→12%)、 貨物等の現行の積立率を維持すること (6%)
- 2) 取崩計算単位など、残高管理等の基礎となる 適用区分を一本化し、さらに取崩基準損害率 を現行の50%から55%に引き上げること
- 3) 洗替保証率を現行の30%から40%に引き上げること(本則積立率となる残高率も同様に引上げ)

2.国際課税ルールの改定における対応

国際課税ルールの見直しが行われる場合には、損害保険ビジネスの特性を踏まえ、正当な経済活動を阻害することがないよう、十分に留意すること

3.損害保険に係る消費税制上の課題解決に向けて 税率の引上げに伴って拡大する、損害保険に係る 消費税制上の課題(「税の累積」・「税の中立性の 阻害」)を解消する抜本的な対策を検討すること

4.破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る 不動産取得税の非課税措置の恒久化

契約者保護の観点から、破綻処理の一環である協定銀行制度が機能するよう、破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置を恒久化すること

5.確定拠出年金に係る税制上の措置

確定拠出年金制度について、個人型年金および企業型年金の積立金を対象とした特別法人税を撤廃すること

6.地震保険料控除制度の充実

地震保険の更なる普及のため、保険料控除制度の 充実策について検討すること

7.受取配当等の二重課税の排除

受取配当等益金不算入制度について、「二重課税の排除」の観点から議論を行うこと

8.損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の 継続

既に収入金額を課税標準 (100%外形標準課税) としている損害保険業に係る法人事業税について、現行課税方式を継続すること

損害保険業の基盤整備

国際関係業務

保険事業のグローバル化や損害保険各社の海外事 業展開が進む中、各種の要望・提言活動により国際的 な規制の調和や通商障壁の解消、開放的で競争的な 保険市場の促進等に努めています。また、海外の保険 協会等との交流、保険技術協力、情報発信等を通し て、要望・提言活動の実現性を高めるとともに、アジ アを中心とした海外損害保険市場の健全な発展にも 寄与しています。

要望・提言

保険監督者国際機構 (IAIS) や経済協力開発機構 (OECD) 等の各種会合への出席や意見照会への対 応を通じ、日本の損害保険業界の要望・意見を表明す るとともに、国際的なパブリックコメントにも積極的 に対応しています。また、各国の外資規制や再保険規 制等の通商課題等に関し、日本の損害保険業界の要 望実現に向けて、関係当局や海外の保険協会等とも 緊密な連携を図り、積極的な働きかけを行っていま

欧米やアジアの主要な保険協会との間で、相互訪問 のほか、保険市場の現状・課題や国際保険監督基準 策定、各国の外資規制や再保険規制等の通商課題等 について意見・情報交換を行い、協力関係の強化に努 めています。

国際会議

「東アジア保険会議(EAIC)

東アジア保険会議 (EAIC) は、1962年に東京で発足 したアジア最大の生損保合同の国際保険会議で、アジ ア保険市場における「国際協力の促進と発展」を図る ことを目的としています。会議の参加者数は毎回1,000 名を超え、取り上げられるテーマも、東アジア固有のも のだけでなく、グローバルな観点のものが増えていま す。損保協会では、同会議へスピーカーを派遣するな ど、積極的に参画しています。

「国際海上保険連合(IUMI)

1874年にドイツのベルリンで発足した最も長い歴 史を有する海上保険の国際会議です。毎年9月に各国 の海上保険の専門家が参加する総会を開催し、現代 的な課題を議論しており、損保協会からも代表を派遣 しています。

なお、2027年度の総会は、日本で開催される予定 です。

海外保険協会等との交流

欧米やアジアの主要な保険協会との間で、相互訪問 のほか、損害保険市場の現状・課題や国際保険監督 基準策定、サービス貿易自由化等に関する意見・情報 交換を行い、協力関係の強化に努めています。

2012年には国際保険協会連盟 (GFIA) が設立さ れ、損保協会もGFIAの活動を通じて情報交換、共同 意見発出、保険協会間の交流を行っています。

また、これまでに以下の15の保険協会等と協力覚書 を締結し、人的交流や意見・情報交換を通じて相互の 損害保険市場の発展に貢献することとしています。

- (1) フランス保険協会 (1997年10月)
- (2) 英国保険協会 (2001年4月)
- (3) ドイツ保険協会 (2001年5月)
- (4) 中国保険行業協会 (2003年5月)
- (5) 米国保険協会 (2003年6月)
- (6) 韓国損保協会 (2003年11月)
- (7) インド損保協会 (2007年3月)
- (8) ベトナム保険協会 (2009年9月)
- (9) インドネシア損保協会 (2010年1月)
- (10) モンゴル保険協会 (2010年12月)
- (11) マレーシア損保協会 (2011年1月)
- (12) ミャンマー保険協会 (2018年1月)
- (13) フィリピン損保協会 (2018年6月)
- (14) ASEAN保険会議(2018年11月)
- (15) タイ損保協会 (2019年10月)

ASEAN保険会議 (ASEAN Insurance Council:AIC)

損保協会は、ASEAN各国の保険協会がメン バーとなっているASEAN保険会議 (AIC) に 準会員として加わり、保険市場の健全な発展や 課題解決に関する論議に参画しています。

https://www.aseaninsurancecouncil.org/

保険技術協力

東アジア諸地域に対する保険技術協力・交流プログラムとして、1972年から毎年、16地域の損害保険会社、保険監督官庁等の職員向けの日本国際保険学校(ISJ)を開講しています。

このほか、損保協会では、OECDのイベントへの講師派遣や金融庁のキャパシティ・ビルディング(能力開発)への協力、保険募集や保険金支払の適正化支援等を通じ、アジアを中心とした各損害保険市場への保険技術協力を推進しています。

<参考>

- ・一般・上級コースの卒業生: 2,297名 (累計)
- 海外セミナーの参加者:6,120名(累計)

(注) 2024年3月現在



海外セミナー (2024年2月・カンボジア)

情報発信

英文ファクトブックや英文ホームページ (https://www.sonpo.or.jp/en/) による情報発信に加え、海外メディアへの寄稿や各種情報提供、海外来訪者・照会への対応等により、日本の損害保険市場の正しい理解の促進と海外の市場の健全な発展への貢献に努めています。



英文ファクトブック2022-2023

国際保険協会連盟 (Global Federation of Insurance Associations:GFIA)

国際保険協会連盟 (GFIA) は、意見発出・情報交換活動の強化および国際的な監督規制の議論における業界のプレゼンスの向上を目的として、各国の保険協会の集まりである国際保険協会ネットワーク (INIA) を改組して2012年10月に発足した、法人格を有する機関です。

2024年6月現在、損保協会を含む計42の保険協会が加盟し、対外的意見表明を積極的に行っています。

https://www.gfiainsurance.org/

損害保険業の基盤整備

自賠責保険運用益拠出事業

損害保険各社の自賠責保険事業から生じた運用益 を自動車事故防止対策、自動車事故被害者支援等に 活用しています。損保協会では、損害保険各社の運用 益を取りまとめ、1971年から交通事故被害者への支 援事業を行っています。

自賠責保険の運用益を活用した事業

自動車損害賠償保障法では、保険料の収入 から保険金のお支払いまでの間の滞留資金か ら生じた収益(運用益)については、ノーロス・ ノープロフィットの原則に基づき、その全額を 準備金として積み立てることが義務付けられ ています。この運用益を将来の自賠責保険の 収支改善にあてるほか、自動車事故防止対策、 白動車事故被害者支援、救急医療体制の整備 等に活用することとしています。

「自動車事故防止対策

- ・自転車シミュレータの寄贈
- ・飲酒運転防止のための啓発事業支援
- ・歩行者事故低減を目的とした子ども用教育ツールの 開発と普及に関する研究支援
- ・仮想現実運転シミュレーションを用いた運転寿 命延伸プログラムの構築に関する研究支援



自転車シミュレータ

「自動車事故被害者支援

- ・交通事故無料法律相談の事業支援
- ・交通遺児育成基金の援助事業の補助
- ・リハビリテーション講習会開催費の補助
- ・交通事故被害者への情報提供・研修会開催 費用の補助
- ・交通事故遺族を対象としたグリーフケアの質の向 上とその基盤整備に関する研究支援



リハビリテーション講習会

「救急医療体制の整備

- ・高規格救急自動車等の寄贈(2023年度末時点: 累計1,690台)
- ・救急医療機器の購入費補助
- ・ドクターヘリ体制整備補助
- ・救急外傷看護の研修会開催費用の補助



高規格 救急自動車



ドクターヘリ 講習会



救急外傷看 護の研修会

14 中小企業向け保険の普及促進

損保協会では、中小企業を取り巻くリスクや中小企 業向け保険の理解促進および加入促進を図るため、 特設サイトの開設や全国各地でのセミナーの開催 等、各種啓発活動を実施しています。

「特設サイト「中小企業に必要な保険」の開設

中小企業の経営者や従業員の方々に、自社を取り巻くリスクや、リスクが顕在化した際の事業活動への影響を自分事化し、対策の必要性を認識してもらうため、2021年に特設サイト「中小企業に必要な保険」を開設しました。

本サイトでは、中小企業を取り巻く6大リスク(企業財産、賠償責任リスク等)とリスクに備えるための保険の情報を提供しています。その他にも、中小企業におけるリスク意識・対策実態調査の報告書や啓発チラシ・動画等を掲載しています。

https://www.sonpo.or.jp/sme_insurance/

中小企業におけるリスク意識・対策実態調査の実施

中小企業の経営者と従業員 1,000 名以上を対象に、事業活動を取り巻くリスクに対する意識・対策実態に関するアンケート調査を3年間(2021年~2023年)実施しました。3年間の調査報告書は特設サイト「中小企業に必要な保険」で公開しています。

【中小企業向け保険普及促進チラシの作成

リスク意識・対策実態調査 (2021年~2023年) の結果や、中小企業を取り巻くリスク、リスクに備えるための保険等の情報を簡潔に紹介したチラシを作成し、特設サイト「中小企業に必要な保険」に掲載しています。





「中小企業向け保険の普及促進動画の作成

中小企業へのインタビューをもとに、中小企業が実際に直面した危機と保険による備えを紹介する4篇の動画「あなたの会社のもしものために~入って安心「損害保険」~」を作成し、YouTubeで公開しています。



「想定外の災害」篇



あなたの会社のも



「サイバー攻撃」篇



「備えておきたい」篇

| 地域での啓発活動 |

損保協会各支部において、各地の自治体等と連携し、中小企業のリスク対策をテーマとしたセミナー等を実施しています。

く2023年度の主か取組みへ

<2023年度の)主な取組み>
支部	取組み概要
北海道支部	事業継続力強化計画に関するセミナーを開催(北海道)
東北支部	中小企業へのインタビュー等を盛り込んだ中小企業向け保 険の普及啓発動画をYouTube で公開
関東支部	「中小企業向けリスク対策セミナー」を開催(埼玉県)
中部支部 近畿支部	中部支部と近畿支部合同で、「中小企業向けリスク啓発セミナー」をオンラインで開催
中国支部	サイバーリスク等をテーマとしたセミナーを開催(広島県)
四国支部	「中小企業リスクセミナー」を開催(香川県)
九州支部	「中小企業向けサイバーセキュリティセミナーin SAGA」を開催(佐賀県)
沖縄支部	中小企業向けのサイバーセキュリティをテーマとしたセミナーを開催(沖縄県)

※上記のほかにも、全国各地で各種取り組みを実施しています。

事故、災害および犯罪の防止・軽減

15 不正請求対策

損保協会では、2013年1月に「保険金不正請求対 策室 | を設置し、保険金不正請求対策活動に取り組ん でいます。

保険金不正請求ホットライン

保険金不正請求にかかる情報を受け付ける通報窓 □ (保険金不正請求ホットライン) を設置し、通報さ れた情報は損害保険会社と共有することにより、不正 請求対策に役立てています。

<保険金不正請求ホットライン>

○インターネット受付

URL: https://www.fuseiseikyu-hl.jp/

受付時間:24時間365日

○電話受付

受付番号:0120-271-824 (不正は通報)

受付時間:月曜日から金曜日

(祝日・損保協会の休業日を除く) 9:00~12:00、 13:00~17:00







保険金の不正請求防止を訴える動画

警察庁および地域の警察との連携

地域の警察と損害保険各社で構成する 「損害保険 防犯対策協議会」を全国に設置し、損害保険を悪用 した犯罪の排除に必要な情報交換、警察への捜査協 力等を行っています。

また、警察からの捜査照会等にスムーズに対応する ため、定期的に連絡会を開催し、保険犯罪防止に関す る意見交換を行っています。



警察庁の後援を得て作成したポスター

「保険金不正請求防止事案担当者表彰制度

2014年3月から、警察と連携を図り保険金不正請 求防止に貢献した損害保険会社の担当者を、業界と して表彰しています。

「保険犯罪防止セミナーの開催

弁護士や調査会社等を講師に招き、不正請求の排 除を目的としたセミナーを開催しています。

「住宅修理サービス等でのトラブルに関する注意喚起」

台風・豪雨・地震等の発生後には、住宅修理やリフォームに関し、高齢者を中心に、「保険が使える」と言って勧誘する業者とのトラブル等が増加しています。損保協会では2013年度から独立行政法人国民生活センターの協力を得て注意喚起チラシを作成しているほか、損保協会ホームページに特設ページを設け、注意喚起を行っています。また、「保険金に関する災害便乗商法相談ダイヤル」を開設し、災害に乗じて、火災保険・地震保険の請求を勧誘する悪質な業者とのトラブルなどに関する相談を受け付けています。損保協会では、会員会社や各地域の消費生活センター等と連携し、住宅修理サービストラブルの防止に取り組んでいます。

<保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル>

電話番号: 0120-309-444 (さあ連絡しよう)

受付時間:月曜日から金曜日

(祝日・損保協会の休業日を除く)

9:00~12:00、13:00~17:00

受付内容: 「保険申請サポート業者から勧誘を

受けた」、「保険申請サポート業者との契約を解除したい」等でお困りの方

のご相談を受け付けます。



トラブル事例を YouTubeでもご覧いただけます。

日本損害保険協会ホームページ 「住宅の修理に関する トラブルにご注意ください」



https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html







事故、災害および犯罪の防止・軽減

15 不正請求対策

「悪質なロードサービス業者とのトラブルに関する注意喚起」

インターネット広告で格安等を標榜している一部の ロードサービス業者に関するトラブルが多発しています。

「広告と異なる高額な費用請求を受けた」といった悪質なロードサービス業者に関するお客さまからのお問い合わせが会員各社に多く寄せられています。こうした悪質なロードサービス業者への対策として、損保協会ではホームページ上に注意喚起ページを新設したほか、各支部においても注意喚起の取組みを行っています。

<消費者調査による若い方に向けた注意喚起>

2023年11月にはロードサービスに関する消費者意識調査を実施しました。消費者意識調査での若い方におけるロードサービス業者と消費者間のトラブルに関する認知率が低いという結果に基づきポスターを作成し、各地の消費生活センターや損害保険会社・大学や自動車教習所などと連携し、若い方の目に留まりやすい場所に掲出しています。



「自動車盗難防止対策

トー ナン <10 月 7 日 (盗難防止の日) の取組み>

2003年から10月7日を「盗難防止の日」と定め、 各地で自動車盗難防止にかかる啓発活動を実施して います。

<自動車ユーザーへの啓発活動>

自動車盗難、車上ねらいから愛車を守るために、警察や防犯団体などと連携して、自動車ユーザーへの啓発活動を行っています。





自動車盗難防止ガイド2024 大阪府版



愛知県 自動車盗難 報奨金周知ポスター

<官民合同プロジェクトチームへの参画>

2001年9月に設置された4省庁、19民間団体で構成されるプロジェクトチームに参画し、自動車盗難防止に取り組んでいます。官民合同プロジェクトでは、「自動車盗難等防止行動計画」(2002年1月策定、2022年12月改定)に基づき、イモビライザー等の盗難防止機器の普及促進、自動車の使用者に対する防犯指導、不正輸出防止対策、広報啓発等を行っています。

16 交通安全対策

交通事故の削減に向けた啓発活動

損保協会は、交通事故の削減により、被害者ととも に加害者も減少する社会の形成に向けて様々な事故 防止の取組みを推進しています。

全国交通事故多発交差点マップの公開

交差点は、人や車が多く行き交うため、交通事故が起きやすい場所です。交差点・交差点付近での交通事故防止を目的として、危険な交差点の特徴や事故の原因・ 予防策等を知ってもらうために、全国地方新聞社連合会および都道府県警察の協力のもと、損保協会ホームページに「全国交通事故多発交差点マップ」を公開しています。

同コンテンツには年間102万PVを超えるアクセスがあり、一般消費者のほか、行政や企業関係者の方々にも広くご活用いただいています。



全国交通事故多発 交差点マップ



ワースト交差点情報 (東京都熊野町交差点の例)

自転車事故の防止活動

自転車事故の実態や安全な乗り方と事故への備えをまとめた「知っていますか?自転車の事故」と、事故にあわないための乗り方を学ぶ「小学生のための自転車安全教室」を作成して、自転車事故防止の啓発を行っています。また、「小学生のための自転車安全教室」をどの学年でも交通安全教育用副教材として活用いただけるように、「教師用学習指導案」を作成しています。

なお、公益財団法人消費者教育支援センターによる 「消費者教育教材資料表彰」において「知っています か? 自転車の事故」は最優秀賞を、「小学生のための 自転車安全教室」は優秀賞を受賞しています。



知っていますか? 自転車の事故



小学生のための 自転車安全教室



教師用 学習指導案

高齢者の交通事故防止活動

高齢ドライバーや高齢歩行者が当事者となる交通 事故を防止するため、反射材や啓発チラシを活用し て、高齢者への安全運転、歩行中の事故防止の呼び かけを行っています。

また、映像コンテンツとして、動画「みんなで実践!交通事故防止!|を損保協会ホームページで公開しています。





(©2024 Pokémon. ©1995-2024 Nintendo/ Creatures Inc. /GAME FREAK inc.)

高齢者向け交通事故防止啓発チラシ



高齢者交通事故防止啓発動画



反射材普及啓発動画 「はなちゃん とおばあちゃん」



反射材普及啓発チラシ

事故、災害および犯罪の防止・軽減

16 交通安全対策

「特定小型原動機付自転車の事故防止活動

2023年7月から、電動キックボードなどの特定小型原 動機付自転車は、16歳以上であれば運転免許がなくて も運転ができるようになりました。

このため、特定小型原動機付自転車の安全利用に資 するよう、損保協会ホームページに、よくある法令違反や 事故類型、新たな交通ルール等、利用者が知っておくべ きポイントを公開しています。

また、特定小型原動機付自転車は自賠責保険に加入 する必要があるため、あわせて保険に関しても啓発して います。

各種フェアへの協賛・協力

国や地方自治体等が交通安全の啓発を目的として 主催する「交通安全キャンペーン」等のイベントに協 賛・協力し、損保協会の交通安全の取組みを積極的 に紹介しています。



石川県の事故多発交差点での啓発活動の様子

飲酒運転防止の取組み

「飲酒運転防止マニュアルの作成

企業の経営者、安全運転管理者等が飲酒運転防止の 社員教育や研修を行う際の手引きとして、「飲酒運転防止 マニュアル」を作成しています。

[掲載内容例]

- ・ 飲酒運転事故の現状
- ・飲酒運転に対する法規制
- ・危険運転致死傷罪が適用された飲酒運転事故の例
- ・アルコールの与える影響
- ・新しい視点で予防対策を
- ・飲酒運転防止対策の事例
- ・飲酒(運転)問題に取り組む団体等
- ・飲酒運転事故に対する自動車保険の補償範囲 等



飲酒運転防止マニュアル

で酒運転させないTOKYOキャンペーン 推進委員会への参画

東京都の推進委員会に参画し、情報の提供を行っ ています。

要望・提言

安心かつ安全な社会の形成に寄与することを目的 に、国土交通省道路局に「交通事故のない社会の実 現に向けた交通事故防止施策のより一層の推進しに 関する要望書を2023年11月に提出しました。

17 防災・防犯対策

防災教育の推進

「「ぼうさい探検隊」の実施

「ぼうさい探検隊」は、子どもたちが楽しみながら、 まちを探検し、まちにある防災・防犯・交通安全の施設・設備を発見して、マップにまとめる実践的安全教育プログラムです。マップ作成後は、発表を通してまちの安全・安心を振り返ります。子どもたちの防災意識が高まるだけでなく、地域防災力の強化にもつながります。

この 「ぼうさい探検隊」 は、内閣府のホームページ 「災害被害を軽減する国民運動」 のページでも紹介されています。



まちなかを探検

防災・防犯や交通安全に関するさまざまな施設や設備 をチェックします。



マップを作成

集めた情報や写真を使って、 オリジナルのマップを作成 します。



探検の成果を発表

グループごとに発表し合い、 あらためて探検を振り返り、 防災・防犯・交通安全への 意識を高めていきます。

<マップコンクールの開催>

ぼうさい探検隊で作成したマップを対象に、マップコンクールを開催しています。

第20回となる2023年度は、全国47都道府県の小学校や児童館・子ども会・消防少年団など658団体から8,904名の児童が参加し、1,708作品の応募がありました。表彰については、入賞団体に向けた表彰動画を作成し、審査員の講評や入賞団体からのコメントを紹介したほか、各入賞団体へ赴いて、現地での表彰式を実施しました。



第20回小学生のぼうさい探検隊マップコンクール表彰式動画

<活動支援ツールの提供>

ぼうさい探検隊の活動支援ツールとして「実施マニュアル」「事前学習の手引き」等を提供しています。また、地図や写真を取り込み、デジタルマップを作成できる「まち探検アプリ」を搭載したタブレットを貸し出しています。指導者の方々の事前準備が簡素化でき、子どもたちのICT教育としても活用が可能です。



実施マニュアル



タブレット端末



事前学習の手引き



タブレットを使用したマップの例

「ぼうさいダック」の普及

幼児向けに、安心・安全の「最初の一歩」を学んでもらうため、災害から身を守るポーズを遊びながら学べる防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」を作成しています。

毎年、全国各地での防災イベントや幼稚園・保育所・小学校低学年の行事や授業などで活用されています。



事故、災害および犯罪の防止・軽減

防災・防犯対策

ハザードマップの利活用推進に向けた取組み

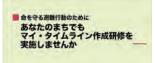
損保協会では、自分の住むまち等の自然災害リス クの理解を促し、地域の特性に応じて防災・減災への 意識を高めることを目的として、全国の自治体が作成 するハザードマップの利活用推進に向けた取組みを 実施しています。

具体的には、ハザードマップの活用方法の解説ツー ル等を作成し、展開しています。

<損保協会のハザードマップツール>

- ・副読本「ハザードマップと一緒に読む本」
- ・動画「動画で学ぼう!ハザードマップ」
- ・チラシ「ハザードマップで自分のまちの危険を 知ろう! (水災害・地震災害) 」
- ・チラシ 「水災への備え、本当に大丈夫ですか?」
- ・自治体向けマイ・タイムライン作成研修実 施推進動画

2024年4月には、自治体がハザードマップを活用し て行うマイ・タイムライン作成研修の実施を推進する 動画をYouTubeに公開しました。





「「防災教育支援ツール」の提供

「ぼうさい探検隊」「ぼうさ いダック」に加え、「eラーニ ングコンテンツ」「防災教育 副教材」の内容を取りまと め、年齢層や学習段階に応じ て、教育現場で幅広く活用い ただく際の手引きとして、「防 災教育支援ツール」を作成し ています。



▶地域の防災力向上への取組み

「防火標語・ポスター制作」

家庭や職場・地域における 防火意識の高揚を図り、社会 の安心・安全に貢献するた め、総務省消防庁と連携して、

「全国統一防火標語」を掲載 した防火ポスターを制作して います。同ポスターは、全国 の消防署をはじめとする公共 機関等に掲示されるほか、全 国各地の防火意識の啓発・P R等に使用されます。



防火ポスター

<過去5年間の全国統一防火標語・ポスターモデル>

年度	全国統一防火標語	ポスターモデル				
2020年度	その火事を 防ぐあなたに 金メダル	白石 聖(しらいし せい)さん				
2021年度	おうち時間 家族で点検 火の始末	福本 莉子(ふくもと りこ)さん				
2022年度	お出かけは マスク戸締り 火の用心	天翔 愛(てんしょう あい)さん				
2023年度	火を消して 不安を消して つなぐ未来	野口 絵子(のぐち えこ)さん				
2024年度	守りたい 未来があるから 火の用心	山﨑玲奈(やまさき れな)さん				

「軽消防自動車の寄贈

地域の防災力の強化に貢献 するため、1952年度から軽消防 自動車等を寄贈しており、2023 年度末時点で累計3.512台を寄 贈しています。



軽消防自動車

「自然災害の防災・減災に資する取組み

自然災害の発生実態や地域特性に基づき、各地域にお いて防災・減災に資する消費者向けの啓発取組みを推進し ています。各地の自治体等と連携したセミナーやシンポジ ウムの開催、啓発動画の公開を通じ、防災・減災に関する 意識高揚を図っています。

< 2023 年度の主な取組み>

実施場所	取組み概要
北海道	胆振東部地震を振り返る地震防災・減災オンラインシンポジ ウム
宮城県	災害教訓伝承動画「災害から小さな子どもたちを守るために 〜東日本大震災の教訓から〜」
新潟県	防災セミナーin 新潟
富山県	地震保険セミナー〜知り、守る 富山の街〜
愛知県	親子で学ぶ 防災・減災ピクニック
大阪府	防災啓発動画「地震への備え もしも自分が地震の被災者に なったら・・・」
岡山県	講演会「西日本豪雨から 5 年、これからの 防災まちづくりを 考える」
愛媛県	えひめ防災セミナー
鹿児島県	講演会[8・6 水害から 30 年、改めて備えについて考える]
沖縄県	防災・減災セミナー

※上記のほかにも、全国各地で各種取組みを実施しています。

「「ぼうさいこくたい2023」に参画

2023年9月17日~18日に神奈川県横浜市で開催された、内閣府、防災推進協議会および防災推進国民会議が主催する総合防災イベント「ぼうさいこくたい2023」に参画しました。損保協会のセッションでは有識者による基調講演と鼎談を行い、関東大震災から100年の節目にあたることを踏まえ、地震への備えの重要性について発信しました。また、後日、本パネルディスカッションを主とした防災特番がTOKYO MX(東京都)で放送されました。





また、同大会を締めくくるクロージングセッションにおいて、防災推進協議会の運営委員長を務める佐々木修(損保協会業務企画部長)が登壇し次年度の開催地が「熊本県」となる旨を発表しました。

「BS日テレ防災番組 制作協力・放送

損保協会では、BS日テレの「みんなの防災スイッチ ON!~巨大地震に備えろ!~」と題した全6回の5分番 組の制作に協力しました(2023年8月~10月放送)。

この連続ミニ番組では、地震防災について各回異なるテーマで各地を取材し、地域の防災取組みや地震保険が生活再建に役立った事例などを紹介して、いつどこで起きてもおかしくない地震災害から命と暮らしを守るための「備え」の大切さを伝えました。なお、同番組は、放送内容を再構成して、30分番組としても放送されています(放送日:2023年10月15日)。

計かなの防災 スイッチの № ! ~巨大地震に備える!~

- ■第1回放送(8月26円)「関東大震災」(取材地域:東京都)
- ■第2回放送(9月2日)「千島海溝と日本海溝」(取材地域:北海道、岩手県)
- ■第3回放送(9月9日)「南海トラフ」(取材地域:高知県)
- ■第4回放送(9月16日)「地域の防災」(取材地域:石川県、三重県、鳥取県)
- ■第5回放送(9月23日)「長周期地震動」(取材地域:東京都)
- ■第6回放送(10月7日)「最近の地震と生活再建」(取材地域:石川県、熊本県)

[「そんぽ防災Web」の開設

2018年3月に、損害保険ならではの特長を活かした 「防災に役立つ」情報を提供する、「そんぽ防災Web」 を開設しました。

本サイトは、「掲載コンテンツの閲覧・利活用を通じて防災リテラシーの底上げを目指す」ことをコンセプトとして、地震や風水害に備えるためのコンテンツや、防災教育に関する各種ツール等を提供しているほか、自然災害を補償する損害保険に関する情報を掲載しています。オリジナルコンテンツの「そんぽ風水害データベース」は過去に発生した主な風水害の概況や被害状況と支払保険金に関するデータをマッチングさせたもので、都道府県別、発生年別、「台風」や「豪雨」といったキーワードにより、災害毎の支払保険金を調べることができます。

「中部防災推進ネットワーク」の設立

損保協会では、2020年7月28日に、内閣府・名古屋大学・中部圏の行政組織等との共同事務局で、南海トラフ地震などの有事の際の実効的な備えのための地元の業界団体における関係構築を目的とした「中部防災推進ネットワーク」を設立しました。勉強会やワークショップを開催するなど、地域の防災に向けた取組みを実施しています。

防犯に係る啓発活動

「子どもを犯罪・事故から守る手引き」の作成

地域で子どもが犯罪や交通事故等の不慮の事故に 巻き込まれないよう、大人と子どもが一緒に対策を考 えることで、防犯への意識を高めていくことを目的とし て、冊子「子どもを犯罪・事故から守る手引き」を作成し ています。

要望・提言

安心かつ安全な社会の形成に寄与することを目的に、 国土交通省水管理・国土保全局に、「災害に強く持続可能 な社会基盤の維持・強化」「災害による経済的損失の軽減 に資する施策の推進」に関する要望書を2023年11月に 提出しました。

事故、災害および犯罪の防止・軽減

18 環境問題対策

▶環境取組みに関する行動計画

「環境取組みに関する行動計画」を策定し、環境問 題に取り組んでいます。

| 行動計画の主な項目

- 1. 損害保険業を通じた取組み
- 2. 社外への情報発信
- 3. 地球温暖化対策
- 4. 循環型経済社会の構築
- 5. 社内教育·啓発
- 6. 環境マネジメントシステムの構築と環境監査
- 7. 他の企業や組織等との協働
- 8. 環境関連法規等の遵守

▶環境問題に関する目標

経団連が産業界の自主的な取組みとして策定した 「カーボンニュートラル行動計画」 および 「循環型社 会形成自主行動計画」の趣旨を踏まえ、損保協会お よび会員各社は、地球温暖化の大きな原因である 「CO2の排出削減」および循環型社会形成に向けた 「廃棄物の削減」に関する目標を定め、取り組んでい ます。

CO2の排出削減に関する目標 (低炭素社会実行計画の取組み)

<数値日標>

1. 2030年度までに、2013年度比で床面積あたりの 電力消費量におけるCO2排出量を51%削減する。

<数値目標以外>

- 2. 主体間連携の強化
 - 低炭素社会への取組みを後押しするような商 品やサービスを積極的に開発して提供する。
 - ・約款や証券のWeb化、募集時のタブレット端 末等使用を積極的に推進する。
- 3. 国際貢献の推進
 - ・進出している海外の国や地域において、保険商

品や金融サービスを通じた地球環境の保全に 役立つ取組み等を推進する。

- 4. 革新的技術の開発
 - ・保険商品や金融サービスを軸にした研究開発 を行い、気候変動リスク等の環境問題に対応し た商品やサービス等を社会に広く提供する。

棄物の削減に関する目標(循環型社会形成 自主行動計画の取組み)

<各保険会社の取組み>

- 1. 社内の廃棄物処理体制を確立し、事業所から排 出される事業系一般廃棄物量の削減を推進させ るとともに、収集業者等との連携によって、分別 回収を徹底し、リサイクル率の向上に努める。
- 2. 事務用品の購入に際しては、環境配慮製品の利 用率の向上に努める。
- 3. OA用紙の使用に際しては、両面コピーや2in1コ ピー、タブレット端末等使用の積極的な活用に よって、それぞれが定める削減率等の目標に向け て使用量を抑制する。
- 4. マイバッグおよびマイボトル持参を推進する。
- 5. 社員食堂等でのプラスチック製カップ・ストロー の廃止、もしくは紙製への切り替えを行う。
- <自動車保険を通じた社会への働きかけ> 自動車リサイクル部品の活用を推進する。

トエコ安全ドライブの推進

環境にやさしく、安全運転にも効果がある「エコ安全ドライブ」の普及啓発活動を2004年度から行っています。

エコドライブ普及連絡会 (警察庁、経済産業省、国土交通省、環境省)が定めた「エコドライブ10のすすめ」のうち、交通安全に関係の深い3項目を、特に「エコ安全ドライブ3か条」として、CO2の削減による環境保全と交通事故の少ない社会の実現に向けて、その普及に取り組んでいます。

具体的な取組みとしては、当該3か条を紹介したチラシを作成し、イベントでの活用、損保協会ホームページでの掲載等を行っています。





「エコ安全ドライブ」チラシ

エコ安全ドライブ3か条

3つのポイントを実践することで環境保全と交通安全の両方に効果をもたらします。

- 1. ふんわりアクセル 『eスタート』
- 2. 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の 少ない運転
- 3. 減速時は早めにアクセルを離そう

自動車リサイクル部品活用の推進

限りある資源を有効利用することにより、廃棄物を 削減し、地球温暖化の原因となっているCO2の排出 量を抑制することを目的として、自動車の修理時にお けるリサイクル部品の活用を推進しています。

具体的には、自動車関連団体と共同でリサイクル 部品活用推進キャンペーンを実施し、チラシ・ポス ターを作成のうえ、全国で啓発を行っています。





リサイクル部品活用推進チラシ

損保協会の取組み

損保協会は、「環境取組みに関する行動計画」に基づき、環境取組みの仕組みを構築し、「気候変動対応方針」を定めて自らの事業を通じて排出される温室効果ガスの削減を図ることにより、地球環境の保全に取り組んでいます。具体的には、ごみの分別、ペーパーレス化の推進や両面コピーの促進、事務室照明のLED化、不在時の事務室消灯、冷暖房の効率的利用(夏28℃、冬20℃)、事務用品の購入では、環境配慮商品の利用等を行っています。

事故、災害および犯罪の防止・軽減

(19) 地域特性に応じた各支部の取組み

損保協会支部では、各地域の関係機関と連携し、 前述の事故、災害および犯罪の防止・軽減に資する取 組みや地域の特性に応じた取組み等を行っています。

北海道支部

地域特有の事故防止、防災・減災にかかる取組み、 保険の普及啓発等を行っています。

●防災・減災の取組み

2018年9月に発生した北海道胆振東部地震を振り

返りながら、内陸部を含む地震リスクを知り、どのように備え、被災後にどのように生活を立て直すかなど、災害からの教訓を自分のこととして学び、備えを行動に移していくための地震防災・減災シンポジウ



ムをオンラインで開催した。

●エゾシカとの衝突事故防止

日本語での事故防止ポスターに加え、道内を訪れる 外国人観光客数が回復していることから、レンタ カーなどを運転する外国人観光客向けに英語版チ

ラシを作成し、道内で多発しているエゾシカとの衝突事故の防止と、日本の交通ルールなどを啓発した。



自転車事故防止の取組み

北海道警察と連携して自転車安全利用啓発イベントを2023年9月に開催した。お笑い芸人で栗山町出身のバービーさんを「北海道警察自転車アンバサダー」に任命し、交通ルールやヘルメット着用の重要性、自転車事故に備える保険を学ぶトークショーやクイズを行った。

車化支部

防災・減災、悪質な住宅修理業者対策、交通事故防 止等を行っています。

●防災・減災の取組み

東日本大震災を経験した二人の語り部から、小さな子 どもたちの命を守るための意識や行動、保護者と預 け先との関係のあり方、家庭での取り組み方

などについて聞いた 内容を動画にまとめ YouTubeで配信し、 広く注意喚起を行った。



●交通事故防止

・岩手県警察・岩手県と連携して自転車の安全利用に向 けた啓発ポスターやチラシを作成し、県内における自転

車乗車時のヘルメット着用率の 向上をはじめとする自転車の安 全利用と保険加入を啓発した。

・自動車のスリップ事故防止について、NEXCO東日本と連携して、東北管内のサービスエリア等でデジタルサイネージとして表示し、ドライバーに対する注意喚起を行った。



●高齢者の住宅修理サービス等でのトラブル防止

住宅修理やリフォームに関する業者トラブルが高齢者を中心に増加してきていることから、東北6県の県警と連携し、警察署が行う高齢者宅戸別訪問に際し、損保協会作成の注意喚起チラシを手交し、効果的な注意喚起を行った。



関東支部

1都9県の地域課題を踏まえて次のような啓発等の取組みを行っています。

●悪質な住宅修理業者に関する啓発

- ・令和6年能登半島地震により被災された方々へ適切な情報提供をするため、新潟県の各被災地を訪問し、悪質な災害便乗商法への注意喚起ポスター・チラシによる啓発を実施した。
- ・神奈川・千葉・埼玉県で、県・県警と連携し、県別の ポスター・チラシ・デジタルサイネージ等を作成し、

県民に周知した。

・埼玉県で、悪質住宅修理業者の逮捕事案の情報交 換会を実施し、不正請求排除の取組みを推進した。

●損害保険リテラシーの向上

成年年齢の引下げ等により、高校生が身の回りのリスクに自ら備える力を身に付ける必要があること



から、各県の公民科・家庭科研究部会で、損保協会の教材活用を働きかけ、複数校で授業を実践した。

●地域防災力の強化・ハザードマップの普及促進

- ・関東地方整備局が関東各都県で主催する「関東大震 災100年リレーシンポジウム」に出展した。
- ・防災セミナー等で、ハザードマップの周知や防災意 識向上の取組みを行った。

●交通事故防止

- ・自転車ヘルメットの着用率が全国ワースト1位の新潟 県で、県と連携し外国人向け英語版リーフレットを 作成し、自転車保険の周知を行った。
- ・山梨県で、県警と連携し、 ご当地の戦国大名である 武田信玄公が高齢者交通 事故・飲酒運転・自転車事



故について解説する交通安全動画を作成し周知を行った。

●自動車盗難防止

自動車盗難ワースト地域2県で県警と連携し、イベント・チラシ・ポスター・デジタルサイネージなどの各手法を用いて県民に注意喚起を行った。

●中小企業向け保険の普及促進

栃木県で産官学 (県警・宇都宮 大学) と連携し、サイバーセキュリ ティセミナーを開催した。また、 埼玉県で、関東経済産業局等と 連携し、中小企業向けリスク対策 セミナーを開催し、啓発を行った。



北陸支部

交通事故防止や防災・減災に係る取組みを行っています。

●令和6年能登半島地震への対応

・石川県内の2次避難者(全世帯)に保険金請求リーフレットを提供した。また、県内の避難所を訪問し、会員会社の相談窓口案内ポスターを掲示した。



・ 県警および消費生活センターを通じ て、悪質な住宅修理業者に係る注意喚起チラシを提供した。

●交通事故防止の取組み

- ・石川・富山・福井県警と連携 し、高校生向けに自転車用へ ルメットを寄贈した。
- ・事故多発交差点において、街 頭啓発活動を実施した。
- ・福井県警と連携し、信号機のない横断歩道における車の



一時停止を促す「なんで止まらん!福井県」チラシ を作成・展開した。

●外国人観光客向けへの防災・安全啓発

金沢市と連携し、外国 人観光客が日本国内で 災害や事故などに遭遇 した際に活用してもらう サイトの紹介チラシを



作成し、金沢駅および市内の観光案内所で展開した。 また、会員会社とともに、街頭啓発活動も実施した。

中部支部

南海トラフ巨大地震等に備える防災・減災の取組みや、交通事故および自動車盗難の防止に向けた取組み等を行っています。

●南海トラフ巨大地震等への備え

- ・ 業界団体や自治体等をメンバーとする中部防災推進ネットワークを運営している。大規模災害発生時の経済活動の 早期復旧等を目指し、中部地域の産学官の連携基盤を作
 - ること等を掲げた「共同宣言」を 2023年3月に公表した。
- ・地域防災力向上のため、名古屋 大学の福和伸夫名誉教授をナ ビゲーターに迎え、名古屋大学



博物館と共催で「防災・減災ピクニック」を開催した。

事故、災害および犯罪の防止・軽減

19 地域特性に応じた各支部の取組み

●交通事故防止

- ・三重県警察本部から交通事故防止・ヘルメット着用推進の セーフティ・バイシクルリーダーを委嘱された県内8校の 高校生に、啓発活動用オリジナル ヘルメットを贈呈した。
- ・愛知県警察本部と連携し、高齢者 交通事故対策として、日泰寺の参 拝者に靴用反射材を貼付した。



●自動車盗難防止

- ・愛知県内での自動車盗難被害多発を受け、名古屋市内の駐 車場でハンドルロックを貸し出し、盗難防止機器の使用・普及 を呼びかける啓発活動等を行った。
- ・愛知県警察本部と連携し、ポートメッセ名古屋で開催され た「名古屋モビリティショー2023」のブースに盗難車や盗 難防止機器を展示し、来場者に盗難対策を呼びかけた。

悪質業者に関する啓発

東海4県において、県警察等と連 携し、悪質な住宅修理業者やレッ カー業者等について、実際に東海 地方で発生したトラブル事例を記 載したチラシを作成・配付し、啓発した。





近畿支部

自動車盗難の被害防止や悪質な住宅修理業者対策、交 通事故防止などの啓発を中心に様々な活動を行っています。

●自動車盗難防止

- ・ 車名別盗難ワーストで上位の車種の含有率の高い大 阪府のエリアを中心にYouTubeの啓発広告動画を配 信し、注意喚起を促した。
- ・京都府警察・大阪府警察・兵庫県警察が 推進する三都広域防犯対策プロジェクト と連携し、人気アニメとタイアップした動 画やポスター、チラシによる自動車関連 犯罪(自動車盗難、車上ねらい、部品ねら い)防止に関する啓発を実施した。



悪質な住宅修理業者対策

住宅修理などに関し「保険が使える」と 言って勧誘する悪質な住宅修理業者 とのトラブル防止のため、国土交通省 近畿地方整備局との官民連携のもと、 近畿2府5県および同府県警察の協力



も得て、トラブルの具体的な事例やその対策をわか りやすくまとめた地域独自の注意喚起チラシを作成 し、一般消費者に向けた啓発を実施した。

●交通事故防止

- ・大阪府警察が推進する[いらち運転](自分本位で心に ゆとりのない運転)の防止啓発に協力し、大阪府内の 交通安全を推進するため、「いらち運転」の悪い事例を イラストで紹介するチラシによる啓発を実施した。
- ・兵庫県の交差点が全国の交通事故多発交差点 (2022年) のワースト10に複数ランクインしているこ とから、兵庫県警察が展開している「横断歩道合図 (アイズ) 運動プラス | に協力し、歩行者やドライバー が気を付けるべきポイントをまとめたリーフレットに よる啓発を実施した。

中国支部

保険金不当不正請求の排除、交通安全の取組み、 災害便乗商法への対策などを行っています。

■保険金不当不正請求の排除

・県警、弁護士会や暴力追放セン ター等と連携して、反社会的勢 力による保険金不当不正請求



の排除を目的とした取組みを実施している。

●交通安全の取組み

・高齢者の交通事故を防止するため、反射材を各県警など に提供した。島根県交通安全対策協議 会の贈呈式には、島根県の丸山達也 知事が出席した。

・岡山県で横断歩道での歩行者優先を呼び かける啓発活動を実施した。官民12団体と連携し、啓発ポスター およびチラシを作成して県内のドライバーに注意喚起を行った。

災害便乗商法への対策

- ・住宅修理などに関し「保険が使える」と言って勧誘する災害便乗商 法を行う業者への注意喚起を目的として、中国地方の5県警と連 携した啓発ノベルティを作成して、県民への啓発活動を実施した。
- ・ 行政幹部、県警幹部や有識者等に災害 便乗商法の被害状況を伝えて、対策を 講じることの必要性を説明することで、 消費者保護の環境を醸成した。



各地区の消費生活センターとの連携、県警・報道機関に 情報提供することで、消費者被害の防止に努めている。

四国支部

自治体等と連携した防災・減災活動や交通事故防止啓発、 保険金請求を勧誘する業者とのトラブル対策等を行っています。

●自治体等と連携した防災・減災活動

平成30(2018)年7月豪雨で大きな損害を被った愛媛県において、改めて「防災・減災」について考え、「防

災・減災」について取り組んでほしい という想いから、愛媛県や愛媛大学防 災情報研究センター等の協力を得て 「えひめ防災セミナー」を開催した。



●交通事故防止啓発

2022年に高知県が人口10万人当たりの交通事故死者が ワースト3位(警察庁調べ)になったことから、高齢者の交通

事故減少を目的として、高知県警と連携して 反射材付き高齢者事故防止チラシを作成し、 高知県で活動している高齢アイドル「爺 -POP」と一緒に反射材の活用を推進するキャ ンペーンを実施した。



●保険金請求を勧誘する業者とのトラブル対策

台風や水害等の保険金請求を勧誘する業者とのトラブル が継続して発生している状況に鑑み、四国4県で県と警察 本部の協力を得て注意喚起チラシを作成し、県や県警へ

贈呈した。チラシを用いて、「保険が 使える」という住宅修理業者が訪問 したらその場で契約せず、まずは損 害保険会社や代理店等に相談するこ とを周知した。



九州支部

交通安全啓発、災害リスク・地震保険啓発や不正請求防 止等に取り組んでいます。

●飲酒運転撲滅

福岡県の定める「飲酒運転撲滅週間」に合わせて「交通事故をなくす福岡県県民運動本部」に対して、飲酒運転撲滅および高齢者事故防止を訴えるのぼり旗800枚を寄贈し、飲酒運転防止等の機運を盛り上げるとともに、県や県警から関係団体に配付し、交通安全啓発に活用されている。

●交通安全の取組み

「春の交通安全県民運動」で、当該運動 推進要綱に掲げられた「ドライブレコー ダーの普及促進等に関する広報啓発の



推進」を実施すべく、福岡県庁において保険会社で実際に扱っているドライブレコーダーの機能や必要性を紹介し、来庁者の設置検討の一助となるように、啓発活動を実施した。

●自然災害リスクの啓発と地震保険の普及

「宮崎県防災の日フェア」等イベントに来場される方に、その場で自宅や勤務先のある場所のハザードマップを確認してもらい、自分の周囲の地震・津波リスクを認識してもらったうえで、被災した際の、住宅再建や当面の生活費用としての備えとなる地震保険について啓発した。

●不正請求防止

自然災害に便乗する悪徳な保険金申請サポート業者について注意喚起するため、福岡県警、大分県警、宮崎県警と連携して共同チラシを作成し、県警で活用してもらうほか、宮崎県警、県消費生活センターおよび宮崎損保会が合同で、街頭活動も実施した。



沖縄支部

飲酒運転根絶、交通安全、防災・減災の取組み等を行っています。

●飲酒運転根絶

沖縄県は飲酒運転事故率が全国ワースト1位であることから、飲酒運転根絶に向けて動画を作成、県内13か所のデジタルサイネージを活用し飲酒の機会の多くなる12月にドライバーへの注意喚起を行った。

また、沖縄県は外国人も多く住んでいることから、動画に英語を併記し 外国人へも注意喚起を行った。



●交通安全の取組み

県内の交通事故多発交差点のチラシとポスターを作成し、沖縄県警察本部へチラシ20,000枚、ポスター200枚を贈呈するなど、交通事故防止のための啓発活動を行った。



●防災・減災の取組み

防災・減災への意識向上のため、沖縄気象台と防災士を講師に招き、気象台からは令和6年能登半島地震の状況と県内の地震・津波リスクを、防災士からは災害後の住まいとコミュニティをテーマにしたセミナーを2024年3月11日に開催した。

損害保険業に関する試験・認定、研修等

20 募集人に対する試験・教育等

損害保険商品の説明や契約の手続きなどで、お客 さまの窓口となるのは主に損害保険代理店(代理店) です。

このため、損保協会では、保険募集のさらなる品質 向上を図るために、代理店の募集人に対して、次の試 験制度等を実施しています。

「損害保険募集人一般試験(損保一般試験)

募集人が保険募集にあたり必要となる募集品質の 確保・向上を図ることを目的に、損害保険募集人一般 試験(損保一般試験)を実施しています。

損保一般試験は、基礎単位・商品単位(自動車保険・ 火災保険・傷害疾病保険) により構成されており、試験 の合格を保険募集のための要件としています。

また、更新制を採用し、最新の業務知識や商品知 識を5年ごとに検証しています。

「損害保険大学課程(損保大学課程)

損保一般試験に合格した募集人がさらなるステッ プアップを目指す仕組みとして、損害保険大学課程 (損保大学課程)を実施しています。

損保大学課程は、保険募集に関連の深い専門知識 を修得するための専門コースと、実践的な知識・スキル を修得するためのコンサルティングコースにより構成さ れています。また、5年ごとの更新制を採用しています。

各コースの試験に合格した募集人は、コースに応じ て損害保険プランナー、損害保険トータルプランナー に認定されます。

2024年7月末時点の損害保険プランナー (専門 コース認定有効者) は31.651名、損保協会が認定す る募集人資格の最高峰である損害保険トータルプラ ンナー (コンサルティングコース認定有効者) は 16.532名です。



損保大学課程

専門コース

< 称号>



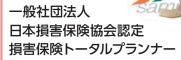
一般社団法人 日本損害保険協会認定 損害保険プランナー

<認定要件>

- ・法律単位および 税務単位試験合格
- ・募集人としての適格性 等

コンサルティングコース

<称号>



<認定要件>

- ・専門コース認定取得
- ・教育プログラムの受講・修了
- ・コンサルティングコース試験合格
- ・募集人としての適格性 等

(注)実際に発行されるシンボルマークには「sample」の文字は入りません。

損害保険トータルプランナーがいる代理店の検索サイト



損保協会のホームページで、損害保険トータルプランナーがいる代理 店を、郵便番号や住所から検索できます。

2024年7月末時点で、3.995店の代理店の情報を登載しています。

■サイトURL

https://sonpo-totalplanner-ag.jp/agency/search (注) 損保協会ホームページからアクセスできます。

Ι

募集人・資格情報システム

募集人の資格情報等を一元的に管理する募集人・ 資格情報システムを運営しています。

本システムにより、募集人自身が損保一般試験や損保大学課程等の資格の有効期限等を確認し、各種試験の受験管理等ができるようになっています。

「募集コンプライアンスガイドの策定」

会員各社が募集人を指導する際のガイドブックとして、募集コンプライアンスガイドを策定しています。

このガイドでは、保険業法等に規定されている保険 募集に関する事項を体系的に整理するとともに、募集 実務の標準例を示すことで、保険募集の際に留意すべ き事項についてわかりやすく解説しています。

2024年2月には、昨今の保険募集を取り巻く環境等を踏まえ、同ガイドを改定しました。

会員各社の取組みの例

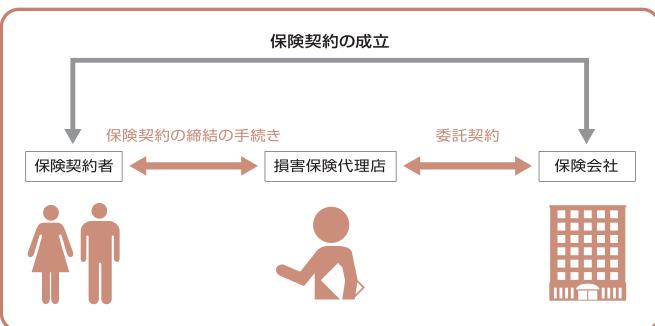
●独自の販売資格制度の導入

第三分野商品 (医療保険、がん保険等) 専門の販売資格等、会員各社独自の販売資格制度を導入しています。

●募集に関するお客さまアンケートの実施

損害保険の募集時における募集人の商品説明等に関するお客さまアンケートを実施しています。お客さまからの回答を分析・検証し、保険募集のさらなる品質向上に向けた取組みに活用しています。

参考:代理店の役割



代理店には、保険会社との委託契約により保険会社の代理人として保険契約を締結する権限が与えられています。

契約者が代理店に対して申込書により申込みを行い、代理店が承諾すれば、保険会社との間で保険契約が有効に成立したことになります。

(注)保険会社または保険の種類によっては代理店の権限が媒介となっていることがあります。この場合には、後日保険会社が引受けを承諾したときに契約が成立します。

損害保険業に関する試験・認定、研修等

21 損害調査関係の試験・研修

損害保険の最大の使命は、万一の事故が起きた際に、適正な保険金を迅速に支払うことです。

損害保険各社では、適正・迅速かつ公平な保険金 支払を実現するため、次のように損害調査体制を整備 しています。

「損害調査拠点と損害調査担当社員

全国各地どこで事故が発生しても直ちに対応できるよう、損害保険会社は、全国1,247か所の損害調査拠点を設け、そこに28,991名の損害調査担当社員を配置しています(2024年4月1日現在)。

また、損害調査担当社員の知識向上のため、損害 保険各社では各種研修を実施するほか、損保協会に おいても医療研修、アジャスター研修や地震保険損 害処理研修などを実施しています。

「自動車保険のアジャスター

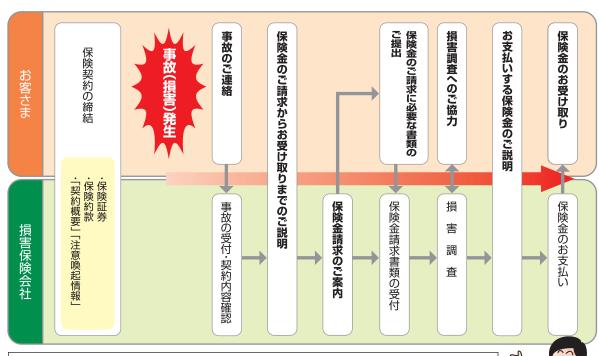
アジャスターとは、自動車の物損事故による損害額や事故の原因・状況などを調査する専門家で、7,145名(2024年7月1日現在)が損保協会に登録されています。アジャスターは各種研修を通じて調査技能の向上に努めています。

「火災・新種保険の損害保険登録鑑定人

損害保険登録鑑定人とは、損害保険会社から委嘱を受け、建物・動産の保険価額の評価、損害額の算定、事故の原因・状況などを調査する専門家で、6,516名(2024年7月1日現在)が損保協会に登録されています。

参考:事故の連絡から保険金の受け取りまでの流れ

事故の連絡から、保険金の受け取りまでの一般的な流れです。



交通事故や盗難、火災などの事故が発生した場合には、損害保険会社への連絡の前に、ケガ人の救護などを行い、警察署や消防署などの公的機関に事故の届出等を行ってください。 保険金の請求の際に事故の証明書が必要となる場合があります。(特に、交通事故における人身事故の場合には、「人身事故」として警察署に届出を行ってください。)

22 医研センター研修・医療研究助成

医療研修

| 医療費支払適正化と被害者保護への対応 |

1984年自賠責審議会答申で指摘された医療費支払い適正化に係る研修の強化を受けて、1985年に医研センターを設立しました。医研センターでは、損害保険会社の社員等に対する医療研修を通じて医療費支払いの適正化と被害者の早期社会復帰を図っています。

医療知識の必要性

医師の説明を理解し、医師との基本的なコミュニケーションが可能な人材の育成を目指して、損害サービスに携わる損害保険会社等の社員を対象に最良の医学・医療知識を学ぶ機会を提供する研修を実施しています。

「質の高い研修内容

第一線の臨床現場で活躍中の医師を中心とした講師を迎え、通信教育、集合研修、各都市で開催する医療セミナーを通じて医療知識の向上を目指しています。



研修室における集合研修



医療セミナー研修

交通事故医療に関する研究助成

助成の目的

自賠責保険の運用益を活用し、交通事故医療に関する研究助成を行っています。これは個々の医師等またはグループの臨床研究を助成することで、交通事故医療の進歩発展を促進し、被害者の早期社会復帰に寄与することを目的としています。

公募による選考

毎年1回公募し、学識経験者で構成される選考委員会による厳正な選考のうえで助成対象者を決定しています。

採用件数

1994年度から実施している本研究助成の2024年度までの採択件数は合計1,078件になりました。これらの研究成果は被害者の早期社会復帰に貢献するものと期待されます。

- ●研究テーマ例 (2024年度)
- ・交通事故被害者の有する基礎疾患が、治療や転帰 に及ぼす影響に関する研究
- ・交通事故後の精神健康(メンタルヘルス)への影響 に関する研究
- ・自転車(電動アシスト自転車を含む)やキックボード (電動型を含む)による交通事故外傷に関する研究



研究報告会

日本国内で損害保険業を営む会社

国内損害保険会社〔35社〕

2024年7月1日現在 ●印は、損保協会会員会社

(1)元受および再保険業〔33社〕

- ●あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
- ●アイペット損害保険株式会社
- ●アクサ損害保険株式会社
- ●アニコム損害保険株式会社
- ○アメリカンホーム医療・損害保険株式会社
- ○アリアンツ火災海上保険株式会社
- ●イーデザイン損害保険株式会社
- ●A I G損害保険株式会社
- ●エイチ・エス損害保険株式会社
- ●SBI損害保険株式会社
- ●au損害保険株式会社
- ●株式会社NTTドコモ損害保険
- ○カーディフ損害保険株式会社
- ●キャピタル損害保険株式会社
- ●共栄火災海上保険株式会社
- ●さくら損害保険株式会社
- ●ジェイアイ傷害火災保険株式会社
- ●セコム損害保険株式会社
- ●セゾン自動車火災保険株式会社
- ●全管協れいわ損害保険株式会社
- ●ソニー損害保険株式会社
- ●損害保険ジャパン株式会社
- ●大同火災海上保険株式会社
- ○Chubb損害保険株式会社
- ●東京海上日動火災保険株式会社
- ●日新火災海上保険株式会社
- ●ペット&ファミリー損害保険株式会社
- ●三井住友海上火災保険株式会社
- ●三井ダイレクト損害保険株式会社
- ●明治安田損害保険株式会社
- ●株式会社ヤマップネイチャランス損害保険
- ●楽天損害保険株式会社
- ●レスキュー損害保険株式会社

(2)再保険専業〔2社〕

- ●ト―ア再保険株式会社
- ●日本地震再保険株式会社

外国損害保険会社〔22社〕

2024年7月1日現在

―支店または代理店形態等で日本に進出している保険会社-

【(1)元受および再保険業〔10社〕

- ○アトラディウス・クレディト・イ・カウション・エセ・アー・ デ・セグロス・イ・レアセグロス
- ○エイチディーアイ・グローバル・エスイー
- ○コンパニー・フランセーズ・ダシュランス・プール・ル・ コメルス・エクステリュール
- ○ザ・ソサイエティー・オブ・ロイズ
- ○ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド
- ○スイス・リー・インターナショナル・エスイー
- ○スター・インデムニティ・アンド・ライアビリティ・カンパニー
- ○チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
- ○現代海上火災保険株式会社
- ○ユーラーヘルメス・エスエー

(2)再保険専業[6社]

- ○アールジーエー・リインシュアランス・カンパニー
- ○ジェネラル・リインシュアランス・エイジイ
- OSwiss Re Asia Pte. Ltd.
- ○スコール・エスイー
- ○トランスアトランティック・リインシュアランス・カン パニー
- ○ミュンヘナー・リュックフェルシッヘルングス・ゲゼル シャフト・アクツィエンゲゼルシャフト・イン・ミュンヘン

(3)船主責任保険専業〔6社〕

- ○アシュアランスフォアニンゲン・ガード・イェンシディグ
- OAssuranceforeningen SKULD Gjensidig
- ○ザ・ブリタニヤ・スティーム・シップ・インシュアラン ス・アソシエーション・ヨーロッパ
- ○ザ・ユナイテッド・キングダム・ミューチュアル・ス ティーム・シップ・アシュアランス・アソシエーション リミテッド
- ○スティームシップ・ミューチュアル・アンダーライティング・ アソシエーション・リミテッド
- ○ノーススタンダード・リミテッド

主な損害保険の関連団体

損害保険料率算出機構

「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づく法人であり、「損害保険料率算定会」および「自動車保険料率算定会」が統合しました。火災保険・傷害保険・自動車保険等の参考純率および自賠責保険・地震保険の基準料率の算出を行うとともに、関連事項の調査・研究を行っています。また、自賠責保険の損害調査等を行うため、全国主要都市に調査事務所を設置しています。

TEL:03-6758-1300

URL:https://www.giroj.or.jp/

「損害保険契約者保護機構

損害保険会社が経営破綻した場合に、破綻損害保険会社の保険契約の移転や保険金支払いに関する資金援助を行うこと等により契約者の保護を図っています。 TEL:03-3255-1635

URL:http://www.sonpohogo.or.jp/

日本原子力保険プール

原子力保険に関する事務の共同処理および調査・研究を行っています。

TEL:03-3255-1231

公益財団法人 損害保険事業総合研究所

損害保険および関連分野に関する教育研修、調査研究、資料の収集、機関誌・図書の発行等を行っています。

TEL:03-3255-5511

URL:https://www.sonposoken.or.jp/

一般社団法人 外国損害保険協会

日本において損害保険業を営むための免許を取得した外国損害保険会社または外国損害保険会社 グループ(事業免許取得の段階にある外国の保険 会社を含む。)が加入しています。

TEL:03-5425-7963(一般のお客さま向け相談窓口) URL:https://www.fnlia.gr.jp/

一般社団法人 日本損害保険代理業協会

損害保険代理店を会員とする団体で、代理店に対する教育・研修、代理店の制度・業務に関する調査・研究および提言、損害保険の普及に関する啓発・宣伝、社会貢献活動等を行っています。

TEL:03-6281-8356

URL:https://www.nihondaikyo.or.jp/

一般社団法人 日本保険仲立人協会

保険仲立人制度に関する教育・研修・試験、保険仲立人の登録・届出手続きの援助、および保険仲立人制度普及のための啓発・宣伝等を行っています。

TEL: 03-6262-6400

URL: https://www.jiba.jp/

一般社団法人 日本少額短期保険協会

少額短期保険募集人の教育・試験、少額短期保険 に関する調査・研究、および保険・補償に関する相談 事業等を行っています。

TEL: 03-6222-4422

URL: https://www.shougakutanki.jp/general/

【公益社団法人 日本損害鑑定協会

鑑定業務に関する各種研修会、調査・研究、資料・ 情報の収集と提供や、会員間の情報交換・交流事業 等を行っています。

TEL: 03-3254-6454

URL: https://www.laaj.or.jp/

一般社団法人 全国技術アジャスター協会

アジャスターの登録、試験、基礎研修等、会員に係わる基本業務の他、技術資料・情報の提供や研修会、 事故車修理簡易見積りシステムの開発・メンテナンス・データ作成等を行っています。

TEL: 03-3864-8841

URL: http://www.zengikyo.gr.jp/

個人情報保護の取組み

損害保険業界に対する消費者からの信頼向上のため、2005年4月1日付で、個人情報保護法に基づく認定個人情報保護団体の認定を受け、「損害保険会社に係る個人情報保護指針」に基づき対象事業者である損害保険会社等における個人情報の適正な取扱いの確保のための業務を行っています。

参照 P.65

資料・データ 損害保険に関する主な法律 (個人情報の保護に関する法律)

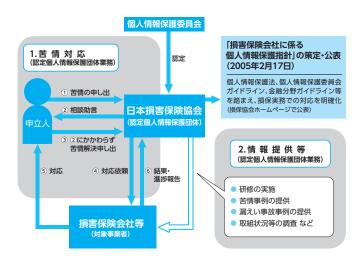
認定個人情報保護団体とは

個人情報保護法に基づき、対象事業者の個人情報等 の適正な取扱いの確保を目的として、個人情報保護委員 会の認定を受けて以下の業務を行う団体です。

○対象事業者の個人情報等の取扱いに関する苦情の処理 ○対象事業者への情報提供 等

また、上記の業務のほか、業界の特性に応じた自主的なルールである「個人情報保護指針」を作成し、公表すること、あわせて対象事業者に対し、同指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとることが求められます。

損保協会が行う認定個人 情報保護団体業務の概要



契約者保護のしくみ

早期是正措置

早期是正措置とは、保険契約者の保護を図るために、保険会社の支払能力の充実の状況に応じて、 監督当局が必要な是正措置を保険会社に命じることにより、経営改善を促す監督措置です。

是正措置の発動基準としてはソルベンシー・マージン比率が適用されており、200%を下回った場合に、早期に経営の健全性の回復を図るため、金融庁長官によってソルベンシー・マージン比率の水準により、適時・適切な早期是正措置が講じられます。

■ソルベンシー・マージン比率(%)=

2012年3月末からリスク計測の厳格化等が行われていますが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

なお、2012年3月末からは、保険会社単体のソルベンシー・マージン比率のほか、子会社等を有する保険会社についてはグループ全体の連結ソルベンシー・マージン比率を公表しています。

資本金・基金・準備金等の合計額

×100

通常の予測を超えるリスクに対応する額×1/2

早期是正措置の主な内容

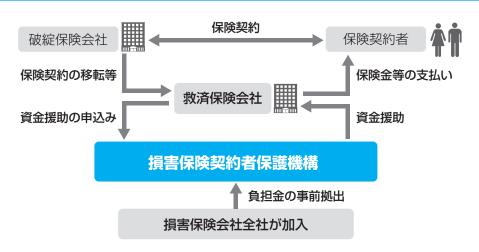
保険金等の支払能力の 充実の状況に係る区分	ソルベンシー・ マージン比率	措 置 の 内 容
非対象区分	200%以上	なし
第一区分	100%以上 200%未満	●経営の健全性を確保するための改善計画の提出・実行
第二区分	0%以上 100%未満	●保険金支払能力を充実させる計画の提出・実行●配当・役員賞与の禁止または抑制●営業所・事務所などの業務の縮小など
第三区分	0%未満	●期限を付した業務停止命令(全業務または一部の業務)

VI

損害保険契約者保護機構

万が一損害保険会社が破綻したときには、保険業法に基づき設立された損害保険契約者保護機構が、補償対象 契約について、破綻保険会社の保険契約の移転や保険金支払いに関する資金援助を行うこと等により契約者の保 護が図られます。

損害保険契約者保護機構のしくみ(救済保険会社が保険契約を引き継ぐ場合)



(注) 救済保険会社が現れなかった場合には、損害保険契約者保護機構や同機構により子会社として設立された保険会社が破綻保険会社の保険契約を 引き継ぎ、保険契約の継続を図ります(全ての保険契約が引き継ぎの対象となります)。

損害保険契約者保護機構による補償の対象となる契約

●保険契約者が、個人・小規模法人※1・マンション 管理組合*2である場合、損害保険契約者保護機 構による補償の対象となります。

●下表中、★印の保険は、保険契約者を問わず補償 の対象となります。

		保険金支払い	解約返戻金•	
		体映並又払い	満期返戻金等	
	自賠責保険、家計地震保険 *	補償割額	≙100%	
損害	自動車保険*			
損害保険	火 災 保 険	破綻後3か月間は		
至	その他の損害保険	保険金を全額支払		
(下記以外)	賠償責任保険、動産総合 保険、海上保険、運送保 険、信用保険、労働者災 害補償責任保険 等	(補償割合100%) 3か月経過後は 補償割合80%	補償割合80%	
左	短期傷害 ^{*3} 特定海旅 ^{*4} *			
疾病・傷害に関する保険	年金払型積立傷害保険*5 * 財産形成貯蓄傷害保険 確定拠出年金傷害保険		補償割合90%*6	
関す	その他の疾病・傷害保険 *	補償割合90% **6	t#/学史II-000/ ※6	
る保険	上記以外の傷害保険、所得 補償保険、医療・介護(費用) 保険 等		補償割合90%*6 積立型保険の場合、積立 部分は80%となります。	

(注1)上記保険契約の区分は、主契約(基本的に普通保険約款)の保険金支払事由 に従うことになります。

- 「小規模法人」とは、破綻時において、常時使用する従業員又は常時勤務する職員の数が20名以下の次の法人(法人でない社団又 は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含みます)をい
- います。
 ①日本法人
 ②その日本における営業所又は事務所を通じて保険契約が締結されている場合の外国法人
 ※2「マンション管理組合」とは、建物の区分所有等に関する法律第3条・第65条に規定する団体であって、主として住居としての用途に供する運物等の管理を行うためのものをいいます。
- に供する建物等の管理を行うためのものをいいます。
 ※3・4・5 「短期傷害」とは、いわゆる傷害保険で保険期間1年以内の保険契約が該当します。「特定海旅」とは、いわゆる海外旅行傷害保険が該当します。「年金払型積立傷害保険しとは、いわゆる年金払積立傷害保険のほとんどが該当します。いずれも、契約締結時に行う告知事項に健康状態に関するものが含まれない保険契約に限られる等、対象となるための条件がありますのでご注意ください。
- 「高予定利率契約」に該当する場合は、補償割合が90%から追加で 同うたが手尖が「にある」。る場合は、市場高口が多りかがり追加く 引下げられます。「高予定利率率約」とは、その保険料・責任準備金 の算出の基礎となる予定利率が、破綻時から遡って過去5年間、基 準利率を常に超えていた保険契約をいいます(保険期間が5年を 超えるもの、あるいは契約内容が同条件のまま5年を超えて自動 継続されているものが対象となります)。
- (注2)「火災保険」及び「その他の損害保険」について、保険契約者が個人・小規模法人・マンション管理組合(以下「個人等」といいます) 以外の者であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされている保険契約のうち、当該被保険者に係る部分については、左記補償の対象となります。
 (注3)破綻保険会社の財産状況により左記補償割合を上回る補償が可能である場合には、当該財産状況に応じた補償割合による給付を受けることができます。
 (注4) いわめる共変契約のい類短期保険業者の引受けた保険契約は、場
- (注4)いわゆる共済契約や少額短期保険業者の引受けた保険契約は、損 害保険契約者保護機構の補償の対象とはなりません。

損害保険に関する主な法律

保険法 (2008年)

保険契約に関して、保険契約者等と保険会社との間 の権利義務等の基本的事項を定めている。

具体的には、保険契約を損害保険、傷害疾病損害 保険、生命保険および傷害疾病定額保険に分類し、 保険契約の成立、保険の給付時、保険契約の終了等に ついて、以下のようなルールを定めている。

- 1. 保険契約の成立 (保険契約の目的、告知義務、保 険契約締結時の書面交付)
- 2. 保険契約の効力 (第三者のためにする保険契約、 超過保険、保険価額の減少、危険の減少)
- 3. 保険給付(損害の発生および拡大の防止、損害発 生の通知、保険者の免責、損害額の算定、一部保 険、重複保険、保険給付の履行期)
- 4. 保険契約の終了(保険契約者による解除、告知義 務違反による解除、危険増加による解除、重大事 中による解除、解除の効力)

保険法の主なポイント

2010年4月1日に施行された保険法は、従来の 保険に関する商法の規定を現代社会に合った内容 に変更し、単独の法律として制定されたもので、保 険契約者の保護が図られている。

(1)保険契約に関するルールの共通化

適用対象契約

□保険法は保険契約と同等の内容を有する共済 にも適用される。

■傷害疾病定額保険契約の規定

□傷害疾病定額保険契約に関して規定されている。

(2)保険契約者(消費者)保護

片面的強行規定の規律

□片面的強行規定の規律により、保険契約者、被 保険者または保険金受取人に不利な内容の約 款を定めても、その約款の定めは無効となる(企 業分野の保険は、適用除外)。

告知義務

- □質問応答義務が定められており、保険契約者ま たは被保険者は、重要事項のうち保険会社から 告知を求められた事項を告知することが求めら れる。
- □保険募集人による告知の妨害や不告知の教唆が あった場合は、保険会社は告知義務違反による契 約の解除ができない。

■保険給付の履行期

□保険金の支払時期が規定され、適正な保険金 支払のための調査に必要な相当の期間が経過 した後は、保険会社は遅滞の責任を負う。

■他人を被保険者とする契約に関する規定

- □他人を被保険者とする傷害疾病定額保険契約に ついて、原則として被保険者の同意が必要である (一定の場合は同意不要)。
- □他人を被保険者とする傷害疾病定額保険契約 について、被保険者と保険契約者や保険金受 取人との間の信頼関係が破壊された場合や、 被保険者が同意するにあたって基礎とした事 情が著しく変更した場合には、被保険者からの 解除請求が認められる(被保険者離脱制度)。

(3)保険機能

超過保険

□保険金額 (契約金額) が保険の対象である物の 実際の価額 (保険価額) を超える超過保険につ いて、超過部分は取り消し可能であると規定され ている。

重複保険

□同一の目的物に複数の損害保険契約が締結され た重複保険契約については、独立責任額全額支 払方式が規定されている。

これにより、他の損害保険契約が締結されてい

る場合には、各保険会社は按分支払いをせず、自らが締結した保険契約に基づく保険金の全額を支払う義務を負う。

■責任保険契約についての先取特権

□被保険者が倒産した場合であっても、被害者が 保険金から優先的に被害の回復ができるように 特別の先取特権の制度が定められている。

重大事由解除

□保険金詐欺等のモラルリスクを防止するための 重大事由解除の規定がある。

これにより、故意に事故を起こしたり、保険金請求についての詐欺を行ったりするなど保険契約者等に対する保険会社の信頼を損ない、契約の存続を困難とする重大な事由がある場合には、保険会社は契約を解除できる。

■保険金受取人による介入権制度

□保険契約者の債権者等による契約解除に対して、保険金受取人が契約を存続することができる(介入権)。

保険金受取人が介入権を行使するためには、介入権行使について保険契約者の同意を得ること、保険会社が解除の通知を受けたときから1か月以内に解約返戻金相当額を債権者等に支払うこと等一定の要件が定められている。(傷害疾病定額保険契約)

保険業法 (1995年)

保険業の公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営および保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図ることを目的として制定された。

保険監督法の基本法に位置付けられ、保険会社に対する監督と保険募集に対する監督の両面に関し規定している。

保険会社に対する監督としては、主務官庁の免許、 業務範囲、経理事項、保険商品の審査、保険会社の健 全性維持のための措置、保険会社が破綻した場合の 契約者保護のための措置などの規定を設けている。 また、外国保険業者が日本で保険業を営む場合にお いても、日本の保険会社との衡平性から、これを監督 する規定を設けている。

保険募集に関する監督としては、保険募集に従事する者についての登録・届出制度に関する事項、保険募集の際の禁止行為に関する事項などを定めている。

改正の主なポイント(2016年5月)

2013年6月に公表された金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ(保険WG)」の報告書を受け、保険募集ルールの見直しが行われ、2016年5月に改正保険業法が施行された。

■保険募集に係る基本的ルールの創設

□「不適切な行為の禁止」に限定されていた従来 の募集規制に加え、顧客ニーズの把握に始まり 保険契約の締結に至る募集プロセスの各段階 におけるきめ細かな対応の実現に向け、情報提 供義務や意向把握義務など、積極的な顧客対 応を求める義務が導入された。

■代理店などの保険募集人に対する体制整備義務の導入

□「保険会社」が監督責任を負う従来の募集人規制に加え、「保険募集人」に対しても、業務の規模・特性に応じた体制整備を義務付ける規制が新たに設けられた。

損害保険に関する主な法律

保険業法の主なポイント

- ●内閣総理大臣が免許を付与→免許の種類は、生命保険・損害保険の2種類
- ●生命保険業・損害保険業の兼営を禁止
- ●会社形態に制限→株式会社または相互会社でなければならない

2

事業の開始

保険会社の 事業運営

(注)外国保険会社 に関しても同 様の規定あり 固有業務: ①保険の引受け、②資産の運用

付随業務: ①他の保険会社の業務の代理・事務の代行、②債務保証、③国債・地方債・政府保証債の 引受けまたは募集の取扱い、④金融等デリバティブ取引等

法定他業:①公共債(国債、地方債等)の売買(公共債ディーリング業務)、②証券投資信託の受益証券 等の販売業務等

- ●業務運営に関する措置
 - →保険契約の重要事項について、書面の交付等による説明を義務付け等
- 独禁法適用除外制度
 - →他の保険会社との共同行為が可能 (主務官庁の許可が必要)
- 2 子会社・保険会社は、あらかじめ主務官庁の認可を受けることにより、保険会社・銀行・証券会社・従属業務会社・金融関 連業務会社等を子会社とすることができる。
- 3 経理・保険会社は、事業年度ごとに、業務および財産の状況を記載した業務報告書を主務官庁に提出し、また、同状況を ・記載したディスクロージャー資料を公衆に開示しなければならない。
- 保険会社は、事業方法書や普通保険約款等を変更する場合には、主務官庁の認可を受け、または届出をしなけれ 監督: ばならない。また、主務官庁は、保険会社の経営の健全性を判断するための基準を定め、監督上必要な措置を命じることができる。
 - 事業方法書、普通保険約款等の認可制・届出制立入検査業務改善命令等
 - ●ソルベンシー・マージン (保険金等の支払能力の充実の状況) 比率による早期是正措置命令の発出
- 5 株主・保険会社または保険持株会社の総株主の一定割合を超える議決権を保有する者は、主務官庁に届出を行わなければならない。

3

1 保険募集の制限:保険募集を行うことができる者については以下のとおり規定されている。

保険募集

- ●『保険募集』=保険契約締結の代理または媒介
 - ●保険会社(役員・使用人)、損保代理店、生保募集人、保険仲立人以外による保険募集の禁止
- 2 損保代理店、生保募集人の登録: 損保代理店および生保募集人は、主務官庁の登録を受けなければ保険募集 を行うことができない。
- 3 保険募集に関する基本的ルール: 不適切な行為の禁止と積極的な顧客対応について以下のとおり規定されて いる。
 - <禁止行為>
 - 保険契約者等に対する虚偽の告知、保険契約の重要事項の不告知
 - ●保険契約者等に対する特別利益 (保険料の割引等) の提供
 - ●他の保険契約との比較で誤解を招く表示 等
 - <積極的な顧客対応>
 - 意向把握義務情報提供義務
- 4 保険募集人に対する体制整備義務: 損保代理店等は、業務の規模・特性に応じた体制整備をしなければならない。
- 5 **監督** ・ 損保代理店等は、その役員または使用人に保険募集を行わせようとするときは、主務官庁に届出を行わなければならない。
 - 損保代理店・保険仲立人の役員・使用人→届出が必要
 - 業務改善命令、登録の抹消等

4

1 クーリング・オフ制度:保険契約の申込者は、契約から一定期間、書面または電磁的記録により契約の申込みの撤回または解除ができる。

その他

- 2 金融分野における裁判外紛争解決制度 (金融ADR)
- 3 保険契約者保護制度
- 4 罰則

損害保険料率算出団体に 関する法律(1948年)

保険会社が公正な損害保険料率を算出するための 基礎資料となる参考純率等を算出・提供する損害保 険料率算出団体について、その業務の適切な運営を 確保し、損害保険業の健全な発達と保険契約者など の利益保護を目的として制定された。この法律に基 づいて損害保険料率算出機構が設けられている。

自動車損害賠償保障法(1955年)

自動車による人身事故の場合の損害賠償を保障する制度を確立することによって、被害者保護を図ることを目的として制定された。自動車人身事故の加害者の賠償資力を確保するために、特殊な例外を除き、全ての自動車保有者に対して自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)または自動車損害賠償責任共済(自賠責共済)の契約締結を強制している。

地震保険に関する法律(1966年)

住宅および家財について保険会社が引受けた地 震保険の支払責任を政府が一定の条件により再保 険として引受けることによって地震保険の普及を図 り、地震等による被災者の生活の安定に寄与するこ とを目的として制定された。

消費者契約法(2000年)

消費者と事業者との間で情報、交渉力の格差があることから、契約締結時における事業者の不実告知等不適切な説明によって消費者に「誤認」が生じた場合や、事業者の不退去等によって消費者が「困惑した場合には、この契約を取り消すことができることとしている。

また、事業者の損害賠償責任等を制限する条項など、消費者の利益を著しく害する条項を無効とするほか、一定の消費者団体に事業者の不当な行為に対する差止請求権を認める消費者団体訴訟制度などにより、消費者保護を図っている。

個人情報の保護に関する法律 (2003年)

個人情報の適正な取扱いに関し、個人情報取扱事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的としている。

個人情報取扱事業者には、利用目的の特定、適正な取得、利用目的の通知・公表・明示、安全管理措置、従業者・委託先の監督、第三者提供の制限、開示・訂正・利用停止請求への対応等の義務が課せられている。

金融商品取引法(2006年)

投資者保護のための、幅広い金融商品についての 包括的・横断的な法制度の整備を図ることを目的と している。金融商品取引業者が遵守すべき行為規制 (販売・勧誘ルール)として、次の事項を定めてい る。保険会社の一部の商品にも、これらの規制が適 用される。

- ①広告の規制
- ②契約締結前および締結時の書面交付義務(説明義務)
- ③各種禁止行為(虚偽のことを告げる行為等)
- ④損失補てんの禁止 等

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(2024年)

金融サービスの提供を受ける顧客の保護及び金融サービスの利用環境の整備等を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とし、金融サービスを提供する事業者等に対して、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に業務を遂行する義務を幅広く規定している。また、金融経済教育の推進等による金融リテラシーの向上、金融機関による顧客本位の業務運営など、安定的な資産形成の支援に係る施策を、政府一体となって強力に推進することとし、金融経済教育を行う「金融経済教育推進機構」の設置を定めている。(2024年2月施行)

金融経済教育の取組み

金融経済教育とは

金融や経済に関する知識や判断力のことを「金融リテラシー」といい、国民一人ひとりがより自立的で、安心かつ 豊かな生活を実現するためには、欠かせない生活スキルとなります。この金融リテラシーを育むための教育を「金融 経済教育」といいます。

損保協会では、消費者のリスク認識の一層の高揚を図り、損害保険の仕組みや効用を理解したうえで、適切かつ 有効に活用いただけるよう、損害保険に関する金融リテラシーのことを「損害保険リテラシー」として、この金融経済 教育の取組みを推進しています。また、新学習指導要領や成年年齢の引下げの影響等を踏まえて、損害保険にかか る金融リテラシー教育の推進に取り組んでいます。

金融経済教育に関する取組みの変遷

(1) 金融経済教育研究会 (事務局:金融庁) における検討

2012年11月に設置された金融経済教育研究会では、今後の金融経済教育のあり方について検討を行い、金融 経済教育の意義・目的や今後の進め方、「生活スキルとして最低限身に付けるべき金融リテラシー」等について、 2013年4月に報告書に取りまとめました。保険商品に関する金融リテラシーの内容は次のとおりです。

保険商品に関する金融リテラシー

- ①自分にとって保険でカバーすべき事象 (死亡・疾病・火災等) が何かの理解
- ②カバーすべき事象発現時の経済的保障の必要額の理解

(2)金融経済教育推進会議(事務局:金融広報中央委員会)における取組み

2013年6月に設置された金融経済教育推進会議では、金融経済教育研究会報告書で整理された金融リテラ シーの内容を項目別・年齢層別に体系化した「金融リテラシー・マップ(右ページ参照)」を作成するとともに、金 融経済教育を行うにあたり、営業活動との峻別を図り、中立性・公正性を確保するための基準を整理しました。

また、金融経済教育推進会議構成団体の連携により、大学講義で金融リテラシー・マップの内容に沿った金融 経済教育を実施するとともに、2019年3月には、保険分野に限らず、金融リテラシー全体に触れた共通教材「コア コンテンツ」を作成し、大学での講座に活用しました。

2021年11月には、金融リテラシーに関するeラーニング講座「マネビタ~人生を豊かにするお金の知恵」を開講し、 損保協会は「損害保険」の講義を担当しています。本講座は、金融経済教育に関わる官庁と団体が連携して作成した という点で本邦初の動画教材であり、金融リテラシーに関する基本的な事項を網羅したテーマを用意しています。

(3)金融経済教育推進機構の設立

2024年4月には、金融経済教育の推進を目的に、講師派遣や学習教材の無料提供等の事業を行う金融経済教育推 進機構(略称: J-FLEC)が設立され、同機構には損保協会も協力しています。



▶ 損保協会における世代別の損害保険・防災教育の取組み

損保協会では、発達段階に応じた身の回りのリスクや防災に関して身に付けて欲しい知識・能力を3段階に分け、 年齢層別に以下のとおり、講演の実施(オンラインでの講演も実施)や資料・動画教材等を用意しています。

						— я	投消費	者
	幼児	小学生	中学生	高校生	大学生	若年 社会人	~	高齢者
				講演会	単発*、連続講座		講演会	
捐					※コアコンテンツに	よる講座を含む		
損害保険	安全教育副教材(冊子			リスク教育副教材 (冊子版・パワーポイント版)		そんぽのホント<フレッシャーズガイド>		
				明るい未来へTRY! 〜リスクと備え〜 (冊子版・パワー				
				ポイント版・動画)				
防	ぼうさいダック	ぼうさい探検隊		動画で学は	ぶうハザードマップ		高齢者向け講演会資料	
防災				育副教材 '一ポイント版)	t	ベント等		

STEP1 リスク認識の促進 STEP2 生活と保険の関係理解

STEP3 保険の理解と適切な活用

参考:金融リテラシー・マップの主な内容(保険商品分野の抜粋)

小学生	中学生	高校生	大学生	若年社会人	一般社会人	高齢者
●事故や疾病等がというでは、または、または、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	●リスクを予測して 行動するとはさせたり、人を負傷させたり、人の物をはかければならいといる。 しなければなら解する。 ●事故や有にないないとを理解する。 ●事故や自担を軽減させる手段のあることを理解する。	● リカ リカ リカ リカ リカ リカ リカ リカ リカ リカ リカ リカ リカ	応じた対応 ・自動車事故	(リスク削減・係を起こした場合 理解している。 ●備えるべき! 金額をカバー 切な保険商品 し、家族構成		を理解し、それに うことができる。 は賄えないことが 高齢験により 高齢験して の必要性を 関いる。 性やを理解し、それに は あいことが

主要指標関係



(金額:百万円、増減率:%)

话口	2019	019年度 2020年度		年度	2021年度		2022年度		2023年度	
項目	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率
火 災	1,704,261	8.8	1,777,201	4.3	1,772,725	△0.3	1,928,656	8.8	1,869,354	△3.1
(うち積立)	(51,313)	(△29.6)	(22,157)	(△56.8)	(17,750)	(△19.9)	(15,858)	(△10.7)	(9,160)	(△42.2)
自 動 車	4,185,270	1.3	4,275,597	2.2	4,307,175	0.7	4,301,292	△0.1	4,349,566	1.1
(うち積立)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
傷害	981,888	0.5	893,596	△9.0	876,861	△1.9	894,919	2.1	888,245	△0.7
(うち積立)	(252,230)	(4.7)	(232,319)	(△7.9)	(199,434)	(△14.2)	(173,725)	(△12.9)	(141,711)	(△18.4)
新種	1,548,991	4.0	1,597,324	3.1	1,655,417	3.6	1,715,700	3.6	1,785,328	4.1
(うち積立)	(△362)	(△617.1)	(△509)	(-)	(△1,138)	(-)	(△977)	(-)	(△731)	(-)
盗 難	11,764	6.7	13,310	13.1	14,198	6.7	14,667	3.3	15,993	9.0
硝 子	259	△8.5	254	△1.9	257	1.2	251	△2.3	266	6.0
航空	18,947	34.7	15,609	△17.6	15,476	△0.9	18,110	17.0	19,256	6.3
風 水 害	-	-	-	-	-	_	-	_	-	-
保証	11,476	3.6	11,346	△1.1	10,890	△4.0	12,389	13.8	13,654	10.2
信用	36,197	22.0	38,080	5.2	37,564	△1.4	39,467	5.1	42,351	7.3
労働者災害補償責任	169,363	4.9	176,277	4.1	180,908	2.6	184,478	2.0	191,224	3.7
(うち積立)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
ボイラ・ターボセット	1,854	△15.1	2,051	10.6	2,074	1.1	2,068	△0.3	2,108	1.9
動物	5,773	6.2	6,090	5.5	6,955	14.2	7,609	9.4	8,614	13.2
賠 償 責 任	629,300	3.7	634,327	0.8	652,897	2.9	680,297	4.2	723,174	6.3
機械	37,244	0.4	37,574	0.9	36,721	△2.3	36,204	△1.4	37,717	4.2
船客傷害賠償責任	633	△2.9	607	△4.1	601	△1.0	575	△4.3	600	4.3
建設工事	57,106	8.2	58,036	1.6	57,689	△0.6	56,015	△2.9	58,655	4.7
原 子 力	3,284	△17.8	3,412	3.9	2,615	△23.4	2,770	5.9	2,782	0.4
動 産 総 合	139,881	6.7	152,455	9.0	165,412	8.5	175,123	5.9	187,784	7.2
(うち積立)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
費用・利益	359,995	△2.8	371,482	3.2	384,362	3.5	385,253	0.2	373,112	△3.2
(うち積立)	(△362)	(△617.1)	(△509)	(-)	(△1,138)	(-)	(△977)	(-)	(△731)	(-)
ペット	65,846	26.7	76,356	16.0	86,738	13.6	100,358	15.7	107,976	7.6
海上・運送	285,614	3.4	273,997	△4.1	309,095	12.8	358,251	15.9	358,981	0.2
船舶	87,045	17.5	84,930	△2.4	89,262	5.1	106,911	19.8	111,751	4.5
貨物	125,489	△5.7	114,398	△8.8	142,712	24.8	171,165	19.9	164,354	△4.0
運送	73,076	5.8	74,667	2.2	77,118	3.3	80,173	4.0	82,873	3.4
小 計	8,706,060	3.2	8,817,758	1.3	8,921,313	1.2	9,198,858	3.1	9,251,509	0.6
自 賠 責	965,334	△0.9	809,589	△16.1	749,542	△7.4	760,477	1.5	666,323	△12.4
合 計	9,671,394	2.7	9,627,347	△0.5	9,670,855	0.5	9,959,335	3.0	9,917,832	△0.4
(うち積立)	(303,181)	(△3.4)	(253,967)	(△16.2)	(216,046)	(△14.9)	(188,606)	(△12.7)	(150,140)	(△20.4)

(注)端数処理の関係上、内訳項目の合計値とその総括項目の値とは差異が生じることがある。

損保協会会員会社ベース

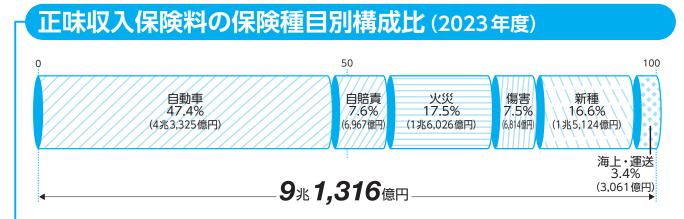


(金額:百万円、増減率:%)

	項目	2019	年度	2020	年度	2021:	年度	2022年度		2023	年度
		金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率
火	災	1,280,652	8.1	1,469,280	14.7	1,507,141	2.6	1,692,997	12.3	1,602,552	△5.3
自	動 車	4,108,878	1.3	4,188,067	1.9	4,228,750	1.0	4,240,211	0.3	4,332,489	2.2
傷	害	675,024	△1.8	620,535	△8.1	631,501	1.8	664,300	5.2	681,427	2.6
新	種	1,303,537	4.4	1,333,132	2.3	1,393,092	4.5	1,457,163	4.6	1,512,362	3.8
海	上・運送	262,166	3.4	242,640	△7.4	272,898	12.5	312,843	14.6	306,097	△2.2
	(船 舶)	(70,632)	(12.6)	(60,298)	(△14.6)	(61,826)	(2.5)	(73,411)	(18.7)	(68,325)	(△6.9)
	(貨 物)	(126,409)	(△2.5)	(116,737)	(△7.7)	(144,944)	(24.2)	(170,419)	(17.6)	(166,853)	(△2.1)
	(運 送)	(65,122)	(6.5)	(65,599)	(0.7)	(66,125)	(0.8)	(69,007)	(4.4)	(70,915)	(2.8)
小	計	7,630,303	2.7	7,853,694	2.9	8,033,432	2.3	8,367,560	4.2	8,434,974	0.8
自	賠 責	979,119	1.7	839,045	△14.3	772,875	△7.9	751,914	△2.7	696,657	△7.3
合	計	8,609,422	2.6	8,692,739	1.0	8,806,307	1.3	9,119,474	3.6	9,131,631	0.1

(注)端数処理の関係上、内訳項目の合計値とその総括項目の値とは差異が生じることがある。

損保協会会員会社ベース



(注)端数処理の関係上、内訳項目金額の合計値と合計金額には差異が生じることがある。

損保協会会員会社ベース

主要指標関係



損保協会会員会社ベース

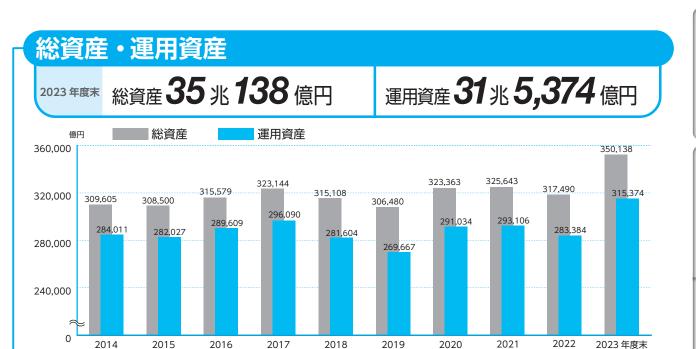


(金額:百万円、増減率:%)

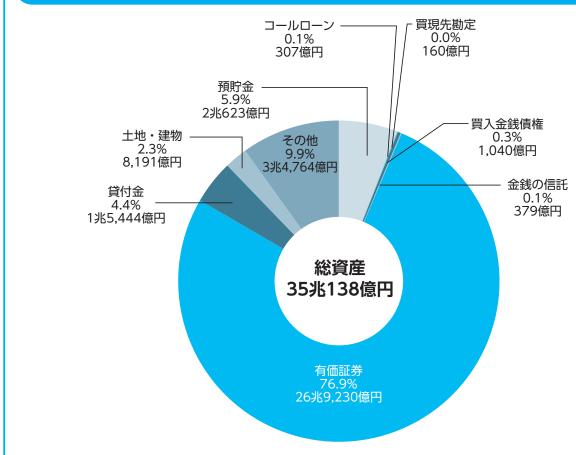
(alan											
	項目	2019	年度	2020	年度	2021:	年度	2022	年度	2023	年度
		金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率
火	災	936,024	△24.6	807,525	△13.7	949,139	17.5	1,245,448	31.2	972,784	△21.9
自	動車	2,241,147	0.0	2,024,342	△9.7	2,061,877	1.9	2,293,628	11.2	2,498,378	8.9
傷	害	319,180	△0.4	285,934	△10.4	283,857	△0.7	353,732	24.6	327,419	△7.4
新	種	695,303	8.5	689,565	△0.8	711,970	3.2	823,345	15.6	833,242	1.2
海	上 ・ 運 送	160,753	0.5	138,513	△13.8	141,542	2.2	149,068	5.3	163,178	9.5
	(船 舶)	(55,710)	(13.8)	(50,193)	(△9.9)	(49,302)	(△1.8)	(46,437)	(△5.8)	(51,589)	(11.1)
	(貨 物)	(68,405)	(△2.8)	(60,155)	(△12.1)	(58,633)	(△2.5)	(68,501)	(16.8)	(82,242)	(20.1)
	(運 送)	(36,636)	(△9.7)	(28,162)	(△23.1)	(33,601)	(19.3)	(34,122)	(1.6)	(29,345)	(△14.0)
小	計	4,352,446	△5.5	3,945,931	△9.3	4,148,432	5.1	4,865,267	17.3	4,795,050	△1.4
自	賠 責	674,375	△6.4	617,746	△8.4	562,726	△8.9	517,727	△8.0	534,977	3.3
合	計	5,026,821	△5.6	4,563,677	△9.2	4,711,158	3.2	5,382,994	14.3	5,330,027	△1.0

(注)端数処理の関係上、内訳項目の合計値とその総括項目の値とは差異が生じることがある。

損保協会会員会社ベース



総資産の内訳 (2023年度末)

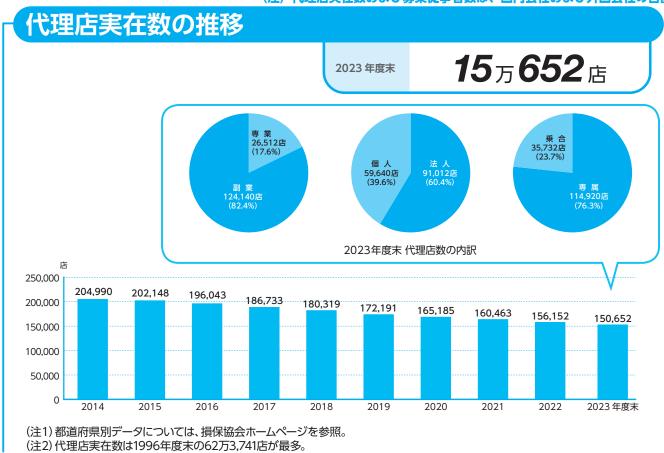


(注)端数処理の関係上、内訳項目金額の合計値と合計金額には差異が生じることがある。

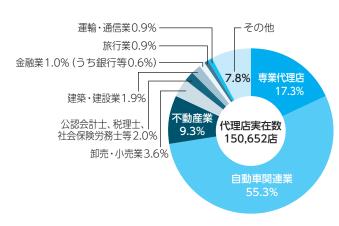
損保協会会員会社ベース

損保協会会員会社ベース

(注) 代理店実在数および募集従事者数は、国内会社および外国会社の合計。



チャネル別の構成比



参考 損害保険が契約できるお店・場所について (2024年3月末現在)

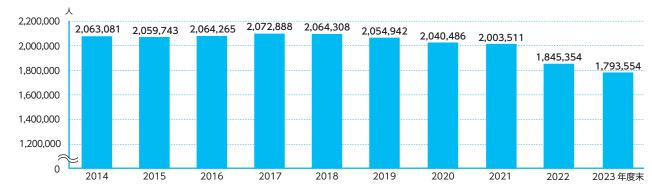
	損害保険契約ができるお店・場所の種類	店数	構成比
保険商	品の販売を専門に行う代理店(専業代理店)	25,987	17.3%
車	自動車関連業(自動車販売店、自動車整備工場	易) 83,349	55.3%
業	不動産業(賃貸住宅取扱会社、住宅販売会社)	13,956	9.3%
撞	卸売・小売業(自動車関連業を除く)	5,414	3.6%
以	公認会計士、税理士、社会保険労務士等	3,009	2.0%
外の	建築·建設業	2,800	1.9%
専業代理店以外の代理店	金融業(銀行等、銀行等の子会社、 生命保険会社、消費者金融会社)	1,548	1.0%
副	うち銀行等(銀行、信用金庫、信用組合、農協)	(978)	(0.6%)
業代	旅行業(旅行会社、旅行代理店)	1,415	0.9%
(副業代理店)	運輸·通信業	1,315	0.9%
<u>-</u>	その他(製造業、サービス業等)	11,859	7.8%
合計		150 652	100.0%

- (注1)「2023年度末 代理店数の内訳」図中の専業代理店数(26,512店)と、上記表中の専業代理店数(25,987店)が異なっている。これは、「代理店数の内訳」と「チャネル別の構成比」の統計において、損害保険と生命保険の両方を販売している代理店の計上方法(専業または副業の区分)が異なっていることが理由。
- (注2) 専業代理店以外の代理店の場合は、その代理店の業務に関連する 保険商品のみを取り扱っている場合がある。



2023 年度末

179万3,554人



(注)募集従事者数は2010年度末の217万3,600人が最多。

代理店扱

代理店扱は損害保険代理店を通じて行われる募集形態です。 損害保険代理店は、損害保険会社との損害保険代理店委託契約 に基づいて、損害保険会社に代わって、保険を募集します。

●損害保険代理店の主な業務

- ・損害保険会社に代わり、保険契約者と保険契約を締結
- ・保険料の領収、保険料領収証の発行・交付
- ・保険契約者等からの事故通知の受付、損害保険会社への報告など

直扱

直扱は損害保険会社の役職員が直接保険を募集する形態です。 新聞、テレビ等の広告やインターネットを活用して損害保険会社が 直接保険募集を行う通信販売なども直扱に含まれます。

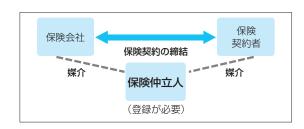
保険仲立人扱

保険仲立人扱は保険仲立人 (保険ブローカー) を通じて行われる募 集形態です。

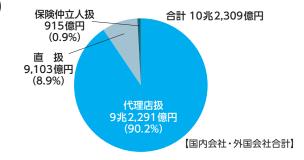
保険仲立人は、損害保険会社からの委託を受けることなく、保険契約者と損害保険会社の間に立って、保険契約の締結の媒介を行います。

保険会社 損害保険 代理店 委託契約(登録が必要)保険契約の 締結の代理 または媒介





募集形態別元受正味保険料割合(2023年度)



(注) 億円単位で四捨五入を行い、算出しているため、各項目を合算 した値と合計は一致しない場合がある。

交通事故の発生件数

2023年

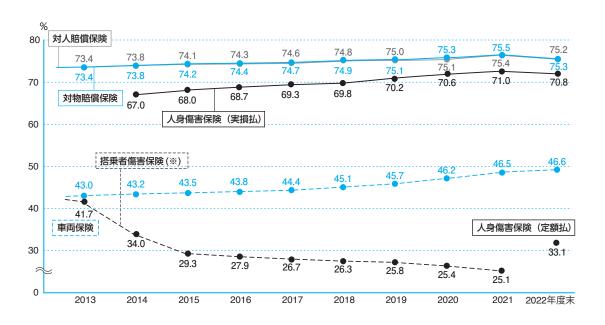
30万**7,930**件



(注)交通事故の発生件数は2004年の95万2,720件が最大。

警察庁統計より

自動車保険加入率



(注)2013年度以前の人身傷害保険の加入率データはない。

^{(※) 2021}年6月の参考純率改定の届出によって、搭乗者傷害保険の代替として人身傷害保険が参考純率化された。 これに伴い、2022年度以降は搭乗者傷害保険の数値は掲載せず、搭乗者傷害保険と同様、契約時に設定した定額が保険金として支払われるものを「人身傷害保険(定額払)」として掲載している。

自動車保険 都道府県別加入率 (2023年3月末)

(単位:%)

	dell's add and a second	± 1 1 0± 00				(単位:%)
	都道府県	対人賠償	対物賠償	人身傷害 (実損払)	人身傷害 (定額払)	車両
北	海道	71.6	72.2	68.3	32.2	49.1
青	森	72.0	72.4	68.6	31.6	44.8
岩	手	66.5	66.8	63.1	25.8	40.6
宮	城	75.3	75.4	71.0	37.1	45.7
秋	⊞	62.7	63.0	59.9	22.8	40.8
Ш	形	67.1	67.3	64.1	27.6	44.9
福	島	68.5	68.6	65.4	32.3	42.9
茨	城	74.5	74.6	71.2	32.6	43.2
栃	木	73.2	73.3	69.7	33.1	42.1
群	馬	73.0	73.0	69.3	36.9	44.3
埼	玉	79.0	79.1	74.1	33.8	45.7
千	葉	79.4	79.5	75.0	36.6	49.7
東	京	78.5	78.9	71.3	34.0	46.0
神	奈 川	80.3	80.5	74.3	35.4	47.3
新	湯	71.3	71.6	67.2	26.2	40.9
富	Ш	73.8	74.0	69.9	29.5	47.7
石	Ш	74.2	74.3	70.3	30.7	43.6
福	井	74.5	74.5	71.1	27.8	47.4
	 梨	65.6	65.6	62.0	29.0	33.8
長	野	68.2	68.4	64.9	25.7	40.4
岐		78.7	78.7	75.4	33.4	58.6
静	_ 岡	76.4	76.5	72.0	35.2	47.6
愛		82.1	82.3	78.0	36.9	58.8
三		77.8	77.8	74.1	33.2	51.4
滋		75.6	75.7	71.9	31.0	47.1
京		80.3	80.4	74.7	34.9	48.3
		82.6	82.8	76.6	36.1	51.1
大	阪					
兵	庫	79.0	79.1	74.1	38.1	47.2
奈	良	79.2	79.1	75.3	33.1	46.8
和	歌山	74.8	74.8	70.5	34.6	39.2
鳥	取	68.2	68.3	65.3	25.1	48.1
島	根	59.5	59.6	56.1	21.2	38.6
岡	<u> </u>	75.8	75.9	71.4	32.0	46.5
広	島	77.4	77.5	72.1	31.1	46.0
山		73.2	73.2	68.9	31.4	48.5
徳	島	74.3	74.2	70.5	33.7	43.4
香	Ш	76.8	76.9	72.4	32.9	44.9
愛	媛	72.7	72.7	68.3	27.9	41.4
高	知	61.9	61.8	58.0	22.9	33.7
福	岡	77.9	78.0	73.1	36.2	50.5
佐	賀	68.7	68.7	64.8	35.7	42.8
長	崎	68.4	68.5	64.2	32.4	40.2
熊	本	69.4	69.4	65.9	34.6	46.8
大	分	68.7	68.7	64.8	29.5	42.1
宮	崎	62.0	62.0	58.4	29.7	38.3
鹿	児 島	63.0	62.9	59.3	26.4	36.7
沖	縄	54.8	54.9	52.4	30.7	29.8
全	围	75.2	75.3	70.8	33.1	46.6
(注)白	動車共済は含ま	れていない。				

(注)自動車共済は含まれていない。

「2023年度 自動車保険の概況」(損害保険料率算出機構)より

自動車保険関係等

高額判決例

人身事故

認定総損害額 (万円)※	裁判所	判決年月日	事故年月日	被害者性年齢	被害者職業	被害態様
52,853	横浜地裁	2011年11月1日	2009年12月27日	男41歳	眼科開業医	死亡
45,381	札幌地裁	2016年3月30日	2009年1月7日	男30歳	公 務 員	後遺障害
45,375	横浜地裁	2017年7月18日	2012年11月1日	男50歳	コンサルタント	//
45,063	札幌地裁	2021年8月26日	2012年8月17日	男19歳	大 学 生	<i>II</i>
43,961	鹿児島地裁	2016年12月 6 日	2010年11月9日	女58歳	専門学校教諭	//

[※]認定総損害額とは、被害者の損害額(弁護士費用などを含む)をいい、被害者の過失相殺相当額および自賠責保険などのてん補額 を控除する前の金額をいう。

物件事故

認定総損害額 (万円)※	裁判所	判決年月日	事故年月日	被害物件
26,135	神戸地裁	1994年7月19日	1985年 5 月29日	積荷 (呉服・洋服・毛皮)
13,450	東京地裁	1996年7月17日	1991年2月23日	店舗 (パチンコ店)
12,036	福岡地裁	1980年7月18日	1975年3月1日	電車・線路・家屋
11,798	大 阪 地 裁	2011年12月7日	2007年 4 月19日	トレーラー
11,347	千葉地裁	1998年10月26日	1992年 9 月14日	電車

[※]認定総損害額とは、被害者の損害額(弁護士費用などを含む)をいい、被害者の過失相殺相当額を控除する前の金額をいう。

「2023年度 自動車保険の概況」(損害保険料率算出機構)より

VI 試験・認定、研修等 関手保険業に関する

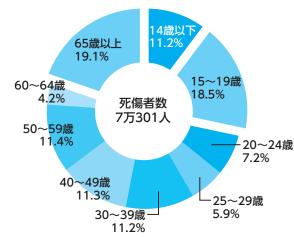
自転車の事故件数

2023年の自転車乗用中の交通事故件数は7万2,339件で交通事故件数に占める割合は23.5%と、2017年から上昇傾向にあります(図1)。また、自転車乗用中の死傷者数のうち、20歳未満の若年層が29.7%、65歳以上の高齢者が19.1%と、この2つの年齢層で約半数を占めています(図2)。

図1 自転車乗用中の交通事故件数およびその構成率の推移



図2 自転車乗用中の年齢層別交通事故死傷者数の割合(2023年)



※割合については、小数第2位で四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合がある。

自転車が事故を起こす主な要因は、安全不確認・交差点安全進行義務違反・動静不注視・一時不停止・ハンドル操作 不適などです。

図1・2とも警察庁統計より

自動車保険関係等

自転車での加害事故例

自転車事故でも被害の大きさにより数千万円の賠償金を支払わなくては ならない場合もあります。

判決認容額*	事故の概要
9,521万円	男子小学生 (11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性 (62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。 (神戸地方裁判所、2013年7月4日判決)
9,330万円	男子高校生が夜間、イヤホンで音楽を聴きながら無灯火で自転車を運転中に、パトカーの追跡を受けて逃走し、職務質問中の警察官(25歳)と衝突。警察官は、頭蓋骨骨折等で約2ヶ月後に死亡した。 (高松高等裁判所2020年7月22日判決)
9,266 万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車 で直進してきた男性会社員 (24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害 (言語機能の喪失等)が残った。 (東京地方裁判所、2008年6月5日判決)
6,779 万円	男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性 (38歳)と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。 (東京地方裁判所、2003年9月30日判決)
5,438万円	男性が昼間、信号表示を無視して高速度で交差点に進入、青信号で横断歩道を横断中の女性(55歳)と衝突。女性は頭蓋内損傷等で11日後に死亡した。 (東京地方裁判所、2007年4月11日判決)

[※]判決認容額とは、裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額(金額は概算額)。裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払 う金額とは異なる可能性がある。

損保協会調べ

損害保険の概況

主な風水災等 (1959年以降)

火災保険関係

					被害		
発生年月日	災害名	被害地域	死者•行方 不明(人)	全壊 (棟)	半壊(棟)	床上浸水 (棟)	床下浸水 (棟)
1959/08/12 ~ 08/14	台風第7号	近畿・中部・関東・特に山梨・長野	235	4,089	10,139	32,298	116,309
1959/09/26 ~ 09/27	台風第15号(伊勢湾台風)	全国(九州を除く) 特に愛知	5,098	40,838	113,052	157,858	205,753
1960/05/24	浪害(チリ地震津波)	北海道南岸·三陸沿岸·志摩半島	139	6,943	2,136	23,322	18,494
1961/06/24 ~ 07/05	水害	山陰・四国・近畿・中部・関東	357	1,758	1,908	73,126	341,236
1961/09/15 ~ 09/16	台風第18号(第二室戸台風)	全国 特に近畿	202	15,238	46,663	123,103	261,017
1961/10/25 ~ 10/28	水害•台風第26号	関東以西 特に大分	109	234	444	10,435	50,313
1962/07/01 ~ 07/08	水害	関東以西 特に九州	127	263	285	16,108	92,448
1963/01月	雪害	北陸・山陰・山形・滋賀・岐阜	231	753	982	640	6,338
1964/07/17 ~ 07/20	水害	山陰·北陸	132	669	-	9,360	48,616
1965/09/10 ~ 09/18	台風第23・24・25号	全国 特に徳島・兵庫・福井	181	1,879	3,529	46,183	258,239
1966/09/23 ~ 09/25	台風第24・26号	中部・関東・東北 特に静岡・山梨	31 <i>7</i>	2,422	8,431	8,834	42,792
1967/07/08 ~ 07/09	水害	中部以西 特に長崎・広島・兵庫	118	163	169	17,213	103,731
1967/08/26 ~ 08/29	水害	新潟•東北南部	138	449	408	26,641	39,542
1968/08/17	水害(飛騨川バス転落)	岐阜•京都	119	64	79	2,061	13,460
1972/07/03 ~ 07/15	台風第6・7・9号	全国 特に北九州・島根・広島	447	2,977	10,204	55,537	276,291
1974/05/29 ~ 08/01	水害•台風第8号	静岡・神奈川・三重・兵庫・香川	146	657	1,131	77,933	317,623
1976/09/08 ~ 09/14	台風第17号	全国 特に香川・岡山	1 <i>7</i> 1	1,669	3,674	101,103	433,392
1977/01月	雪害	東北•近畿北部•北陸	101	56	83	1 <i>77</i>	1,367
1979/10/17 ~ 10/20	台風第20号	全国 特に東海・関東・東北	115	139	1,287	8,156	47,943
1980/12月~1981/03月	雪害	東北·北陸	152	165	301	732	7,365
1982/07月~ 08月	集中豪雨•台風第10号	全国 特に長崎・熊本・三重	439	1,120	1,919	45,367	166,473
1983/07/20 ~ 07/29	集中豪雨	山陰以東 特に島根	11 <i>7</i>	1,098	2,040	7,484	11,264
1983/12月~1984/03月	雪害	東北・北陸 特に新潟・富山	131	61	128	70	852
2004/06月~ 10月	集中豪雨·台風等	全国	236	1,471	16,669	42,537	135,130
2005/12月~2006/03月	雪害	北海道·東北·北陸	152	18	28	12	101
2010/11月~2011/03月	雪害	北海道·秋田·新潟·山形	131	9	14	6	62
2011/07月~ 10月	集中豪雨•台風第6•9•12•15号	全国	126	485	5,735	8,894	30,215
2011/11月~2012/03月	雪害	北海道·東北·北陸	133	13	12	3	55
2012/11月~2013/03月	雪害	北海道·東北·北陸	104	5	7	2	23
2017/11月~2018/03月	雪害	北海道·東北·北陸	116	9	18	13	40
2018/06/28 ~ 07/29	水害(7月豪雨)・台風第12号	全国	271	6,783	11,346	6,982	21,637
2019/10/12 ~ 10/26	令和元年東日本台風・水害	全国	110	3,144	28,836	7,076	22,796
2020/11月~2021/04月	雪害	北海道·東北·北陸	110	17	21	5	34
	1	1				1	

「令和5年版 消防白書」(総務省消防庁)より

主な風水災等による保険金の支払い

過去の主な風水災等による保険金の支払い

順位	発生年月日	災害名	地域	支払保険金(見込みを含む)(単位:億円)							
順江	光生平月日	火告右	TE 14X	火災・新種	自動車	海上	合計				
1	2018/09/03~09/05	平成30年台風21号	大阪・京都・兵庫等	9,363	780	535	10,678				
2	2019/10/06~10/13	令和元年台風19号 (令和元年東日本台風)	東日本中心	5,181	645	_	5,826				
3	1991/09/26~09/28	平成3年台風19号	全国	5,225	269	185	5,680				
4	2019/09/05~09/10	令和元年台風15号 (令和元年房総半島台風)	関東中心	4,398	258	_	4,656				
5	2004/09/04~09/08	平成16年台風18号	全国	3,564	259	51	3,874				
6	2014/02月	平成26年2月雪害	関東中心	2,984	241	_	3,224				
7	1999/09/21~09/25	平成11年台風18号	熊本・山□・福岡等	2,847	212	88	3,147				
8	2018/09/28~10/01	平成30年台風24号	東京·神奈川·静岡等	2,946	115	_	3,061				
9	2018/06/28~07/08	平成30年7月豪雨	岡山·広島·愛媛等	1,673	283	_	1,956				
10	2015/08/24~08/26	平成27年台風15号	全国	1,561	81	_	1,642				

⁽注)損保協会調べ(2024年3月末現在)。

千万円単位で四捨五入を行い、算出しているため、各項目を合算した値と合計欄の値が一致しないことがある。







火災保険都道府県別水災補償付帯率の推移

(単位:%)

都道府県	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
北海道	74.2	72.9	71.9	70.7	69.3
青森県	72.9	71.2	69.6	68.1	66.4
岩手県	69.2	67.7	66.2	64.6	63.0
宮城県	69.1	68.0	67.0	65.8	64.4
秋田県	65.8	64.4	63.0	61.9	60.6
山形県	64.5	63.0	61.9	60.7	59.3
福島県	70.7	69.8	69.1	67.8	66.3
茨城県	64.2	62.6	61.3	59.7	58.2
栃木県	70.0	68.6	67.6	66.4	65.1
群馬県	70.3	69.2	68.3	67.2	65.8
埼玉県	70.1	68.7	67.5	66.1	64.8
千葉県	65.9	64.4	63.1	61.8	60.5
東京都	65.8	64.2	62.7	61.0	59.5
神奈川県	66.9	65.5	64.0	62.6	61.2
新潟県	75.5	74.4	73.6	72.6	71.6
富山県	66.8	66.0	65.3	64.3	63.3
石川県	66.1	64.8	63.8	62.6	61.4
福井県	69.9	69.2	68.7	67.9	67.2
山梨県	72.5	71.9	71.3	70.4	69.5
長野県	75.0	73.6	72.5	71.2	69.8
岐阜県	76.9	75.9	75.2	74.4	73.6
静岡県	71.1	69.9	68.8	67.5	66.6
	72.0	70.7	69.5	68.3	67.0
愛知県三	72.4	71.2	70.2	69.1	67.7
	62.8	61.2	60.0	58.8	57.6
滋賀県	65.3	64.2	63.2	62.2	61.1
京都府	64.2	63.0	62.1	61.0	59.9
大阪府	66.5	65.3	64.2	62.9	61.5
兵庫県	62.3	60.8	59.6	58.2	56.8
奈良県	73.5	73.1	72.9	72.5	71.9
和歌山県		73.1	73.7	73.1	
鳥取県	74.9 76.6	74.2		73.1	72.2 73.7
島根県			75.5		
岡山県	74.9	75.2	75.3	75.2	74.8
広島県	72.3	71.7	70.9	70.1	69.3
山口県	81.1	80.4	79.7	79.0	78.2
徳島県	80.7	80.2	79.8	79.2	78.6
香川県	73.3	72.4	71.4	70.4	69.2
愛媛県	72.8	72.3	71.7	71.0	70.0
高知県	79.4	78.5	77.7	76.6	75.8
福岡県	72.0	70.5	68.9	67.6	66.2
佐賀県	75.9	75.7	75.5	75.3	74.8
長崎県	76.7	75.7	74.5	73.6	72.6
熊本県	74.4	73.0	72.2	71.4	70.1
大分県	73.1	71.7	70.3	69.3	68.1
宮崎県	79.5	78.2	77.1	76.2	75.0
鹿児島県	71.9	70.0	68.5	67.2	65.8
沖縄県	70.8	69.3	67.7	66.0	64.5
全国 計	69.1	67.8	66.6	65.4	64.1

⁽注1)本表は、損害保険料率算出機構の会員保険会社が同機構に報告した住宅物件(専用住宅およびその収容家財等)を対象とする 「火災保険」の数値であり、各種共済、少額短期保険は含まない。

⁽注2)水災補償付帯率とは、当該年度末時点で有効な火災保険契約件数のうち、水災を補償している契約件数の割合。

主な地震災害 (1964年以降)

W. II	W. T. 6 M	規模		被	害	
発生年月日	地震名等		死者•行方不明者(人)	全壊 (棟)	全焼 (棟)	住宅被害計(棟)
1964/06/16	新潟地震	7.5	26	1,960	290	2,250
1968/02/21	えびの地震	6.1	3	368	_	368
1968/05/16	1968年十勝沖地震	7.9	52	673	18	691
1974/05/09	1974年伊豆半島沖地震	6.9	30	134	5	139
1978/01/14	1978年伊豆大島近海の地震	7.0	25	94	_	94
1978/06/12	1978年宮城県沖地震	7.4	28	1,383	_	1,383
1982/03/21	昭和57年(1982年)浦河沖地震	<i>7</i> .1	_	13	_	13
1983/05/26	昭和58年(1983年)日本海中部地震	7.7	104	1,584	_	1,584
1984/09/14	昭和59年(1984年)長野県西部地震	6.8	29	14	_	14
1987/03/18	日向灘を震源とする地震	6.6	1	_	_	_
1987/12/17	千葉県東方沖を震源とする地震	6.7	2	16	_	16
1993/01/15	平成5年(1993年)釧路沖地震	7.5	2	53	_	53
1993/07/12	平成5年(1993年)北海道南西沖地震	7.8	230	601	_	601
1993/10/12	東海道はるか沖を震源とする地震	6.9	1	-	_	_
1994/10/04	平成6年(1994年)北海道東方沖地震	8.2	_	61	_	61
1994/12/28	平成6年(1994年)三陸はるか沖地震	7.6	3	72	_	72
1995/01/17	平成7年(1995年)兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	7.3	6,437	104,906	7,036	111,942
2000/07/01	新島・神津島近海を震源とする地震	6.5	1	15	_	15
2000/10/06	平成12年(2000年)鳥取県西部地震	7.3	_	435	_	435
2001/03/24	平成13年(2001年)芸予地震	6.7	2	70	_	70
2003/07/26	宮城県北部を震源とする地震	6.4	_	1,276	_	1,276
2003/09/26	平成15年(2003年)十勝沖地震	8.0	2	116	_	116
2004/10/23	平成16年(2004年)新潟県中越地震	6.8	68	3,175	_	3,175
2005/03/20	福岡県西方沖を震源とする地震	7.0	1	144	_	144
2007/03/25	平成19年(2007年)能登半島地震	6.9	1	686	_	686
2007/07/16	平成19年(2007年)新潟県中越沖地震	6.8	15	1,331	_	1,331
2008/06/14	平成20年(2008年)岩手•宮城内陸地震	7.2	23	30	_	30
2008/07/24	岩手県沿岸北部を震源とする地震	6.8	1	1	_	1
2009/08/11	駿河湾を震源とする地震	6.5	1	_	_	-
2011/03/11	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	9.0(Mw)	22,318	122,039	_	122,039
2011/03/12	長野県・新潟県県境付近を震源とする地震	6.7	3	73	_	73
2011/06/30	長野県中部を震源とする地震	5.4	1	_	_	_
2014/11/22	長野県北部を震源とする地震	6.7	_	81	_	81
2016/04/14~	平成28年(2016年)熊本地震	7.3	273	8,667	_	8,667
2016/10/21	鳥取県中部を震源とする地震	6.6	_	18	_	18
2018/04/09	島根県西部を震源とする地震	6.1	_	16	_	16
2018/06/18	大阪府北部を震源とする地震	6.1	6	21	_	21
2018/09/06	平成30年北海道胆振東部地震	6.7	43	469	_	469
2021/02/13	福島県沖を震源とする地震	7.3	3	144	_	144
2022/03/16	福島県沖を震源とする地震	7.3	4	228	_	228
2023/05/05	能登半島沖を震源とする地震	6.5	1	40	_	40
** N / T / >	/トマグ ^ー チュード					

※Mw:モーメントマグニチュード

「令和5年版 消防白書」(総務省消防庁)より

地震保険による保険金支払例

発生年月日	地震名	マグニチュード (M)	支払保険金 (百万円)※1	【参考】主な被害があった県の 発生当時の地震保険世帯加入率※2
2011/03/11	平成23年東北地方太平洋沖地震	9.0	1,289,611	岩手県:12.3%(2010/03月末) 宮城県:32.5%(2010/03月末) 福島県:14.1%(2010/03月末)
2016/04/14	平成28年熊本地震	7.3	391,295	熊本県: 29.8%(2015/12月末) 大分県: 23.1%(2015/12月末)
2022/03/16	福島県沖を震源とする地震	7.4	274,183	宮城県:52.7%(2021/12月末) 福島県:34.4%(2021/12月末)
2021/02/13	福島県沖を震源とする地震	7.3	251,303	宮城県:51.9%(2020/12月末) 福島県:32.7%(2020/12月末)
2018/06/18	大阪府北部を震源とする地震	6.1	125,084	大阪府:32.2%(2017/12月末) 京都府:30.4%(2017/12月末)
1995/01/17	平成7年兵庫県南部地震	7.3	78,346	兵庫県: 2.9%(1994/03月末)
2018/09/06	平成30年北海道胆振東部地震	6.7	53,811	北海道: 24.0% (2017/12月末)
2011/04/07	宮城県沖を震源とする地震	7.2	32,415	宮城県:33.6%(2011/03月末)
2024/01/01	令和6年能登半島地震	7.6	19,592	石川県:30.7%(2023/12月末)
2021/03/20	宮城県沖を震源とする地震	6.9	18,966	宮城県:51.9%(2020/12月末)
2005/03/20	福岡県西方沖を震源とする地震	7.0	16,973	福岡県:15.5%(2004/03月末)
2001/03/24	平成13年芸予地震	6.7	16,942	広島県:14.2%(2000/03月末)
2004/10/23	平成16年新潟県中越地震	6.8	14,898	新潟県:11.2%(2004/03月末)
2022/01/22	日向灘を震源とする地震	6.6	12,986	大分県:29.1%(2021/12月末) 宮崎県:29.2%(2021/12月末)
2021/10/07	千葉県北西部を震源とする地震	5.9	12,100	千葉県:35.3%(2020/12月末)
2021/05/01	宮城県沖を震源とする地震	6.8	8,311	宮城県:51.9%(2020/12月末)
2007/07/16	平成19年新潟県中越沖地震	6.8	8,251	新潟県:13.7%(2007/03月末)
2005/04/20	福岡県西方沖を震源とする地震	5.8	6,430	福岡県:16.6%(2005/03月末)
2003/09/26	平成15年十勝沖地震	8.0	5,990	北海道:15.5%(2003/03月末)
2016/10/21	鳥取県中部を震源とする地震	6.6	5,625	鳥取県: 23.0% (2015/12月末)

^{※1} 日本地震再保険株式会社資料 (2024年3月31日現在) より

- *東日本大震災
- *平成28年熊本地震
- *大阪府北部を震源とする地震
- *平成30年北海道胆振東部地震
- *令和3年福島県沖を震源とする地震
- *令和4年福島県沖を震源とする地震
- *令和6年能登半島地震
- https://www.sonpo.or.jp/news/shizen/2011quake/https://www.sonpo.or.jp/news/shizen/2016quake/
- https://www.sonpo.or.jp/news/shizen/2018quake/
- https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2018/1809_03.html https://www.sonpo.or.jp/news/shizen/2021quake/2102_001.html
- https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2021/2203_001.html

https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2023/2401_001.html

^{※2} 損害保険料率算出機構資料より

⁽注) 支払保険金は、十万円単位で四捨五入を行い算出。

WEB 各地震に対する損害保険業界の対応は損保協会ホームページに掲載されています。

地震保険関係

地震保険制度の変遷

											1	_		2				
年	年月日		196 6月1日	6年 (創設)	197 5月	'2年 1日		75年 1日	197 4月	78年 1日	1980年 7月1日	198 4月	32年 1日	1991年 4月1日	199 6月2	94年 24日		95年 19日
	火災保険の保険金額 に対する割合		30)%							30%~ 50%							
17 F	中京石	建物	90万円		150	万円	240	万円			1,000万円							
19	限度額 家財		607	万円	120	万円	150	万円			500万円							
補	補償內容		全損	のみ							全損 半損			全損 半損 一部損				
	政府負担 限度額		3,000	2,700 億円	4,000	3,400 億円	8,000	6,775 億円	1兆 2,000	1兆 162.5 億円		1兆 5,000	1兆 2,715 億円		1兆 8,000	1兆 5,258 億円	3兆 1,000	2兆 6,884 億円
ß	度額	損害保険会社 負担限度額	億円	300 億円	億円	600 億円	億円	1,255 億円	億円	1,837.5 億円		(5,000 (億円	2,285 億円		億円	2,742 億円	億円	4,116 億円

	3	_															
	1996年 1月1日				1999年 4月1日									2011年 5月2日		201 4月	2年 6日
に対する割合																	
建物	5,000万円																
家財	1,000万円																
1突																	
i u																	
政府負担			3兆 1 97 <i>1</i> 5		3兆 18913		3兆 75267		4兆 1 221 9		4兆 3 915		4兆 30125		4兆 7.755.5		5兆 7,120
1		3兆 7 000	億円	4兆	億円	4兆	億円		借口	5兆 5,000	億円	5兆	億円	5兆 5,000	億円	6兆 2 000	億円
損害保険会社 負担限度額		1 44	5,025.5 億円	億円	6,108.7 億円				8,778.1 億円	億円	1兆 1,085	億円	1兆 1,987.5	億円	7,244.5 億円	億円	4,880 億円
	建物 家財 容 政府負担 限度額 損害保険会社	1996年 1月1日 に映の保険金額 建物 5,000万円 家財 1,000万円 の容 取府負担 限度額 損害保険会社	1996年 1996年 1996年 1月1日 4月	1996年 1997年 1月1日 1997年 4月1日	1996年 1997年 1997年 1997年 1997年 4月1日 4月1日 4月1日 4月1日 4月1日 4月1日 4月1日 4月1日	1996年 1月1日 1997年 1999年 4月1日 4月1日 4月1日 4月1日 3月1日 4月1日 4月1日 4月1日 4月1日 4月1日 4月1日 4月1日 4	1996年 1997年 1999年 200 4月 1月1日 4月1日 4月1日 4月1日 4月1日 4月1日 4月1日 4月1日	1996年 1997年 1999年 2002年 4月1日 3月1日 4月1日 4月1日 4月1日 4月1日 4月1日 4月1日 4月1日 4	1996年 1997年 1999年 2002年 2003年 4月1日 4月1日 4月1日 4月1日 4月1日 4月1日 4月1日 4月1日	1996年 1997年 1999年 2002年 2005年 4月1日 4月1日 4月1日 4月1日 4月1日 4月1日 4月1日 4月1日	1996年 1月1日 1997年 1999年 2002年 2005年 4月1日 2003年 2003年 4月1日 2003年 4月1日 2003年 20	1996年 1997年 1999年 2002年 2005年 2008年 4月1日 2008年 4月1日 2008年 4月1日 2005年 4月1日 2008年 4月1日 4月1日 4月1日 4月1日 4月1日 4月1日 4月1日 4月1日	1996年 1997年 1999年 2002年 2005年 2008年 4月1日 4月1日 4月1日 4月1日 4月1日 4月1日 4月1日 4月1日	1996年 1997年 1999年 2002年 2005年 2008年 4月1日 2009年 4月1日 4月1日 4月1日 4月1日 4月1日 4月1日 4月1日 4月1日	1996年 1997年 1999年 2002年 2005年 2008年 2009年 2015月 2015月 2015日 2015	1996年 1997年 1999年 2002年 2005年 2008年 2009年 2011年 5月2日 2月1日 200万円 4月1日 4月1日 4月1日 4月1日 4月1日 4月1日 4月1日 4月1日	1996年 1997年 1999年 2002年 2005年 2008年 2009年 2011年 2011年 4月1日 4月1

								(2	1)	_							
年月日		201 5月	3年 16日	201 4月	4年 1日	201 4月		201 1月		201 4月	9年 1日	202 4月	21年 1日	202 4月	3年 1日	202 4月	24年 1日
火災保険の保険金額																	
に対する	る割合																
	建物																
限度額	家財																
	SOUNG																
補償内容	办							全大学	¥損								
間頃門							•	小当 一音									•
総支払限度額	政府負担 限度額	6兆 2,000	5兆 9,595 億円	7兆円	6兆 7,386 億円	11兆 3,000	10兆 9,902 億円	11兆 3,000	11兆 1,178 億円	11兆 7,000	11兆 5,662 億円	12	11兆 7,751 億円	12 兆円	11兆 7,713 億円	12	11兆 6,586 億円
	損害保険会社 負担限度額	億円	2,405 億円	7 2017	2,614 億円	3,000 億円		億円	1,822 億円	/,000 億円 	1,338 億円	兆円	2,249 億円	70[]	2,287 億円	兆円	3,414 億円

(注)創設時の契約方法は自動付帯であったが、1980年7月1日より原則自動付帯(希望により付帯しない選択も可能)となった。

地震災害の経験を踏まえた主な制度改定

①1980年7月改定(1978年宮城県沖地震)

1978年6月12日に発生した**宮城県沖地震** (M7.4) で多数発生した半壊および一部破損の被害が地震保険の補償の対象とならなかったため、保険契約者から補償内容について改善の要望が寄せられました。

これらを受けて、補償内容(損害区分)について、従来の全損に加え、新たに半損が導入されました。また、付帯割合は火災保険金額に対し一律30%であったものを30%~50%の範囲に拡大し、加入限度額についても、建物は240万円から1,000万円に、家財は150万円から500万円に引き上げられました。

②1991年4月改定(1987年千葉県東方沖地震•1989年伊豆半島沖群発地震)

1987年12月17日に発生した**千葉県東方沖地震** (M6.7) や1989年7月から8月にかけて発生した**伊豆半島沖群発地震**では、一部破損が多数発生しました。しかし、当時の地震保険では一部損が補償されなかったため、契約者から一部損も補償の対象にしてほしいという声があがりました。

このような背景から、従来の全損および半損に加え、新たに一部損が導入されました。

③1996年1月改定(1995年兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災))

1995年1月17日に発生した**1995年兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)** (M7.3) では神戸市・淡路島を中心に非常に大きな被害が発生しました。

震災当時の地震保険制度には、家財の損害認定結果(半損・一部損)は建物の損害認定結果に準拠するという規定がありました。 そのため、この地震によって家財に深刻な被害を受けたにもかかわらず、建物の損傷がない、あるいは軽微であるために、十分な 地震保険金が支払われないという事例が生じました。

また、建物や家財の当時の加入限度額や、家財の半損に対する支払いが保険金額の10%という設定に対し、被災者の生活再建支援としては十分ではないとの声があがりました。

このような背景から、加入限度額は、建物は1,000万円から5,000万円に、家財は500万円から1,000万円に引き上げられました。また、家財について、単独の損害認定基準が導入されるとともに、半損の支払割合が10%から50%に引き上げられました。

④2017年1月改定(2011年東北地方太平洋沖地震(東日本大震災))

2011年3月11日に発生した**東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)** (M9.0) では、津波による壊滅的な被害や大規模な液状化現象など、東日本の広い地域に被害が発生しました。

この地震への対応を踏まえ、有識者による「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」が財務省に設置されました。

東日本大震災発生当時の損害区分は、全損(支払割合100%)、半損(同50%)、一部損(同5%)の3区分でした。この点について、有識者から「一部損と半損の支払金額に10倍の格差があり、被災者から僅かな損害の差で支払保険金に大きな格差が生じることに対し、不満の声が寄せられている」との指摘があり、報告書において、「損害査定の迅速性を確保しつつ、より損害の実態に照らした損害区分とすることが望ましい」と整理されました。

その後、「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」フォローアップ会合で検討が進められ、従来の半損を大半損(支払割合60%)と小半損(支払割合30%)に分割し、損害区分を3区分から4区分に細分化する方向性が示されました。

このような背景から、損害区分は全損・大半損・小半損・一部損の4区分となりました。

【参考資料】「日本の地震保険2022年10月版」(損害保険料率算出機構)

〉損保協会における地震災害時の対応

損保協会では、被災された方々に一刻も早く保険金をお届けし、安心していただけるよう、必要に応じて次の取組みを実施しています。

- ●相談対応
 - (被災されたお客様からの相談対応、被災地の出張相談等)
- ●情報提供
 - (相談窓口の避難所等への掲示、地震保険リーフレットの 提供等)
- ●損害調査

(航空、衛星写真による全損地域の一括認定等)

●特別措置等

(継続契約の締結手続き猶予、保険料の払込猶予等)

地震保険世帯加入率

2023年末

35.1%



地震保険 都道府県別世帯加入率の推移

(単位:%)

邦 道府胆夕	2019 年末	2020 年末	2021 年末	2022 年末	2023 年末
都道府県名 北海道	26.7	27.7	28.6	29.4	29.8
青森	22.5	23.1	23.9	24.6	25.1
青 森 岩 手 宮 城 秋 田	25.3	25.9	24.4	27.4	28.0
岩宮秋山福茨栃	52.0	23.9 51.0	26.6 52.7	27.4	53.6
<u> </u>	52.0	51.9	52./	53.6	33.6
	23.5	24.2	24.9	25.6	26.1
世 歩	23.7	24.4	25.4	26.3	26.8
福 島	31.8	32.7	34.4	35.9	36.6
山 形 島 ボー	30.4	31.2	31.8	32.1 33.5	32.1 33.9 28.1 33.7
栃木	30.5	31.7	32.7	33.5	33.9
群馬	24.7	25.8	26.8	27.6 33.9	28.1
埼玉	32.7	33.3	33.7 35.9	33.9	33. <i>7</i>
千 葉	34.4	35.3	35.9	36.0	35.9
東京	37.3	37.7	37.9	37.5	36.9
群 馬 馬 馬 馬 馬 馬 馬 馬 馬 東 京 東 奈 川	36.4	37.0	37.9 37.3	37.4	36.9 37.3
新潟	24.3	25.1	26.0	26.7	27.3
	24.4	25.4	26.3	27.0	27.3 27.5
岩川	27.4	28.4	29.4	30.2	30.7
石 福 井 山 梨	31.1	32.6	33.8	35.0	30.7 35.5
福井梨野阜崎野阜岡知	34.7	35.5	36.1	36.5	36.8
上	24.8	26.1	27.1	28.1	28.8
	38.5	39.1	40.1	41.0	41 1
	32.3	32.5	32.8	41.0 32.9	41.1 32.8
部 四	43.0	43.3	44.2	44.7	44.5
~ ~ ~ ~	30.5	31.4	32.3	33.0	33.0
長岐静愛三滋京大兵奈和野阜岡知重賀都阪庫良山歌	30.5	31.4	32.3	33.0	33.0
滋 賀 京 都 大 阪 兵 庫	32.0 33.8	33.3	34.5	35.7 37.2	36.2 37.8
	33.8	35.2	36.4	37.2	37.8
	35.6	36.8	37.6	38.4	38.7
	31.0	32.3	33.4	34.3 35.0	35.0 35.5
奈良和歌山	32.2	33.4	34.2	35.0	35.5
和歌山	29.4	31.0	32.3	33.3	34.0
鳥 取	28.7 19.2	29.7	30.7	31.5	32.1
島根	19.2	20.1	21.0	21.8	22.4
岡山	27.0	28.4	29.4 33.9	30.3	31.0
広島	27.0 32.2	33.1	33.9	34.6	31.0 35.0
	27.9	28.8	29.5	30.1	30.6
徳島	30.9	31.5	32.0	32.4	32.5 36.7
香川	34.5	35.2	35.9	36.4 29.9	36.7
愛媛	27.3	28.2	29.1	29.9	30.5 28.8
高 知	27.5	27.8	28.1	28.5	28.8
愛 媛	37.6	38.2	38.7	39.1	39.4
佐 智	26.1	27.4	28.6	29.7	30.4
長崎	18.8	19.6	20.3	20.9	30.4 21.2
能太	42.8	43.5	43.9	44.2	44.1
熊 本 大 分	27.6	28.3	29 1	29.9	30.6
宮崎	28.3	28.9	29.1 29.2	44.2 29.9 29.4	29.4
大 宮 崎 鹿 児 島	29.5	30.0	30.4	30.6	30.7
沖縄	16.6	17.2	17.6	17.9	18.2
				25.0	10.Z
<u>全</u> 国	33.1	33.9	34.6	35.0	35.1

(注1) 本表は居住用建物および生活用動産を対象として損害保険会社が取扱っている「地震保険」のみの数値であり、各種共済については含まない。

⁽注2) 世帯加入率とは、2013年以降は、当該年末の地震保険保有契約件数を翌年1月1日時点の住民基本台帳に基づく世帯数で除した数値。2012 年以前は、当該年度末の地震保険保有契約件数を当該年度末の住民基本台帳に基づく世帯数で除した数値。なお、世帯数には、2012年 7月9日より住民基本台帳法の適用対象となった外国人が含まれている。



2023 年度

69.7%



地震保険都道府県別付帯率の推移

(単位:%)

都道府県名	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
北 海 道 青 森	59.1	60.6	61.8	62.7	63.2
青 森	67.0	68.6	70.1	71.3 75.5	72.3
岩手	72.3	73.7	75.0	75.5	76.5
宮城	87.0	87.5	88.7	89.3 75.1	89.4
秋田	73.3	74.4	74.8	<i>7</i> 5.1	76.0
山 形	66.3	67.9	68.7	69.6	70.0
福島	66.3 75.2	74.4 67.9 76.7	68.7 79.3	80./	81.1
茨 城	64.6	66.0	66.5 72.7	66.3 73.3	66.6
栃木	69.7	71.4	72.7	73.3	74.0
群 馬	62.2	71.4 63.9	65.0	66.3 65.5	67.0
埼玉	63.4	64.9	65.5	65.5	65.4
千 葉	62.3	63.9	64.7	64.8	65.0
	60.4	61.7	62.1	61.9	61.9
神奈川	61.9	63.1	63.6	61.9 63.5	63.6
新湯	69.6	71.0	72.3	73.0	73.9
東神新富石福山	60.3	61.8	62.5	63.5	64.8
石川	60.7	62.5	63.4	64.7	66.4
	66.3	68.6	69.6	64.7 70.8	71.8
山梨	73.5	74.2	74.9	74.2	73.7
長 野 岐 阜	64.7	66.4	67.8	68.7	69.8
岐阜	77.7	79.3	79.1	79.3 68.3	79.4
静岡	66.8	68.1	68.0	68.3	68.5
愛知	74.6	76.6	76.2	76.6	76.5
三重	71.8	72.7	73.8	74.6	75.2
滋賀	65.7	67.6	68.4 65.8	69.2 67.3	68.7
京都	63.1	64.8	65.8	67.3	67.8
大 阪	66.5	68.5	69.6	70.3	70.7
兵 庫	64.6	66.9	68.1	69.4	70.2
静愛三滋京大兵奈和鳥島岡知重賀都阪庫良山取根	70.2	72.0 68.9	68.1 73.3 70.9 77.3 67.6	74.1 71.9	75.1
和歌山	67.1	68.9	70.9	71.9	72.3
鳥取	74.5	76.7	77.3	77.7	78.3
島 根	64.1	66.1	67.6	68.6	68.9
	64.8	66.6	67.6 75.5	68.4 75.8	68.8
ム 島 ニュー・	72.6	74.4	75.5	75.8	76.0
Щ	66.7	68.1	68.9 76.2	69.4	70.0
	75.3	75.8	76.2	76.6	76.7
	74.1	75.4 74.2	76.0	76.1 76.0	76.4
愛媛	72.4	74.2	75.4	76.0	76.4
高 箱 間 佐 賀	86.8	87.2 75.3	87.8 76.3 62.3	87.5	87.2
	73.3	75.3	76.3	76.6	77.0
	58.4	60.9	62.3	63.2	63.7
長崎	52.0	53.6	54.4	63.2 54.8 85.9 75.1	55.2
熊 本大 分宮 崎鹿 児 島	82.3	84.5	85.3 73.8	85.9	86.2
大 分	71.5	73.1	/3.8	/5.1	76.3
	83.0	83.7	84.2	84.3	84.3
鹿児島	81.7	83.2	83.6 58.0	84.1	84.4
沖縄	57.6	58.4	58.0	57.6	57.6
全国	66.7	68.3	69.0	69.4	69.7

⁽注1) 本表は居住用建物および生活用動産を対象として損害保険会社が取扱っている「地震保険」のみの数値であり、各種共済については含まない。

⁽注2) 付帯率とは、当該年度中に契約された火災保険契約(住宅物件)に地震保険契約が付帯されている割合である。

地震保険保有契約件数

2023年度末

2,148万**5,017**件



地震保険 都道府県別保有契約件数の推移

(単位:件)

都道府県名	2019 年度末	2020 年度末	2021 年度末	2022 年度末	2023 年度末
北海道	<i>75</i> 1,714	783,447	806,318	827,660	843,833
青 岩 岩 宮 城	134,375	139,010	143,072	147,370	150,292
岩手	134,787	138,759	142,609	147,255	150,662
宮城	527,076	533,068	543,630	558,806	562,503
秋田	100.845	103,941	106,751	109,315	111.541
山 形	99,649	103,648	107,599	111,362	113,931
福島	253,015	263,359	276,232	288,818	293,910
茨城	387,236	401,308	410,256	418,474	423,194
析 未	260,366	272,559	281,613	290,281	297,048
栃 木 群 馬	214,516	226,008	234,732	243,649	250,395
福 島	1,107,098	1,140,818	1,162,083	1,180,778	1,187,861
千葉	1,020,083	1,055,185	1,075,345	1,095,011	1,106,805
東京	2.748.861	2.785.895	2,795,687	2.804.432	2,803,105
東京神奈川	1,610,995	1,651,711	1,675,443	1,697,122	1,704,956
新潟	221,372	229,923	238,019	248,265	254,204
新潟富山	104,854	109.656	113,456	117,141	122,370
岩川	135,850	141,687	146,418	151,571	157,149
福井	93,646	98,738	102,737	106,195	108,777
	126,779	130.705	133,573	136,239	137,978
	220,378	232,879	242,461	252,594	261,246
山 梨 長 野 岐 阜	320,142	331,846	341,972	347,607	352,440
	518,266	528,415	537,097	538,507	541,189
	1,438,985	1,481,320	1,523,475	1,535,927	1,548,302
<u> </u>	247,858				
長岐静愛三滋		256,636	263,765 209,517	268,076 218,208	271,437 225.175
滋賀	190,749	201,042			
京都	421,075	438,739	451,455	467,559	478,204
大 兵 庫 奈 和歌山	1,568,903	1,634,571	1,679,955	1,724,083	1,753,623
	805,560	841,955	870,882	899,791	920,866
一	194,601	202,489	208,333	213,855	218,048
型歌川	131,497	138,767	144,153	148,481	151,462
鳥取	69,025	71,694	74,103	76,307	77,763
島根	57,083	59,695	62,163	64,715	66,454
- 型 山	234,914	247,136	256,055	265,035	271,814
広島	430,524	443,509	454,308	463,984	472,067
- 上	186,122	191,657	195,354	199,553	202,354
徳島香川	107,799	107,959	109,372	110,775	111,465
香川	154,105	158,037	161,035	163,835	166,294
愛高福佐長熊	180,743	187,321	192,705	197,831	201,755
高 知	97,034	98,013	99,042	100,145	100,622
福岡	931,108	953,738	969,759	990,798	1,007,577
佐 賀 長 崎	89,143	94,491	98,449	102,930	106,155
長崎	119,981	125,660	129,243	132,862	135,448
	339,564	347,298	350,801	356,652	357,865
大 分	150,265	155,102	159,554	164,767	169,098
宮」崎	150,103	153,577	155,135	156,669	157,073
鹿児島	240,056	244,653	247,093	249,198	249,485
沖縄	112,100	117,838	121,259	125,361	129,222
/十 作	19,740,800	20,355,462	20,804,068	21,215,849	21,485,017

(注) 当該年度末の地震保険の保有契約件数(共済は含まれていない)に基づく(証券単位)。

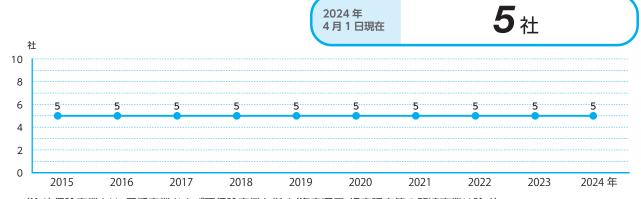
主要国の損害保険料比較(2022年)

国名	元受	収入保険	料	対 GDP 割	引合	国民1人当たり保険料		
(地域名)	(百万円)	順位	占有率 (%)	(%)	順位	(円)	順位	
アメリカ	310,225,816	1	57.6	9.0	2	931,301	2	
中 国	45,215,549	2	8.4	1.9	37	31,730	50	
ドイッ	19,318,796	3	3.6	3.5	9	230,384	12	
イギリス	15,562,676	4	2.9	2.4	21	150,652	22	
フランス	14,112,570	5	2.6	3.3	11	181,568	17	
カナダ	13,496,419	6	2.5	4.6	6	346,051	5	
韓国	12,857,592	7	2.4	5.8	5	248,962	9	
日 本	12,735,552	8	2.4	2.3	22	101,429	29	
オランダ	9,793,710	9	1.8	7.3	3	552,434	3	
オーストラリア	7,587,091	10	1.4	3.3	12	291,404	7	
イタリア	5,997,452	11	1.1	2.2	25	101,700	28	
スペイン	5,373,014	12	1.0	2.8	17	112,819	27	
ブラジル	4,904,110	13	0.9	1.9	36	22,781	54	
スイス	4,342,454	14	0.8	4.0	7	492,770	4	
インド	4,276,553	15	0.8	1.0	68	2,983	81	
台湾	3,221,992	16	0.6	3.1	13	136,414	24	
ベルギー	2,589,418	1 <i>7</i>	0.5	2.6	19	177,229	18	
メキシコ	2,541,551	18	0.5	1.3	58	19,798	59	
ルクセンブルク	2,184,245	19	0.4	1.9	39	321,372	6	
オーストリア	2,005,117	20	0.4	3.1	14	221,842	13	
その他の国(地域)	39,909,250	-	7.4	-	-	-	-	
合計(平均)	538,223,927		100.0	4.0		67,664	-	

- (注1) Swiss Re社発行のsigma No.3/2023を基に作成。
- (注2)合計(平均)欄の数字は、2022年の調査対象147か国の合計値。
- (注3)保険料は、国内会社、外国会社を合わせた当該国における元受保険料(クロス・ボーダー取引保険料を含む)であり、海外支店等による元受保険料は含まれない。
- (注4)保険料の日本円換算および国民1人当たり保険料は、2022年の平均為替レート(1ドル=135.6円)により算出した。

会員会社の海外進出状況(各年4月1日現在)

海外に進出して保険事業を行っている会員会社数

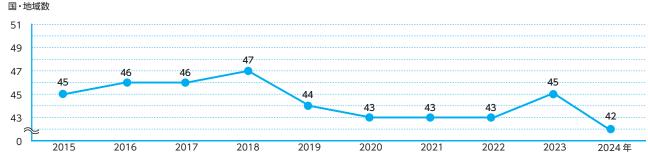


(注1)保険事業とは、元受事業および再保険事業を指す(資産運用・損害調査等の関連事業は除く)。

(注2) 海外進出の形態は、現地法人である場合と本社の支店・代理店である場合とがある。

> 会員会社が保険事業を行っている海外の国・地域数





- (注1)保険事業とは、元受事業および再保険事業を指す(資産運用・損害調査等の関連事業は除く)。
- (注2)海外進出の形態は、現地法人である場合と本社の支店・代理店である場合とがある。

会員会社が保険事業を行っている海外の営業拠点数



- (注1)保険事業とは、元受事業および再保険事業を指す(資産運用・損害調査等の関連事業は除く)。
- (注2)海外進出の形態は、現地法人である場合と本社の支店・代理店である場合とがある。

会員会社の海外駐在員事務所数

年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
駐在員事務所を設 置している会社数	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
国・地域数	43	39	38	40	43	43	41	42	42	40
都市数	83	83	81	84	87	85	84	84	84	82
駐在員事務所数	161	166	162	168	165	167	163	165	161	160

会員会社の海外との再保険取引(海外現地法人分を含まない。)

会員会社の海外出再保険料

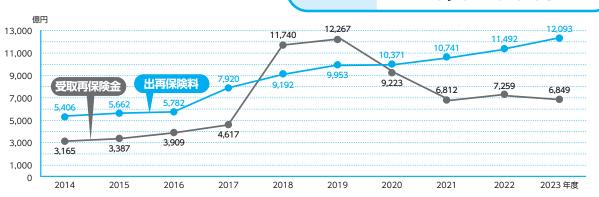
2023 年度

1 兆 2,093 億円

会員会社の海外受取再保険金(再保険手数料含む)

2023 年度

6,849 億円

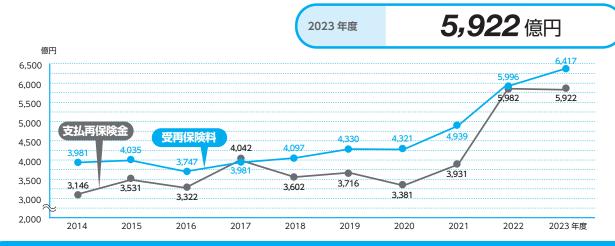


会員会社の海外受再保険料

2023 年度

6,417億円

会員会社の海外支払再保険金(**再保険手数料含む**)

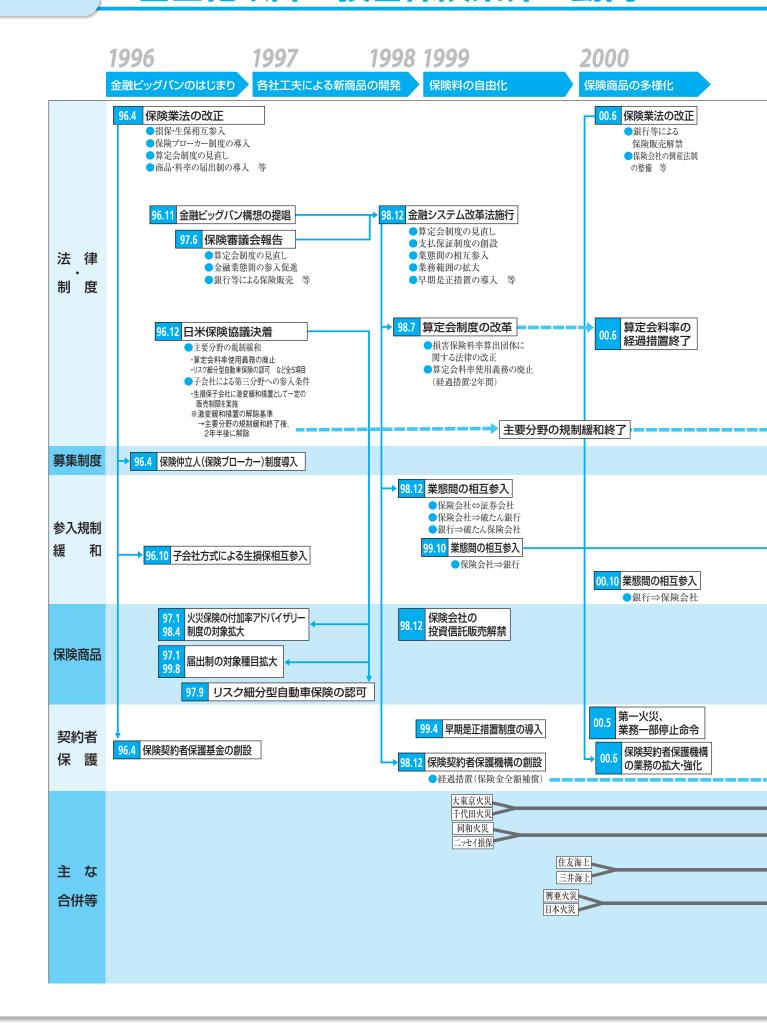


海外連結損害保険子会社の地域別正味収入保険料(2023年度)

(単位:億円)

	元受保険会社	再保険	合計	
北米・中南米	欧州・中東・アフリカ	アジア・大洋州	専門会社	ㅁ티
20,090	20,958	4,024	5,022	50,094

自由化以降の損害保険業界の動向



92

2001 2002 2008 2010 2022 金融ビッグバンの完了 さらなる業界再編・規制緩和 消費者保護の推進 10.4 保険業法の改正 06.4 保険業法の改正 14.5 保険業法の改正 ■契約者保護制度の 金融分野における ■保険募集の基本的ルールの創設 見直し 裁判外紛争解決 ─保険募集人に対する規制の整備 ●少額短期保険業の 制度(金融ADR) 保険仲立人に係る規制緩和等 01.4 消費者契約法施行 制度化 の創設 個人情報 個人情報 金融商品の販売等に関する 個人情報保護法の全面施行 20.6 法律施行 保護法の改正 保護法の改正 利用停止の規律の ●個人情報の保護と 有用性の確保に 見直し等 保険法(保険契約法)施行 関する制度改正 13.4 預金保険法の改正 金融商品の 金融商品 販売等に関する ●金融機関の秩序ある処理 取引法施行 法律の改正 に関する枠組みの整備 ●金融サービス 犯罪収益移転 犯罪収益移転防止 仲介業の創設 防止法施行 法の改正 ●取引時確認の実施 犯罪収益移転 防止法の改正 | 損害保険各社が独自に開発した商品が登場 | ●疑わしい取引 の判断方法の 明確化等 01.4 代理店制度の自由化 06.4 少額短期保険業制度導入 01.1 子会社の第三分野への参入規制撤廃 銀行窓販の 05.12 銀行窓販の対象種目拡大 02.10 対象種目拡大 ●自動車保険以外の個人向け損害 本体の第三分野への ●年金払積立傷害保険 保除(事業関連の保除を除く)の 参入規制撤廃 財形傷害保険 うち、団体契約等でないもの又は ●長期火災保険 積立保険 01.4 保険商品の銀行窓販解禁 (店舗併用住宅を追加) ● 積立傷害保険 ●長期火災保険(専用住宅) ●債務返済支援保険 銀行窓販の ●債務返済支援保険(専用住宅) (店舗併用住宅を追加) ○海外旅行傷害保険 全面解禁 郵便局での 17.1 地震保険制度の改正 02.4 自賠責保険制度の改正 原付バイク自賠責 指害区分の細分化 政府再保険の廃止 保険取扱開始 中立的な紛争処理機関の設置 ●割引制度の拡充 ■重度後遺障害保険金の 支払限度額の引上げ 大成火災、会社更生手続開始の 06.4 契約者保護制度の見直し 申立て 補償対象契約の拡大 ●破綻後3か月間は保険金を 全額補償 保険契約者保護機構の経過措置終了 01.4 あいおい損保 ▶<mark>10.10</mark> あいおいニッセイ同和損保 ニッセイ同和損保 明治損保 ▶ 05.4 明治安田損保 アドリック 安田ライフ損保 11.6 ▶ 01.10 三井住友海上 = 三井ライフ損保 ●03.11(包括移転) スミセイ損保 11.1(包括移転) ▶ 01.4 日本興亜損保 ★ 太陽火災 ● 02.4 = ▶ 14.9 損保ジャパン日本興亜 ▶ 20.4 損保ジャパン 日産火災 ▶ 02.7 損保ジャパン ★ 大成火災 ○02.12 ●02.4 第一ライフ損保 安田火災 安田火災 東京海上 ▶ 04.10 東京海上日動 日動火災

損害保険のあゆみ

◆:保険商品に関する出来事 ●:保険商品以外に関する出来事

◆:保険商品	品に関する出来事 💮 : 保険商品以外に関する出来事
	沿 革
1859年 (安政6年)	横浜で損害保険業が外国保険会社により始まる
1867年 (慶応3年)	■福沢諭吉、「西洋旅案内」で「災難請合の事(イ 〔ン〕シュアランス)」と題して「火災請合」、 「海上請合」を紹介
1869年 (明治2年)	神奈川の税関が保税倉庫内貨物に関し火災 損傷の請負を行う
1873年 (明治6年)	北海道開発の目的で設立された保任社が、 函館、東京、大阪間の海上運送貨物について、危難請負開始
1877年 (明治10年)	●第一国立銀行、「海上受合」を開始
1878年 (明治11年)	●わが国最初の海上保険会社設立認可を取得
1879年 (明治12年)	わが国最初の海上保険会社営業開始◆貨物海上保険発売
1883年 (明治16年)	◆船舶保険発売
1887年 (明治20年)	わが国最初の火災保険会社設立認可を取得◆火災保険発売
1888年 (明治21年)	わが国最初の火災保険会社営業開始
1893年 (明治26年)	◆運送保険発売
1895年 (明治28年)	●保険学会設立
1898年 (明治31年)	●旧商法全面施行(保険事業は免許制となり、 保険監督行政の基礎確立)
1899年 (明治32年)	●保険契約法を含む新商法および保険監督 法を含む商法施行法公布・施行
1900年 (明治33年)	保険業法公布・施行農商務省商工局に保険課新設
1904年 (明治37年)	◆信用保険発売
1907年 (明治40年)	●火災保険協会(5社参加)設立、全国料率協定実現(1912年崩壊)
1910年 (明治43年)	わが国最初の傷害保険専門会社発起認可 を取得

	沿 革
1911年 (明治44年)	◆傷害保険発売
1914年 (大正3年)	●戦時海上保険補償法公布(1917年9月廃止) ●火災保険協会改組(16社参加) ◆自動車保険発売
1916年 (大正5年)	●火災保険協会を大日本火災保険協会(第1次) と改称◆盗難保険発売
1917年 (大正6年)	大日本聯合火災保険協会(大日本火災保険協会と外国保険協会とが統合)設立、全国協定料率を実施
1920年 (大正9年)	●日本海上保険協会設立
1923年 (大正12年)	●関東大震災発生
1925年 (大正14年)	●農商務省の商工省と農林省への分離により保 険監督行政は商工省商務局保険課所管となる
1926年 (大正15年) (昭和元年)	◆硝子保険(ガラス保険)発売
1927年 (昭和2年)	●船舶保険協同会設立
1933年 (昭和8年)	●財団法人損害保険事業研究所設立
1936年 (昭和11年)	◆航空保険発売
1938年 (昭和13年)	◆風水害保険発売
1939年 (昭和14年)	改正保険業法公布大日本聯合火災保険協会を大日本火災保険協会(第2次)に改組
1940年 (昭和15年)	改正保険業法施行損害保険国営再保険法施行(1945年2月廃止)
1941年 (昭和16年)	●日本損害保険協会(旧)設立(大日本火災保 険協会、船舶保険協同会等の諸機関を統合)●保険監督行政の所管、商工省から大蔵省へ移管●戦争保険臨時措置法公布(1944年2月廃止)
1942年 (昭和17年)	●損害保険統制会設立(日本損害保険協会 (旧)解散)
1943年 (昭和18年)	●戦争死亡傷害保険法公布(1945年12月廃止)

	20 ++
	沿 革
1944年 (昭和19年)	戦争保険臨時措置法を廃止し、戦時特殊損害保険法公布(1945年12月廃止)
1945年 (昭和20年)	損害保険中央会法公布損害保険中央会設立(1947年9月解散)損害保険統制会解散、業務は中央会へ移管
1946年 (昭和21年)	●日本損害保険協会設立
1948年 (昭和23年)	●日本損害保険協会、社団法人に改組●保険募集の取締に関する法律公布・施行●損害保険料率算出団体に関する法律公布・施行●損害保険料率算定会設立
1949年 (昭和24年)	●外国保険事業者に関する法律公布・施行
1950年 (昭和25年)	●全国損害保険代理業協会連合会設立●日本損害保険協会、国際海上保険連合に加盟
1951年 (昭和26年)	◆入札保証保険·履行保証保険発売
1952年 (昭和27年)	●火災保険代理店格付制度創設·実施
1953年 (昭和28年)	◆賠償責任保険発売
1955年 (昭和30年)	●自動車損害賠償保障法公布・施行 同法により自賠責保険審議会(大蔵大臣の 諮問機関)発足◆自動車損害賠償責任保険発売
1956年 (昭和31年)	●自動車損害賠償責任保険の強制付保実施●日本機械保険連盟設立◆機械保険・組立保険発売
1957年 (昭和32年)	◆個人賠償責任保険発売
1958年 (昭和33年)	◆ゴルファー保険発売◆船客傷害賠償責任保険発売
1959年 (昭和34年)	●保険審議会(大蔵大臣の諮問機関)発足
1960年 (昭和35年)	●日本原子力保険プール設立◆原子力施設賠償責任保険発売◆原子力輸送賠償責任保険発売◆建設工事保険発売
1961年 (昭和36年)	◆住宅総合保険発売 ◆動産総合保険発売

	沿 革
1962年 (昭和37年)	第1回東アジア保険会議、東京で開催◆店舗総合保険発売◆国内旅行傷害保険発売
1963年 (昭和38年)	●日本船舶保険連盟設立
1964年 (昭和39年)	●自動車保険料率算定会設立●所得税法上に損害保険料控除制度を創設・ 実施●全国損害保険代理業協会連合会、社団法人 に改組◆原子力財産保険発売
1965年 (昭和40年)	●日本損害保険協会、相談・苦情処理機関を拡充 (損害保険調停委員会・損害保険相談室を設置)
1966年 (昭和41年)	●地震保険に関する法律公布・施行◆地震保険発売●原動機付自転車の自賠責保険強制付保実施
1967年 (昭和42年)	◆交通事故傷害保険発売
1968年 (昭和43年)	◆長期総合保険発売 ◆団地保険発売 ◆つり保険発売
1972年 (昭和47年)	●第1回日本国際保険学校(ISJ)開校
1973年 (昭和48年)	ノンマリン代理店制度実施ファミリー交通傷害保険発売土木工事保険発売住宅火災保険発売
1974年 (昭和49年)	◆所得補償保険発売 ◆保証証券(シュアティ・ボンド)発売 ◆海外旅行傷害保険(独立約款)発売 ◆積立ファミリー交通傷害保険発売
1975年 (昭和50年)	■国際海上保険連合総会、東京で開催●ヨット・モーターボート総合保険発売◆コンピュータ総合保険発売
1976年 (昭和51年)	●国際アクチュアリー会議、東京で開催
1977年 (昭和52年)	◆満期戻総合保険発売
1979年 (昭和54年)	◆労働災害総合保険発売
1980年 (昭和55年)	◆全国損害保険代理業協会連合会、日本損害 保険代理業協会に改組◆新ノンマリン代理店制度実施◆自転車総合保険発売

損害保険のあゆみ

◆:保険商品	品に関する出来事 ●:保険商品以外に関する出来¶
	沿 革
1981年 (昭和56年)	●船舶戦争保険再保険プール設立
1982年 (昭和5 <i>7</i> 年)	第11回東アジア保険会議、東京で開催学生総合保険発売費用・利益保険発売テニス保険発売家族傷害保険発売
1983年 (昭和58年)	●全都道府県に警察との防犯対策連絡協議会設置 ◆スキー・スケート総合保険発売
1984年 (昭和59年)	◆積立動産総合保険発売
1985年 (昭和60年)	■国際海上保険連合総会、東京で開催●医療費用保険発売
1986年 (昭和61年)	損害保険ネットワーク稼働積立普通傷害保険発売積立家族傷害保険発売
1987年 (昭和62年)	◆こども総合保険発売
1988年 (昭和63年)	財形貯蓄の取扱金融機関に参入対形貯蓄傷害保険発売
1989年 (昭和64年) (平成元年)	■債の窓口販売業務の開始●自賠責保険の診療報酬基準案につき日本医師会と合意◆介護費用保険発売◆積立女性保険発売◆積立生活総合保険発売
1990年 (平成2年)	財団法人損害保険事業研究所を財団法人 損害保険事業総合研究所に改組積立介護費用保険発売
1991年 (平成3年)	第1回日本国際保険学校(ISJ)上級コース開校損害保険業界としての「行動規範」策定建物更新総合保険発売企業費用・利益総合保険発売
1992年 (平成4年)	◆年金払積立傷害保険発売
1993年 (平成5年)	●第1回日本国際保険学校(ISJ)海外セミナー を開催 ●国際保険学会(IIS)セミナー、東京で開催
1994年 (平成6年)	●損害保険各社が日本証券業協会に加入
1995年 (平成7年)	●阪神・淡路大震災発生●新保険業法の成立・公布●国際海上保険連合総会、東京で開催

	沿 革
1996年 (平成8年)	新保険業法の施行損害保険代理店制度実施損害保険契約者保護基金制度の創設損害保険仲立人(ブローカー)研修・試験の開始子会社方式による生損保相互参入○日米保険協議決着
1997年 (平成9年)	○日本船舶保険連盟解散○日本機械保険連盟解散
1998年 (平成10年)	金融監督庁の発足保険業法の改正・公布損害保険料率算出団体に関する法律の改正・施行損害保険契約者保護機構の創設
1999年 (平成11年)	早期是正措置制度の導入子会社方式による銀行・信託・証券業務への参入積立自動車保険発売
2000年 (平成12年)	介護保険法の施行第一火災海上保険相互会社に業務一部停止命令金融庁発足銀行、保険会社間の子会社方式による相互 参入解禁
2001年 (平成13年)	 第三分野参入規制の撤廃 改正自動車損害賠償保障法の成立・公布 消費者契約法・金融商品の販売等に関する法律施行 第一火災海上保険相互会社契約の損害保険契約者保護機構への移転 銀行等による保険販売の開始 損害保険代理店制度の自由化 確定拠出年金法(日本版401K)の公布・施行 確定拠出年金積立傷害保険発売 ガン保険、医療保険発売 郵便局でバイク自賠責保険取扱開始 大成火災海上保険株式会社が会社更生手続きの開始申立て
2002年 (平成14年)	●改正自動車損害賠償保障法の施行●自賠責保険・共済紛争処理機構が改正自動車損害賠償保障法の指定を受け業務開始●本人確認法の成立●損害保険料率算出機構設立●第21回東アジア保険会議、東京で開催
2003年 (平成15年)	本人確認法の施行個人情報保護法の成立
2004年 (平成16年)	●保険業法施行規則等の一部改正(責任準備 金制度の改正)
2005年 (平成17年)	●付随的な保険金支払い漏れが判明した損保 会社に対し業務改善命令●個人情報保護法の全面施行

	沿 革
2006年 (平成18年)	●日本損害保険協会に「消費者の声」諮問会議を設置●保険業法等の一部改正(セーフティネットの見直し、少額短期保険業の導入)●国際海上保険連合総会、東京で開催●金融商品取引法の成立
2007年 (平成19年)	第三分野商品の不適切な不払いが判明した損保会社に対し、業務停止命令を含む行政処分地震保険料控除制度の実施金融商品取引法の全面施行銀行等による保険販売の全面解禁住宅瑕疵担保履行法公布
2008年 (平成20年)	犯罪収益移転防止法の施行(本人確認法の廃止)金融庁が「金融サービス業におけるプリンシプル」を公表保険法の成立
2009年 (平成21年)	金融商品取引法等の一部を改正する法律公布(金融ADR等)保険業法等の一部改正(ファイアーウォール規制の見直し、利益相反管理体制の構築)住宅瑕疵担保履行法全面施行
2010年 (平成22年)	●保険法の施行 ●日本損害保険協会にそんぽADRセンター(損害保険紛争解決サポートセンター)を設置
2011年 (平成23年)	東日本大震災発生犯罪収益移転防止法の改正(取引時確認の実施)損害保険募集人一般試験の開始
2012年 (平成24年)	●日本損害保険協会、一般社団法人に移行●損害保険大学課程の開始●日本損害保険協会の「消費者の声」諮問会議を「お客さまの声・有識者諮問会議」に改組
2013年 (平成25年)	●預金保険法の一部改正(金融機関の秩序ある処理に関する枠組みの整備)
2014年 (平成26年)	 保険業法等の一部改正(保険募集の基本的ルールの創設、保険募集人に対する規制の整備、保険仲立人に係る規制緩和等) 米国の「外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)」の施行 犯罪収益移転防止法の一部改正(疑わしい取引の判断方法の明確化等)
2015年 (平成27年)	「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税 法及び地方税法の特例等に関する法律」の 一部改正(非居住者に係る金融□座情報の 自動的交換のための報告制度の整備)個人情報保護法の一部改正(個人情報の保 護と有用性の確保に関する制度改正)

	沿 革
2016年 (平成28年)	熊本地震発生特定商取引法の一部改正(特定の取引類型について不公正な勧誘行為等の取り締まり)消費者契約法の一部改正(契約の取消しと契約条項の無効等を規定)保険業法の一部を改正する法律の施行地震保険制度創設50周年
2017年 (平成29年)	 地震保険制度の改定(損害区分の細分化、割引制度の拡充、保険料率の見直し) 金融庁が「顧客本位の業務運営に関する原則」を公表 民法の一部改正(法定利率の見直し、定型約款に関する規定の新設等)の成立 個人情報保護法の一部改正(勧告・命令等の個人情報保護法に基づく監督権限が主務大臣(各省庁)から個人情報保護委員会に移行) 国際海上保険連合総会、東京で開催 日本損害保険協会設立100周年
2018年 (平成30年)	金融庁が「マネー・ローンダリング及びテロ 資金供与対策に関するガイドライン」を公表民法の一部改正(成年年齢引き下げ等)の成立商法の一部改正(運送や海商に関する規定の見直し)の成立
2019年 (平成31年) (令和元年)	●日本損害保険協会「行動規範」を改定金融庁が「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を一部改正・地震保険制度の改定(保険料率の見直し)
2020年 (令和2年)	 金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部改正(金融サービス仲介業の創設等)の成立 個人情報保護法の一部改正(利用停止の規律の見直し等)の成立 民法の一部改正(法定利率の見直し、定型約款に関する規程の新設等)の施行
2021年 (令和3年)	●2020年6月改正個人情報保護法に伴う同法施行令・施行規則の改正 ●「コーポレートガバナンス・コードと投資家と企業の対話ガイドライン」の改訂 ●地震保険制度の改定(保険料率の見直し) ●金融サービスの提供に関する法律(旧:金融商品の販売等に関する法律)の一部改正(金融サービス仲介業の創設等)の施行
2022年 (令和4年)	消費者契約法の一部改正(不当な勧誘行為の類型追加等)の成立地震保険制度の改定(保険料率の見直し)
2023年 (令和5年)	●日本損害保険協会「行動規範」を改定●保険料調整行為等が判明した損保会社に対し業務改善命令
2024年 (令和6年)	●日本損害保険協会「行動規範」を改定●個人情報保護法施行規則等の一部改正(不正の目的をもって行われたおそれがある漏えい等報告の対象範囲拡大等)施行

2023年4月以降の主な出来事

時期	法制•行政関係	損保協会関係	自然災害関係
2023年	〇特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律成立		
4月			
5月			
6月	○中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に 係る共済事業に関する法律施行○消費者契約法の一部改正(不当な勧誘行為の類型追加等)施行		
7 月		○ 「令和6年度税制改正要望」を決定	
8月			
9月			
10月	○金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習(Delta Wall 伽) ○消費者裁判手続特例法の一部改正(共通義務確認訴訟 の対象となる損害に慰謝料を追加等)施行		
11月		○保険教育に関する包括連携協定を締結 ○「損害保険の保険金支払いに関するガイ ドライン」を改定	
12月	○独占禁止法に抵触するおそれのある行為等が認められた損保会社に対し業務改善命令 ○内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部改正(行政手続のデジタル原則適合に向けた対応)施行	○「損害保険会社の独占禁止法遵守のため の指針」を改定 ○「中小企業のリスク意識・対策実態調査 2023」を発表	
2024年 1 月	〇保険金不正請求に対する経営管理態勢上の欠陥等が認め られた損保会社に対し業務改善命令		〇令和6年能登半島地震
2月	○金融サービスの提供に関する法律の一部改正(金融 サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律 への改題、金融経済教育推進機構の設置等)施行		
3月	○損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者 会議設置 ○国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的 な推進に関する基本方針の閣議決定	する調査(3回目)を実施	
4 月	〇金融経済教育推進機構の設立 〇個人情報保護法施行規則等の一部改正(不正の目的を もって行われたおそれがある漏えい等報告の対象範囲 拡大等)施行		
5月			
6月	○「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有 識者会議」報告書の公表 ○「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直しに係る検討の 中間整理」の公表		

信頼回復に向けた取組み

保険料調整行為事案および保険金不正請求事案が発生し、一部の会員会社が2023年12月、2024年1月に相次いで金融庁から保険業法に基づく業務改善命令を受けました。損保協会では、これらの問題が二度と発生しないよう、業界全体で見直すべき事項を洗い出し、再発防止のためのガイドラインの改定や、会員会社および代理店への周知・徹底を図っています。

「各事案の概要と再発防止に向けた取組み (2024年3月時点)

◆保険料調整行為事案

企業を契約者・被保険者とする共同保険契約に係る入札において、損害保険会社の担当者により、応札前における価格調整またはそれに準ずる不適切な行為が行われていた。

主な要因	再発防止に向けた取組み			
・他社との接触機会が増加 ・保険契約引受時に行ってはいけない行為が曖昧 ・独占禁止法に関する啓発取組みの不足 ・代理店を含むコンプライアンスリスク管理態勢が不十分	●ガイドラインの整備 ・「損害保険会社の独占禁止法遵守のための指針」の改定 ・「保険契約引受にかかる独占禁止法上の留意点」の新設 ・「行動規範」に独占禁止法遵守を明記 ・教育・啓発 <保険会社向け> ・「コンプライアンス・セミナー」の定期開催 ・若手職員等向け研修の実施 <代理店・募集人向け> ・「募集コンプライアンスガイド」の改定 ・「損保一般試験教育テキスト」の改訂 ・解説動画コンテンツの制作・周知			

◆保険金不正請求事案

自動車関連事業を兼業する代理店において、修理車両の車体に損傷を新たに作出して修理範囲を拡大することや、不要な板金作業・部品交換を行うことで、保険金を水増し請求するなどの極めて不適切な行為が行われていた。

主な要因	再発防止に向けた取組み
・保険金支払管理態勢が不十分 ・効率的な損害調査の実施の弊害 ・修理工場による不適切な保険金請求 ・一部代理店におけるコンプライアンス意識の不足	 ●ガイドラインの整備 ・「損害保険の保険金支払いに関するガイドライン」の改定 ●対策整理 ・不正の手口の把握・研究、対策例の共有 ・既存の不正請求対策の点検・総括(およびレベルアップ策の検討) ●教育・啓発 <代理店・募集人向け> ・「募集コンプライアンスガイド」の改定 ・「損保一般試験教育テキスト」の改訂 ・再教育の仕組みを導入(試験再受験など)

さらなる取組みの推進に向けて

損保協会では、従来の枠組みにとらわれず業界慣行を見直すため、2024年3月に「業務抜本改革推進プロジェクトチーム」を設置し、お客さまが安心して損害保険に加入できる環境の整備に向け、さらなる検討を進めています。

第9次中期基本計画の総括

損保協会では、第9次中期基本計画(2021~2023年度)において、重点課題の解決に向け、以下の取組みを着 実に実施しました。

①持続可能なビジネス環境の整備

新しい生活様式(書面・押印・対面手続きの見直し等)、国内外の基準・規制への対応

・自賠責保険の損害調査業務等に関して、効率化・ペーパーレス化のための共同システム構築に向けた取組みを推進しました。

デジタル技術の活用による効率化推進・利便性向上

- ・自賠責保険の契約引受・契約管理に関して、異動・解約手続きの非対面化・保険料払込みのキャッシュレス化のための共同シ ステム構築に向けた取組みを推進しました。
- ・保険料控除証明書の発行に関して、電子化・マイナポータル連携にかかる共同システムを構築し、利用拡大に向けた対応を行 いました。
- ・従来は紙帳票を使って引受保険会社間でやりとりしていた共同保険の契約明細について、電子データで交換する共同システ ムを構築しました。

社会環境・自然環境変化に伴うさらなる役割の発揮(気候変動への対応等)

- ・日本経済団体連合会の「カーボンニュートラル行動計画」に参画し、削減目標の達成に向けて排出削減に取り組みました。・自動車関連団体と共同でリサイクル部品活用推進キャンペーンを実施し、啓発ポスター・チラシをデータ提供しました。

②災害に強い社会の実現

強靭なまちづくりへの貢献

- ・自然災害の損失低減に向けて、水災害対策に関する要望をとりまとめ、国土交通省水管理・国土保全局に提出しました。 ・各地域において、防災まちづくり・防災教育・地震保険普及等にかかる要望・提言等を行うとともに、自然災害リスクの認識、 ハザードマップの活用、保険を含む備えの重要性について、セミナーの開催等を通じて情報発信しました。

自然災害に対する業界共同取組み

•大規模水災発生時に衛星画像や浸水範囲図・浸水深推定データを保険会社に提供しました。

地震保険損害処理体制の整備に向けた対応

・損害状況申告(自己申告)方式の共同システム化、地震アプリの基盤強化に向けた対応を行いました。

災害に乗じた悪質商法への対応強化

- 各関係団体・機関と連携した注意喚起や、相談ダイヤルの運営等を行いました。
- ・デジタル技術を活用した不正疑義事案検知に向けた取組みを推進しました。

事業者向け保険の普及促進

- ・特設サイト「中小企業に必要な保険」を開設・運営し、企業を取り巻くリスクやそれに備える保険について情報提供を行いま
- ・中小企業のリスク意識・対策にかかる実態調査を毎年実施し、調査結果を上記特設サイトで公表するとともに、地方経済産業 局や中小機構地域本部等と連携して中小企業向けセミナーを開催しました。

③損害保険リテラシーの向上

教育機関・行政・有識者との関係構築、金融他団体との連携強化

- ・次期学習指導要領改訂に向けて、有識者等との関係強化・金融経済教育関係団体との連携を推進しました
- ・生命保険協会・生命保険文化センターと「保険教育に関する包括連携協定」を締結し、保険教育に関する協力関係を確立しま した。

高校生への教育の充実

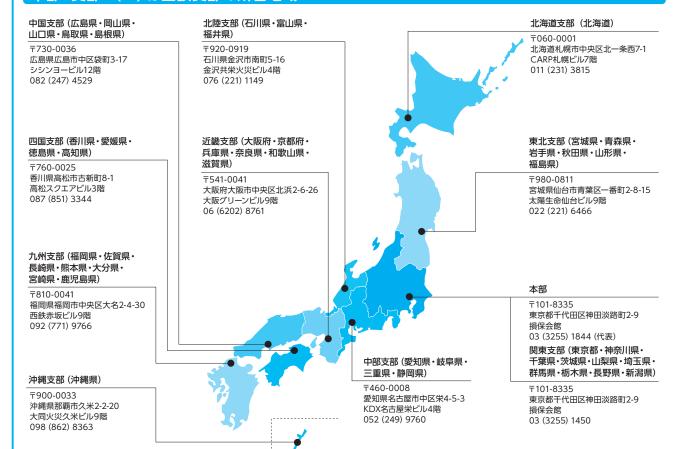
・教員対象の保険教育に関するセミナーの実施や教育情報誌「そんぽジャーナル」等の提供を通じて現場教員に対する各種情 報提供を行いました。

教育ツールのデジタル化・手法の改革

・高校生向け教材「明るい未来へTRY!」を学習指導要領に沿って授業で活用可能な教材に改訂しました。教材の動画化も実施 し、関係各所に周知しました。

損保協会の所在地(2024年9月現在)

本部・支部 ()は当該支部の所管地域



そんぽADRセンター (損害保険相談・紛争解決サポートセンター)

損害保険に関する一般的なご相談に対応するほか、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社*とのトラブルが解決しない場合の苦情の受付や損害保険会社との間の紛争解決のための業務を行っています。 ※損保協会と手続実施基本契約を締結している保険会社に限ります。

【受付時間】月~金曜日(祝日・休日および12月30日~1月4日を除く)の午前9時15分~午後5時

【電話番号】ナビダイヤル 0570-022808 (全国共通・通話料有料)

※ナビダイヤルでは、各電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は 適用されませんので、ご注意ください。

電話リレーサービス・IP電話からは、以下の直通電話へおかけください。

名 称	直通電話	郵便番号	所 在 地
そんぽADRセンター東京	03-4332-5241	₹101-0063	千代田区神田淡路町2-105 ワテラスアネックス7階
そんぽADRセンター近畿	06-7634-2321	〒541-0041	大阪市中央区北浜2-6-26 大阪グリーンビル9階

(注) 損害保険の加入、契約内容の変更や事故の連絡は、直接、損害保険会社または代理店へお願いします。

会員会社一覧(2024年10月1日現在)

損保協会の会員会社は次の31社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1

TEL: 03-5424-0101

URL: https://www.aioinissaydowa.co.jp/

アイペット損害保険株式会社

〒135-0061 東京都江東区豊洲5-6-15(NBF豊洲ガーデンフロント6F)

TEL: 03-4566-3020

URL: https://www.ipet-ins.com/

アクサ損害保険株式会社

〒111-8633 東京都台東区寿2-1-13(偕楽ビル)

TEL: 03-4335-8570

URL: https://www.axa-direct.co.ip/

アニコム損害保険株式会社

〒160-8352 東京都新宿区西新宿8-17-1(住友不動産新宿グランドタワー39F)

TEL: 03-5348-3777

URL: https://www.anicom-sompo.co.jp/

イーデザイン損害保険株式会社

〒163-1413 東京都新宿区西新宿3-20-2(東京オペラシティビル)

TEL: 03-5302-3170

URL: https://www.e-design.net/

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

TEL: 03-6848-8500

URL: https://www.aig.co.jp/sonpo

エイチ・エス損害保険株式会社

〒104-0053 東京都中央区晴海4-7-4(CROSS DOCK HARUMI 5F-A)

TEL: 03-6327-2222

URL: https://www.hs-sonpo.co.jp/

SBI損害保険株式会社

〒106-6016 東京都港区六本木1-6-1(泉ガーデンタワー16F

TEL: 03-6229-0060

URL: https://www.sbisonpo.co.jp/

au損害保険株式会社

〒105-6427 東京都港区虎ノ門1-17-1(虎ノ門ヒルズ ビジネスタワー27F)

TEL: 03-6758-7373

URL: https://www.au-sonpo.co.ip/

株式会社NTTドコモ損害保険

〒905-2173 沖縄県名護市久志547番地5 (みらい5号館) URL: https://www.docomo-sompo.com/

キャピタル損害保険株式会社

〒102-0073 東京都千代田区九段北1-8-10(住友不動産九段ビル11F)

TEL: 03-5276-1391 URL: https://www.capital-sonpo.co.jp/

共栄火災海上保険株式会社

〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6

TEL: 03-3504-0131 URL: https://www.kyoeikasai.co.jp/

さくら損害保険株式会社

〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-12-5 (東京信田全庫木店ビル10F)

TEL: 03-6388-0609

URL: https://www.sakura-ins.co.in/

ジェイアイ傷害火災保険株式会社

〒104-6016 東京都中央区晴海1-8-10

(晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーX 16F)

TEL: 03-6634-4000

URL: https://www.jihoken.co.jp/

セコム損害保険株式会社

〒102-8645 東京都千代田区平河町2-6-2(セコム損保ビル)

TEL: 03-5216-6111 URL: https://www.secom-sonpo.co.jp/

全管協れいわ損害保険株式会社

〒100-0004 東京都千代田区大手町2-2-2(アーバンネット大手町ビル14F)

TEL: 03-3510-2402

URL: https://www.zkreiwa-sonpo.co.jp/

ソニー損害保険株式会社

〒144-8721 東京都大田区蒲田5-37-1(アロマスクエア11F)

TEL: 03-5744-0300

URL: https://www.sonysonpo.co.jp/

損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL: 03-3349-3111

URL: https://www.sompo-japan.co.jp/

SOMPOダイレクト損害保険株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL: 03-3988-2711

URL: https://www.sompo-direct.co.ip/

大同火災海上保険株式会社

店】〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1-12-1

TEL: 098-867-1161

【東京支店】〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1-1(山城ビル10F)

TEL: 03-3295-1127 URL: https://www.daidokasai.co.jp/

東京海上日動火災保険株式会社

〒100-8050 東京都千代田区大手町2-6-4 (堂般橋タワー) URL: https://www.tokiomarine-nichido.co.ip/

トーア再保険株式会社

〒101-8703 東京都千代田区神田駿河台3-6-5

TEL: 03-3253-3171 URL: https://www.toare.co.jp/ ※再保険専門会社につき、一般の損害保険は取り扱っておりません。

日新火災海上保険株式会社

【東京本社】〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3

TEL: 03-3292-8000

【さいたま本社】〒330-9311 埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5

URL: https://www.nisshinfire.co.ip/

日本地震再保険株式会社

〒103-0024 東京都中央区日本橋小舟町8-1(ヒューリック小舟町ビル4F)

TEL: 03-3664-6074

URL: https://www.nihonjishin.co.jp/

※再保険専門会社につき、一般の損害保険は取り扱っておりません。

ペット&ファミリー損害保険株式会社

〒110-0015 東京都台東区東上野4-27-3(上野トーセイビル7F)

TEL: 03-6636-9730 URL: https://www.petfamilyins.co.jp/

三井住友海上火災保険株式会社

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9

TEL: 03-3259-3111 URL: https://www.ms-ins.com/

三井ダイレクト損害保険株式会社

〒112-0004 東京都文京区後楽2-5-1(住友不動産飯田橋ファーストビル8F)

TEL: 0570-200-207 URL: https://www.mitsui-direct.co.jp/

明治安田損害保険株式会社

〒101-0048 東京都千代田区神田司町2-11-1

TEL: 03-3257-3111 URL: https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/

株式会社ヤマップネイチャランス損害保険

〒905-2173 沖縄県名護市字久志547番地5(みらい5号館 102)

TEL: 0980-43-8019 URL: https://yamap-naturance.co.jp/

楽天損害保険株式会社

〒107-0062 東京都港区南青山2-6-21 (楽天クリムゾンハウス青山) URL: https://www.rakuten-sonpo.co.jp/

レスキュー損害保険株式会社

〒100-0004 東京都千代田区大手町2-1-1 (大手町野村ビル7F)

TEL: 03-6910-3278 URL: https://www.rescue-sonpo.jp/

損害保険に関するご相談・お困りごとは

20570-022808

そんぽADRセンターにご連絡ください。

受付時間:9:15~17:00

【月~金曜日(祝日・休日および12月30日~1月4日を除く)】





日本損害保険協会

〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2-9

本冊子に関するお問い合わせ先

業務企画部啓発・教育・防災グループ

TEL: 03-3255-1215 https://www.sonpo.or.jp







※PDF版は認証紙に印刷 された認証印刷物データを 使用して作成しています。